

の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字別所町

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして別所村と稱す、別所は一に別墅に作れり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、沼村・野村・藤井村と合併して一村を設け、沼野村と名づけて其の大字となりしが、同四十四年十二月三十一日限り同村廢せられて、岸和田町の大字となり、大正二年一月一日より大字別所町と改稱せらる。

來迎山

來迎山は東方にあり、熊野神社の舊地なり。社は寛治四年正月白河法皇の紀州熊野行幸の歸途、此の地を過ぎ給ひしとき、田の中に白蓮三莖生しかば、勅して其の地に小社を建て、熊野神を祀り、熊野三所權現と稱し、神田若干を附し給ひて、宮寺六坊を存したりしが、天正十三年三月十九日信長の劫火に罹りて社殿伽藍等焼失し、文祿三年九月に至りて社領も沒收せられしと。貞享五年岡部氏に新田貳反歩を寄せられ、明治五年村社に列したりしも、同四十一年十月大字沼町の菅原神社に合祀せられて今はなし。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日加守村と二ヶ村聯合したるの外は、大字藤井町に同じ。

舊町村名	舊石高	明治八年改正有租地反別町	明治九年一月一日現在人口	町村制施行當時の反別町	町村制施行當時の人口	大正元年十二月末日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
岸和田並松町				10,071元	1,071		
岸和田北町				9,797	1,102		
岸和田魚屋町	1,257・733	310,043	5,336	1,410	373		
岸和田堺町				4,183	548		
岸和田本町				3,790	79		
岸和田南町				5,956	67		
岸和田濱町	311・785	14,533	3,601	2,697	4,111		
岸和田村	1,766・955	107,427	2,787	17,939	2,110		
沼村	540・288	41,927	1,103	4,621	1,025		
野村	662・459	62,028	974	6,827	79		
藤井村	328・274	12,839	133	1,883	149		
別所村	336・980	11,309	99	2,695	83		
計	3,621・924	279,245	14,344	39,150	22,679	33,795	29,336

第七項 土生郷村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、土生村・作才村・畑村・極樂寺村・流木村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊土生郷（土生郷の名は舊志に見えざるも、今町村分合取調書の儘に記す。）の疆域なるに依り、其の稱を採りて土生郷村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて南郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字 土生

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして山中村と呼びしが、後土生村と改稱す。天正年間作才村を分ち、正保三年八月二十二日復た土生瀧村を分てり。

土生神社は字宮山にあり、菅原道眞・品陀別命・武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神を祀れり。古老の傳ふる所に依れば、堀河天皇の寛治四年正月白河上皇熊野御幸の歸途、隣地なる別墅村の田中に白蓮の咲けるを看行はし給ひて、同所に熊野神社を祀らんとし、暫く當所に蹕を駐め給ひけるに、當時本地人民は今の有眞香村大字土生瀧の意賀美神社を産土神と仰ぎしも、其の遠く隔たれるを

土生神社

舊山下八幡社

憂ひしかば、衆議の上源俊賴郷に依りて鎮守の神を祀らんことを願ひ出でしに、聽許あらせられて天満天神を祀るべしとの御意を下し給へり。依て里民は大に喜び、俊賴卿に従ひて上洛し、其の旨を北野天満宮に傳へ、其の分靈と道眞眞筆の法華經とを受け歸り、同年八月二十一日上皇御駐蹕の址に社殿成りて祀りしもの即ち當社の起原なりと。武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神は、もと境内末社に春日神社として祀られありしを、後に合祀せしものなり。國內神名帳には神位を從五位と記せり。明治五年村社に列し、同三十五年十月八日字樫の村社八幡神社（品陀別命）を合祀し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十一月十一日字山下の山下八幡社（上）を合祀せり。合祀せし山下八幡社は、岡部美濃守宣勝の當地隱居所に引移りし後、六月の土用中虫干の具足座敷に飾られありしに、首に輪のある山鳩（俗に八幡鳩といへるもの）二羽來りて冑の八幡座に留まりしかば、武運の吉瑞なりとて喜び、程なくして鳩の飛び立ちて留まりし所を見届けしめ、其の地に社殿を建て、八幡宮を勸請せしもの即ち此の山下八幡社にして、社領參町貳反壹畝拾參歩を寄せ、八幡山感應寺を宮寺と爲し、之に貳拾石を寄せて例年八月十五日放生會を執行し來りしが、明治五年神佛の分離に依りて寺は廢絶し、社は村社に列し來りしものなり。境内は壹千貳百五拾七坪を有し、本殿・拜殿・幣殿・社務所・納家等を存す。末社に天照皇大神社・神武天皇社・熊野神社・高麗神社・嚴島神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月一日・夏祭は六月十九日なり。

泉光寺

泉光寺は字山下にあり、天瑞山と號し、臨濟宗妙心寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。岡部美濃守宣勝の播州龍野を領せしとき、同地に一寺を建立して雄心寺と號し、以て其の菩提所と爲せしもの即ち當寺の起原なり。後龍野より攝州高槻に移封せらるゝに及び、寺も同地に移りしが、其の後當國岸和田に移轉せられしかば、寺も亦岸和田南町に移れり。然るに宣勝は寛文元年六十五歳を以て致仕し、別邸を此の山下に構へて隱居し、賦詩讀書以て其の餘生を送り、遺言して骸を此に葬り、且邸を以て菩提所と爲さしめ、同八年十月十九日七十三歳を以て逝き、泉光院殿鐵外可堅大居士と法諡せり。依て其の子行隆は遺言に従ひて此に葬り、雄心寺を此の別邸に移し、宣勝の法諡に因みて泉光寺と改稱せり。かゝる由緒を以て同家代々の菩提所と爲り、寺領壹百石を寄せられて明治初年まで繼續せり。同家の墳は御影石を敷きたる一畫の裡に建てられ、十個の五輪塔は同家十代の靈の長へに眠れる所なり。境内は貳千壹百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。外に藥師堂あり。

岡部家の墳

駐蹕紀念碑

同寺の西方なる中島池畔の丘阜に一大石碑あり、明治三十一年十一月攝・河・泉の野に於て陸軍特別大演習の行はれし時、先帝陛下の親く兵を看行はせ給ひし所なるを以て、其の聖址を永遠に傳へんが爲の建設し、同三十三年十一月十五日除幕式を舉行し、碑面には駐蹕紀念碑の五大字を鐫せり。書は小松宮彰仁親王殿下の染筆・銘は福井楠喜の撰なり。四顧開豁にして眺望に富めり。

西向寺

西向寺は字南出にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛文

正光寺

十一年欣譽の中興なり。境内は四百拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。正光寺は同字にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長六年正祐の開創なり。境内は貳百六拾八坪を有し、本堂のみを存す。

神明山

土生の墓

神明山は東北にあり、面積參千五百貳坪にして、日本武尊の白鳥に化して降り給ひし所なりと傳へ、土俗之を尊敬せり。又西南に土生の墓といへるあり、封土の高さ參尺・面積壹畝歩許の内に、一基の五輪塔を存す。土生國人の墓なりと傳ふ。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字作才

本地はもと土生村と同村たりしが、天正年間同村より分れて作才村と稱す、村名は前志に見ゆるものなし。傳へいふ、萬治三年殆ど亡失せしことありと。

慈光寺は字出口にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと眞言宗根來寺の配下たりしも、中興圓融のときに轉宗して本願寺末となる。境内は壹百六拾七坪を有し、本堂のみを存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日上松村と二ヶ村聯合したるの外は、大字土生に同じ。

大字畑

本地は古來南郡に屬し、もと阿間河莊の内にして畑村と稱す。畑は波多なり、波多氏に因めり。波多氏は古事記孝元天皇の段に、「建内宿禰之子波多八代宿禰者波多臣之祖也」と見ゆる波多氏はれなり。

波多神社は西方字コントにあり、波多八代宿禰を祀れり。波多氏の其の祖を祭りしものならん。延喜式内の舊社なれども、由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳拾坪を有し、本殿・拜

淨滿寺

殿を存す。里俗は雷除の神として崇敬せり。氏は本地一圓にして、祭日は十月一日なり。

淨滿寺は字村中にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大永二年二月の創立なり。境内は貳百六拾六坪を有し、本堂・太鼓樓・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區一小區内の八番組に入りたるの外は、大字土生に同じ。

大字極樂寺

本地は古來南郡に屬し、もと阿間河莊の内にして極樂寺村と稱す。村名は極樂寺の名に因めり。

極樂寺

極樂寺は字寺の前にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。永正九年燈譽上人光然禪師の中興なり。境内は四百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。外に藥師堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區一小區内の八番組に入りたるの外は、大字土生に同じ。

大字流木

本地は古來南郡に屬し、もと阿間河莊の内にして流木村と稱す。津田川の流域にありて、樹木の流

れ來れるより起りし村名ならん。

稱名寺

稱名寺は字芝出にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾四坪を有し、本堂の外に門を存す。

檜屋城の址

檜屋城のありし所なれども、今其の址は詳ならず。城は天正十三年豊臣秀吉の根來寺討伐の際に築きし所なり。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區一小區内の八番組に入りたるの外は、大字土生に同じ。

大字	字	舊石高	町村制施行		大正元年三月末日現在人口		大正九年十月一日國勢調査の人口	
			明治九年一月一日現在人口	當時の反別	當時の反別	當時の人口	當時の反別	當時の人口
大	土生	二、三二四・八八〇	一、〇〇五	三七・三三〇	一、一三三	三、一〇五	二、四九九	
	作才	三、七三六・六四〇	九四	二六・三三四	八九			
	畑	六、八一・九五五	三五	八・七三三	三五			
	極樂寺	五、三八〇・五二〇	三六	三、六〇五	二九			
	流木	六、八八・五四〇	二八	九四・六九二	三〇			
計		四、五六・四二〇	一、九九九	四八・九八三	二、一九九			

第八項 有眞香村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、神須屋村・八田村・眞上新田・土生瀧村・阿間河瀧村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、土生瀧村を除くの外は何れも舊阿間河莊の内なるに依り、同莊名を採りて有眞香村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて南郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字 神須屋

本地は古夾南郡に屬し、神須屋村と稱す。古書には、神津屋村に作れるもあり。舊阿間河莊の内なり。阿間河莊は日本書記崇神天皇の條に見ゆる「茅渟縣有眞香邑」にして、延喜神名帳には阿理莫と書せり、安暮氏の居りし所なり。安暮氏は姓氏録和泉國神別に、「安暮、速日命七世孫ト千尼大連之後也」と見ゆるものは是れにして、安暮は阿理莫の略、又莊名の阿間河は安暮の借字なり。

捕鳥部萬の犬の墓は南方字向山にあり、大字八田の萬の墓に近し。高さ參尺・周圍貳拾貳間の封土にして、雜樹疎生の裡に一碑あり、捕鳥部萬狗塚と刻せり。其の事蹟は大字八田なる萬の墓の條に記

捕鳥部萬の犬の墓

する所の如し。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年より松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり。依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まり、同年四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 八田

本地は古來は南郡に屬し、もと阿間河莊の内にして八田村と稱す。八田は八多・八太に同く、波多氏に因めり。波多氏は已に土生郷村大字畑の條に記せしが如く、古事記孝元天皇の段に、「建内宿禰之子波多八代宿禰者波多臣之祖也」と見ゆる波多氏は是れなり。日本書紀應神天皇三年の條に見ゆる羽田矢代宿禰、同履中天皇の條に見ゆる羽田矢代宿禰は其の裔にして、同天武天皇十三年十一月戊辰朔、

波多臣は朝臣の姓を授かり、三代實錄貞觀六年八月八日壬戌、右京人故外從五位下岡屋公祖代は八多朝臣の姓を授けられ、其の先は波多屋代宿禰なり。又波多八代宿禰の裔たる道守朝臣は、姓氏錄和泉國皇別に、「道守朝臣、波多朝臣同祖、武内宿禰男八多八代宿禰之後也」と見ゆるものは是れにして、前記の土生郷村大字畑と共に同氏族の居りし所ならん。

矢代寸神社

矢代寸神社は南方字宮内にあり、武内宿禰及び波多八代宿禰を祀れり。明治六年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十一月十一日大字眞上の村社彌榮神社(素蓋)・土生郷村大字流木字福塚の同巖島神社(市杵島)・同村同大字々鹿島の同鹿島神社(武甕)・同村同大字々落成の四十九神社(不詳)、同年十二月九日大字神須屋字諏訪の同矢代寸神社(波多八)、同四十五年二月二日同大字の無格社天神社(菅原)を合祀せり。合祀社中に於ける矢代寸神社は、當社と共に延喜式内の舊社にして、式に矢代寸神社二座と見ゆるものは是れなり。當社を一の宮と呼び、後社を諏訪宮と稱し、其の地は相距る數町の所なり。社名矢代寸の寸の字は村の字の半體なるが爲めに疑を生じ、神社叢錄には矢代寸は夜之呂牟良と訓むべし、舊訓「やしろき」とあるは宜からずと爲し、國內神名帳には南郡從五位上屋代村社と載せ、大日本史には「寸蓋村之省字」なりとせり。是れに依れば本地は復た屋代村(矢代村とも稱したるが如くなれども、里老の傳説には、兩社とも古來「やしろき」神社と稱したりといふ。其の何れの正なるかは賢者の精査を俟つ。祭神不詳の爲め元文二年八月京都の吉田家に願出で、同家

より一宮牛頭天王の巻物を下附せられしと社記に見ゆれば、社は一時其の祭神名を失して素戔嗚命を祀りたることあるものと思はる。寛治四年正月白河上皇は熊野御幸の際に御參拜あらせられ、降て岸和田藩主代替の際には、領内の各社に拜禮せしも、中頃より之を略して當一の宮のみに參拜して、領内各社の祭を執行せしと傳ふ。境内は壹千九拾貳坪を有し、本殿・拜殿・廊下・廊下前建・神饌所・神輿舎・寶藏・社務所を存す。氏地は本地及び大字神須屋・同眞上、土生郷村大字流木・同極樂寺・同畑の全部にして、例祭は十月一日・夏祭は六月十九日なり。

捕鳥部萬の墓

捕鳥部萬の墓は西方字向山にあり。萬は崇峻天皇の御宇物部守屋の資人なり。左記の日本書紀に見ゆるが如く、厩戸皇子の蘇我馬子と共に守屋を攻め給ひしとき、萬は壹百人を率ゐて難波の宅(守屋の別業)を守りしに、大連の既に滅びしを聞きしかば、馬に騎して夜遁れて茅渟縣有眞香邑に向へり。仍て其の婦の宅に過り、遂に山中に匿る、蓋し其の私宅は日根郡鳥取郷にありしを以て、之に歸らんとせしも、其の婦は此の有眞香邑の産なるに依り、路傍の婦家に入りて急難を避けしものならん。然るに朝廷より遣はされし數百の衛士に圍まれければ、萬は篋叢の裡に匿れ、繩を以て竹を繋ぎ、引き動かし己が居る所を惑はしむ。衛士等詐かれて搖げる竹を指して馳せていふ、萬此にありと。萬即ち箭を發して中らざるなければ、衛士等恐れて近づかず、萬乃ち弓を弛め腋に挟み、山に向ひて走り去る。衛士等河を挟みて追射すれども皆中ること能はざりしが、一衛士あり疾く馳せて萬の先になり、河側

に伏して之を射ければ萬の膝に中りけり。萬即ち矢を抜き地に伏し號んで曰く、萬は天皇の楯となりて將に其の勇を効さんとせるに、推問せずして此くは逼迫せらる、共に語るべきものは來れ、願はくは其の理由を聞かんと。衛士競ひ馳せて之を射る、萬便ち拂ひ挿き矢を飛ばして參拾餘人を殺せしが、其の持てる所の劔を以て三たび其の弓を截り、又其の劔を曲めて河水に投じ、別の刀を以て頸を刺して死せり。國司其の死狀を具して奏しければ、朝廷符を下して之を八段に斬り、以て八國に散梟せしめらる。命に従ひ國司之を斬りて梟しけるに、雷鳴大雨せり。然るに萬の養ひし白犬は俯仰して屍側に吠え廻り、遂に萬の頭を咬へて去り、之を古家に收め置き、枕側に横臥して其の前に飢死せり。國司之を異として朝廷に奏しければ、朝廷之を哀み符を下して曰く、此の犬は世に稀に聞く所なり、後世に觀すべし、須く萬の族をして墓を作りて葬らしむべしと。是に於て萬の族は二箇の墓を有眞香邑に起して、萬と犬とを葬りしと。其の萬を葬りし墓は即ち當墓にして、俗に大墓といひ、高さ參間・南北參拾間・東西貳拾間、松樹疎生下の一碑に捕鳥部萬墓の五字を刻す。其の傍なる豊碑は先年有志の建てしものにして、題額は三條公の筆、文は本居豊頴の撰なり。

日本書紀

崇峻天皇の條

物部守屋大連資人捕鳥部萬將一百人守難波宅、而聞大連滅騎馬夜逃向茅渟縣有眞香邑、仍過婦宅而逢

匿山、朝廷諺曰、萬懷逆心故隱此山中、早須滅族可不怠歎、萬衣裳繁垢形色憔悴、持弓帶劔獨自出來、有司遣數百衛士圍萬、萬

即驚匿叢叢、以繩繫竹引動令他惡己所入、衛士等被詐指搖竹聽言萬在此、萬即發箭一無不中、衛士等恐不敢近、萬便弛弓挾腋向

山走去、衛士等即夾河追射皆不能中、於是有一衛士疾馳先萬而伏河側擬射中膝、萬即拔箭張弓發箭伏地而號曰、萬爲天皇誓將効其勇、而不推問翻致逼迫於此窮矣、可共語者來、願開殺處之除、衛士等競馳射萬、萬便揮揮飛矢殺三十餘人、仍以持劍三截其弓、還風其劍投河水裏、別以刀子刺頸死焉、河內國司以萬死狀牒上朝廷、朝廷下符稱斬之八段散集八國、河內國司即依符旨臨斬集時雷鳴大雨、爰有萬養白犬、俯仰迴吠於其屍側、遂嚼擊頭收置古冢、橫臥枕側飢死於前、河內國司尤異其犬、牒上朝廷、朝廷哀不忍聽、下符稱曰、此犬世所希聞、可觀於後、須使萬族作墓而葬、由是萬族變祀墓於有真香邑葬萬與犬焉、

本地の領主及び區畫の變遷は、大字神須屋に同じ。

大字眞上

本地は古來南郡に屬し、もと阿間河莊の内なり。承應元年の頃隣村に眞壁新左衛門といへる人あり、外十二名のもと協力し、資金を河内國久寶寺村の安井小左衛門に借り、此の地の開墾に着手して明暦元年竣功せしかば、家居を移して眞壁村と稱せしが、後轉訛して眞上となり、寶永三年更に眞上新田と改稱し、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字眞上と稱す。字地に北坂といへるあり。

本地は開發以前より岡部美濃守の領地たりしが、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字神須屋に同じ。

大字土生瀧

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内なり。正保三年八月二十二日土生村より分れて瀧村と稱せしも、隣域にも瀧村ありければ、之と區別して土生瀧はぶたきと呼びしが、後遂に村名となれり。瀧の地名は雨降瀧のあるより起れりといふ。

意賀美神社

意賀美神社は南方字社平山にあり、延喜式内の神社にして闇意賀美神を祀り、雨降明神の名あり。創建の年月は詳ならざれども、古老の傳ふる所に依れば、聖武天皇の天平四年畿内に大旱魃あり、大に宸襟を惱まし給ひける際、神の夢告に、帝都より西南拾五里隔てたる瀑布の側に祀れる神に祈らば、大雨沛然として至るべしとありしかば、覺めて當社に幣帛を捧げ祈禱あらせられたるに、果して覆盆の大雨降り濃ぎ、百姓爲めに蘇生の思を爲せり。天皇大に喜ばせ給ひ、御愛賞の奇石を納め給へりと。現存せる古石嗽盤に「天平四十年八月吉日龜大神宮」と刻せるものあれば、當時以前より社の存せしは明なり。降て陽成天皇の元慶八年六月天下大に旱せし時、菅原道眞奉幣使として祈雨し、靈驗灼然たりしかば、是れより雨降明神の名ありといふ。岸和田藩主岡部侯は特に當社を崇敬して、領内に旱魃ある時は親ら幣帛を捧げて雨を祈り、寶曆十一年六月新畑五畝拾八歩・山林參反歩の寄附狀は現存せり。寛永年中大旱魃の時、近郷百八ヶ村の農民之を歎じて當社の前に集會し、祈雨の祈誓を爲せしに、

大雨忽ち至りて愁眉を開きければ、爾來毎年六月土用入の日を以て、土生村・岸和田村・作才村・阿間河谷中の者は神酒を獻じて祭典を行ひ、以て永く神恩を謝するの例となりて今に至る。神位は國內神名帳に従五位上とせり。以前は満願寺といへる宮寺ありて奉仕せしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は同五年村社に列し、同四十年十一月十一日字一瀬の村社一瀬神社(市許島)・字古元の同古元神社(高麗神・天兒屋根命)を合祀し、同四十三年三月神饌幣帛料供進社に指定せらる。社殿は其の棟札に元龜元年庚子と書せしものを初めとし、造立及び修覆せしもの取交せ拾八枚(もと拾九枚なりしも内壹枚を失して拾八枚となる)を存すれば、同年間以後に於ても拾數回の造立修覆を爲したるものと知らる。今の社殿は文化九年三月十八日の造立にして、破風造木造檜皮葺なり。本殿の外に神饌所・廳舎・社務所・土藏・納屋等を存し、末社に嚴島神社・天照皇大神宮・春日神社・熊野神社・住吉神社・吉野神社・八幡神社あり。境内は參千八百拾參坪貳合の廣さを有し、津田川其の裡を流れ、川の中央に雨降瀧あり。瀧は高さ參丈餘にして深潭を爲し、旱天に瀧を浚へて神前に雨を祈れば、霧立ち登りて雨となれるを以て此の名ありと。氏は本地及び阿間河瀧の兩大字にして、例祭は十月一日なり。

成願寺

成願寺は字山の原にあり、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。も眞言宗にして遍照光院前大僧正成願法眼眞空法師の開基なり、故に號して成願寺といふ。永祿二年二月晦日重蓮社燈譽光然和尚中興して轉宗せり。境内は壹千五百五拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字神須屋に同じ。

大字阿間河瀧

本地は古來南郡に屬し、もと阿間河莊の内にして瀧村と稱せしが、隣域にも瀧村ありければ、之と區別して文祿元年の頃より天下瀧村と稱し、貞享二年の頃より阿間河瀧村と改稱す。地名の起因は大宇土生瀧と同じものならん。

阿彌陀寺

阿彌陀寺は字下出にあり、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾六坪を有し、本堂・庫裏・納屋・門を存す。外に地藏堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字神須屋に同じ。

大字	須屋	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
神	須屋	五二・〇五七〇	三三・七九〇一	三三三	五五・〇六一〇	三三三	三三三	三三三
八	田	三五四・八九〇	一六・九七六	一八四	五二・〇六七	一九四	一九四	一九四
眞	上	一八一・六四九〇	一五・七二〇五	三三八	二四・八〇五	三九九	三九九	三九九
土	生瀧	四四六・四七〇	三・二六五	四〇三	八四・六〇八	五〇〇	五〇〇	五〇〇
阿	間河瀧	三五・二二〇〇	四・二六六	四六四	一三・七三三	四六六	四六六	四六六
計		一、八三三・〇一七〇	七〇・〇五〇	一、六二一	三九九・七三三	一、八四三	一、八四三	一、八四三

第九項 東葛城村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、河合村・神於村・白原村・相川村・塔原村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、各村に連互せる葛城山の名を採り、西葛城村に對して東葛城村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて南郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬し、同三十九年六月二十二日大字神於・同河合の内を割きて、大字上白原を新設す。

大字河合

本地は古來南郡に屬し、もと五箇莊の内にして河合村と稱す。明治元年白原村を分ち、同三十九年六月二十二日日本地及び大字神於の内を割きて大字上白原を分置せり。字地に東出・西出・舟渡・九頭神といへるあり。

東葛城神社

東葛城神社は中央字東出にあり、もと菅原神社と稱し、菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、大正二年四月二十二日大字神於字脇の谷の村社布引神社(詳不)・同大字々白原の無格社白髮神社(詳不)・大字河合字東出の村社大年神社(大年)・大字相川字岡の同菅原神社(菅原)・同春日神社(武鏡)

長徳寺

・經津主命・天兒
屋根命・比咩大神・大字塔原字下出の同菅原神社(菅原)・同山神社(不)・同大字々牛神の無格社牛神社(不)・同大字々道筋の同道祖神社(道祖)・大字神於字牛か谷の同市杵島神社(詳不)・同大字々大門の村社八幡神社(不)を合祀して今の社名に改め、大正五年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百七拾五坪を有し、末社に高麗神社・八幡神社・神明社あり。氏は本村一圓にして、例祭は十月二十五日なり。長徳寺は字東出にあり、淨土宗上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百貳拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

落合城址

落合城の址は今の城山是れなり。城は槍屋城と共に豊臣秀吉の築きて、根來寺の僧徒に備へたるものなり。

諸兄堰

諸兄堰といへるは津田川の上流にあり。捨石の如き石數個にて堰止め、兩方に分水せるものにして、數百年を過ぐるも曾て緩みしことなく、傳へて橘諸兄の爲せし所なりといふ。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年より松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まり、同年四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區

となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日神於村・白原村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 白原

本地はもと河合村の内なりしが、明治元年同村の内高參拾七石七斗貳升參合の地を分ちて獨立し、白原村と稱す。

經塚といへるあり、傳へて百濟僧光忍の墓なりといふ。光忍は神於寺の中興なり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字河合に同じ。

大字 神於

本地は古來南郡に屬し、もと五箇莊の内にして神於寺村かみかみと呼びしが、文祿三年に至りて神於寺門前村と改め、明治元年更に神於村と改められ、同三十九年六月二十二日本地及び大字河合の内を割きて上白原村を分置せり。

神於寺は字院内にあり、布引山と號し、天台宗延曆寺末にして大日如來を本尊とす。白鳳十二年役

經塚

神於寺

小角の開基に係り、天武天皇の勅願所なり。後光仁天皇の寶龜五年百濟國の僧光忍勅宣を奉じて中興し、七堂伽藍は軒楹相接し、一百の寺院は西の谷(今の)・東の谷(今の)及び院内の三ヶ所に錯落し、壯嚴華麗を極めたりしも、弘治・永祿の頃紀州根來衆の兵燹に罹り、堂宇の大部分は烏有に歸し、僅に十五院を剩すのみなりしが、天正九年に至り小出播磨守は田壹町歩を寄進し、文祿三年豊臣秀吉は山林拾八萬貳千坪の租を免じ、貞享四年岡部美濃守は畑參反歩を納れて保護を加へしも、終に舊觀に復する能はず、益衰微して支坊は正明院・福智院のみとなりしに、近時寺運の挽回せるは喜ぶべし。山に靠り津田川に臨み、山頂は快絶にして、山は名蹟に富み、山腹に散點せる坦地は皆是れ堂塔の舊址にして往時の壯大を偲ばしむ。本坊は參百七拾六坪の境内に本堂・鐘樓・不動堂・藥師堂を存し、福知院の境内は參百四拾六坪、正明院の境内は六百六拾七坪なり。寺寶に三國傳來の法螺・松虫鈴・鈴虫鈴等あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字河合に同じ。

大字 上白原

本地は明治三十九年六月二十二日大字河合の内貳町壹反五畝拾五歩、大字神於の内壹町七反壹畝拾貳歩、合計參町八反六畝貳拾七歩の地を割きて、別に一大字を新設せられたるものなり。

大字相川

本地は古來南郡に屬し、もと五箇莊の内にして相川村さうがわと稱す。

安福寺は字西出にあり、淨土宗上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百拾貳坪を有し、本堂のみを存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日聯合をを離れて一村獨立したるの外は、大字河合に同じ。

大字塔原

本地は古來南郡に屬し、もと五箇莊の内にして塔原村たのほらと稱す。南部には連山高く聳え、西は犬鳴山に接し、東は牛瀧山に連り、南は紀州に跨り、樹木鬱蒼して葛城山と稱せらる。然れども眞の葛城山は南河内と和州とを疆れる一帯の山嶺にして此の山にあらざるも、之を葛城山と呼べるは、蓋し河・泉の峯巒みな役小角の遺蹟を存するに依れるならん。本地より登ること壹里八町にして嶺上に達し、紀・泉の國境を疆る數歩の所に至れば高麗神社あり、山間溪水の紛糾するもの懸りて幾條の瀑布をなし、流れて葛城川となり、末は更に津田川となれり。

葛城山

高麗神社

高麗神社は前記の山中にあり、高麗神を祀れり。一に石の寶殿と呼び、岸和田城主國初るとき此に狩して白鹿を獲しに、偶雷鳴して一山爲めに震動し、士卒生色なく、山下に遁れしが、後城主巨石を以て社殿を作り、葛城一言主神を勧請せしもの即ち當祠なりとは、是れ大阪府誌の記する所なり。然れども後に掲記する覺書に依るも、祠は往時より存したるもの、如くに推せられ、天保五年岸和田藩より堺町奉行所に届出でたる寺社帳寫には、「勸請年月不相知、正保二酉年中興造營」と見え、正保二年は岡部宣勝の岸和田城に入りし寛永十七年より數へて六年目に當れば、同誌に岸和田城主の社殿を造りしと記せるは、即ち此の中興造營たりしにはあらざるか、後の精査を俟つ。社は八大龍王と稱し、早魃に雨を祈れば必ず靈驗ありと傳へ、村民の崇敬厚きのみならず、岸和田城主岡部氏は寶曆七年三月十五日社領として木積村の内にて新田五反歩を寄せ、代々の崇敬深く、參詣登山頻繁を極め、早魃の際には同年に二回も參詣し、十日前後の降雨祈禱中には毎日代參を遣はし、代參は家老又は郡代の如き重職に命ずるを例とし、前記社料の外鳥居・石燈籠等を寄附し、修繕費・祭祀料を下附し、殊に文化十三年以後は毎年代參三度・神饌神酒料金貳兩と定められしといふ。其の尊信の厚かりしを知るべし。明治五年村社に列せらる。境内は六千八百貳拾五坪を有し、本殿の外に拜殿・社務所を存す。氏地は本地及び大字相川・同河合、西葛城村大字木積・同蕎原にして、祭日は八月二十二日なり。

葛城峯寶仙山萬覺書(岸原村庄履岡田庄左衛門重)

(記、寶曆十二年壬午年改題)

葛城之峯と申は、あわ島より大和國金剛仙二城ケたけ迄之間三拾八里惣名をいふなり、此峯筋中に泉州南郡塔原村領に寶仙山と申所葛城山と申傳、大坂・堺御奉行所え葛城山書上物事相濟來り候、泉州に而高山、國々延見、紀伊國大和伊勢さかい高見山河内伊賀あふみ山城京津野國はりまわち唯四國見え申、元此は金剛童子之山なり、然所弘法大師としゆびん大師といのり相、しゆびん大師まか之二字を以雨をふらせる、龍神之をことくしわりたまへば、日本百日之大日でりに成ぬ、扱弘法大師ははんにやはらみつたとくなへ、海の龍王えきせいたまへば、たちまちに八大龍王泉州脇濱浦にあらわれ出たまひぬ、其所今は龍王崎といふなり、弘法大師扱八大龍土を流葛城峯にうつしたまへば、其まゝ天下一同に雨ふり五こく成じゆしたりぬ、(註)其後金剛童子は紀州領へ三十間斗しりぞきたまひ石之小社有、先年泉州之支配有とゆへ共、今は紀州領ゆえ紀州之支配也云々、

彌勒寺

彌勒寺は字下出にあり、淨土宗大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾壹坪を有し、本堂のみを存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日聯合を離れて一村獨立したるの外は、大字河合に同じ。

大字	字	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月一日現在人口	大正九年二月一日 國勢調査の人口
河合	石	三五〇・八八〇	九五・八二五	五八四	一八二・〇八九	七〇四	七〇四		
白原	石	三七・七三〇	二・九三二	二〇五	二六・七九三	三三六	三三六		
神於	石	二二・六六〇	一五・七三二	二四	一六四・一九三	二四四	二四四		
相川	石	一七・六八〇	五・七三五	一九五	六三・六五四	一九二	一九二		

第十項 西葛城村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、木積村・馬場村・秬谷村・大川村・蕎原村・三箇山村の六ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、各村に連亘する葛城山の名を採り、東葛城村に對して西葛城村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて南郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字木積

本地は古來南郡に屬し、もと五箇莊の内にして木積村と稱す。字地に片山・小原出・下出・南山・脇出・男内畑・上出といへるあり、和泉志村里の條に「木積屬邑六」と記せるは、此字地の内を指せるなるべし。舊觀音寺の縁起に依れば、村名は僧正行基の畿内に四十九院を建立するに當り、本州木島の柚山より其の用材を伐り出せしとき、本地に其の用材を積み置きしより起れりといふ。

塔	原	上	白	原	計
一五・三〇〇	一〇〇・五〇八	一七六	一四八・二四七	一六六	一、六八〇
八六〇・四八〇	二五・七五六	一、二八四	五八三・六五五	一、四三二	一、五九六

西葛城神社は字下出にあり、もと深谷神社と稱し、大國主命及び菅原道真を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十三年八月十二日字男内畑の村社菅原神社(菅原道真)・字脇出の同西山神社(比咩命)・字片山の同楠神社(楠正成)・字南山の同菅原神社(菅原道真)・字下出の無格社大神社(天照大神)・大字馬場字春日の村社春日神社(建御命・不都主命・天兒屋根命・比咩神)・同大字々宮山の同八坂神社(品陀別命・須佐之男命)・同大字々奥出の無格社牛神社(不詳)・大字三箇山字宮山の村社菅原神社(菅原道真)・大字柘谷字笹原の同柘谷神社(不詳)・大字大川字宮谷の同菅原神社(菅原道真)・大字齋原字堂脇の同菅原神社(菅原道真)・同大字々古宮の無格社福神社(八重事代主命)・同大字々山之神の同春日神社(建御命・布都主命・天兒屋根命・比咩神)・同大字々不動瀧の同不動神社(日本武尊)・同大字々宮の谷の同菅原神社(菅原道真)・同大字々大將軍の同大將軍社(徳川家康)を合祀し、同時に今の社名に改めらる。境内は壹百六拾坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に八坂神社あり。氏地は本村全部にして、例祭は十月十七日なり。

観音寺の址は字下出にあり。寺は聖武天皇の勅に依り、僧正行基七堂伽藍を建て、自刻の観音像を安置せし所にして、桓武天皇は寺領千七百石を寄せ給ひ、寺門隆盛を極めたりしが、降て足利氏の時に至り、山名氏・大内氏等の同氏に叛きて紀・泉の間に戦ふに及び、佛堂六宇・僧房二十餘宇は灰燼に歸し、佛像は池中に投せられて幸に災を免れしも、天正十三年豊臣氏の根來寺攻めに際し、復た其の兵火に罹りて僅に観音堂の一字を残せしに、徳川氏に至りて領主岡部氏は往古の由緒を追想し、山林

五町歩・新田貳反五畝歩を寄附して永代修繕の料に充てられ、庫裏・鐘樓を建營せしも、安永以來頽破甚だしく、數度の營繕に其の山林田地は悉く賣却せられ、嘉永以後益衰微し來りしが、明治二十二年に至りて遂に廢寺となり、堂は大正三年一月孝恩寺に合併せられて、其の境外佛堂となる。

孝恩寺は同所にあり、慈眼山大悲院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元祿七年正月の再建なり。境内は四百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。境外に庫裏・鐘樓・觀音堂あり、即ち大正三年一月に合併せられたる前記舊觀音寺の遺物なり。其の觀音堂は方五間單層屋根四柱造本瓦葺にして、構造精緻を極む。飛彈の番匠の建てしものなりと傳へ、釘無堂と呼ばれて其の名世に高く、明治二十三年二月保存資金壹百圓を下賜せられ、同三十六年四月十五日特別保護建造物となり、大正五年三月より着手せられて大修繕成り、輪奐の美舊に復せり。工費は金九千七拾圓拾貳錢なりしといふ。堂に安置せる木造の佛像等は、何れも美術工藝上の參考たらざるものなく、持國天立像壹軀・勢至菩薩立像壹軀・阿彌陀如來座像壹軀・阿彌陀如來立像壹軀・藥師如來立像壹軀・聖觀音立像貳軀・普賢菩薩立像壹軀・釋迦如來座像壹軀・文殊菩薩立像壹軀・十一面觀世音立像貳軀・虚空藏菩薩立像壹軀・彌賢菩薩座像壹軀・辨財天立像壹軀・多聞天立像壹軀・地藏菩薩立像壹軀・帝釋天立像壹軀及び板繪着色天部像壹面は大正二年四月十四日國寶となる。一堂にし

て此く多数の逸品を所藏せるは、蓋し天下に稀ならん。尙孝恩寺本尊阿彌陀如來立像壹軀及び脇士の観音・勢至立像貳軀も、明治二十四年七月三日鑑査狀を附與せらる。

蛇谷城址
池尻壘址

蛇谷城址あり、今は僅に之を認むるを得るのみ。又池尻壘の址あり。共に松浦氏の據りし所なり。里傳に依れば、松浦氏は當城壘に據りて、岸村なる和田新兵衛高家と相應じて南朝に力を盡し、岸城より當蛇谷城に通ずる本地に一の峻坂あり、城の坂となん呼ばる。坂の麓なる字片山に楠本稻荷として稻倉魂命を祀れる小祀あり、大なる楠樹の下なりしを以て此の名あり。社前に二本の杉ありて通行者馬を其の木に繋ぎて社參せしかば、其の杉樹を復た馬繋の杉と呼びなし、其の木は今に残りて高さ拾五丈・周圍貳丈餘に餘れり。正成陣歿の後松浦氏は深く之を歎き、追慕の念に堪へず、楠本神社の側に一社を新設し、正成の靈を祀りて楠明神と崇めしは、即ち明治四十三年八月十二日西葛城神社に合祀せられたる楠神社是れなり。松浦氏子なきを憂ひ、同明神に祈りて擧げし一子は秀王丸にして、後當城を足利氏に陥落せられてより、松浦氏は主從僅に十數名にて隱畑といへる要害を守り、又は大門上といへる所に轉據しありしが、秀王丸長じて松浦八郎左衛門と稱し、楠神社の守護を本地の長者に托し、其の身は耶黨を率ゐて河内なる楠氏の軍に投じたりといふ。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年より松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十七戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字馬場

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして馬場村と稱す。字地に土井・畑中といへるあり、和泉志村里の條に「馬場屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

遍照寺

遍照寺は字下出にあり、金靈山と號し、眞言宗仁和寺末にして弘法大師を本尊とす。創立の年月は詳ならず。慶長二年の中興造營なり。貞享四年岸和田城主岡部美濃守は寺料として新田貳反を寄せらる。境内は參百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・護摩堂・鐘樓を存す。

大福寺

大福寺は字北出にあり、神護山和光院と號し、淨土宗鎮西派大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百拾四坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に大日堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字木積に同じ。

大字 柘谷

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして柘谷村と稱す。

金福寺山は北方にあり、山巔は金福寺城のありし所なり。城は一に野田山城ともいひ、紀州根來寺の僧の築ける所なりしが、後織田氏の破る所となりて墟となり、今に礎石残りて累々せり。其の之を金福寺山と呼べるは金福寺のありしに依る。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日大川村と二ヶ村聯合したるの外は、大字木積に同じ。

大字 大川

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして大川村と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日柘谷村と二ヶ村聯合したるの外は、大字木積に同じ。

金福寺城の
址

常福寺

大字 蕎原

本地は古來南郡に屬し、もと五箇莊の内にして蕎原村と稱す。蕎原はもと蕎麥原に作り、蕎麥の產地なるより起りし稱ならん。葛城山間の僻地なり。

常福寺は字宮の前にあり、草寶山護念院と號し、淨土宗鎮西派大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。後柏原天皇永正九年の創立なり。境内は貳百四拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に釋迦堂あり。本地の領主及び區畫の變遷は、大字木積に同じ。

大字 三箇山

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして三箇山村と稱す。國見山あり、山に登れば和泉の全州を視るを得べし、故に此の山名あるならん。

正覺寺は字土居にあり、超照山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年より松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田

正覺寺

藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まり、同年四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高		町村制施行		町村制施行		町村制施行	
	舊	新	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行
木積	六七八・三三〇	三六・三〇五	七六五	一八・二九四	九〇五	三〇五	二七〇	二七〇
馬場	五九一・〇〇〇	七〇・四〇五	三二〇	一〇二・四三三	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
租谷	六・四八〇	三〇・八七〇	五	四・〇〇四	五	五	五	五
大川	九〇・〇六〇	四・三二七	八四	五・〇三八	九	九	九	九
齋原	三・五・四三七〇	一六・二三九	三六	一八・三三三	三六	三六	三六	三六
三箇山	一・三六・九七〇	三・九六六	三八	九・八〇三	四三	四三	四三	四三
計	一・六四九・四〇五〇	四七・八三三	一・九三九	六三七・八三三	二・三三三	二・三三三	二・三三三	二・三三三

第十一項 島村

圓光寺

本村は古來南部に屬し、もと麻生莊の内にして島村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉南郡に屬す。

圓光寺は寶林山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は九拾四坪を有し、本堂・庫裏・茶所・太鼓樓・土藏・門を存す。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まり、同年四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	石高		町村制施行		町村制施行		町村制施行	
	舊	新	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行
有租地反別	一	一	一	一	一	一	一	一
當時の反別	一	一	一	一	一	一	一	一
當時の人口	一	一	一	一	一	一	一	一
大正元年七月一日現在人口	一	一	一	一	一	一	一	一
大正九年十月一日國勢調査の人口	一	一	一	一	一	一	一	一

島	三・四〇〇	二・五三九	一・三三六	二・四四六	一・三三七	一・六七五	一・五五三
---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

第十二項 木島村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、森村・三松村・水間村・名越村・清見村の五ヶ村は、地形民情共に合併するを便とする以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の木島郷なるに依り、其の舊郷名を採りて木島村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて南郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字 森

本地は古來南郡に屬し、もと木島郷の内にして森村と稱す。舊郷名は和名抄に「木島森」と載せられ、其の地は往時山深く良材多かりしを以て、此の名を爲せりと傳ふ。山は謂はゆる木島の柚山にして、一に泉の柚とも呼べり。行基遺戒に依れば、行基曾て菅原寺を建立して本寺となし、四十九院を以て末寺となし、河内國泉郡木島の柚山は橋諸兄卿の知行所なれば、其の良材を請ひ得て建立寺院の用に充てしと。古詠あり。

萬葉 宮木引いっみの柚に立民のやむときもなく戀わたるかも 人 丸

木島の柚山

(桑の種)

同	世の中は泉の柚木とる民もふるきをさらに引おこさなん	常盤井入道
新後撰	心なきいっみの柚の宮木たに引人あればくちはてぬ世を	後久我太政大臣
名	寄 宮木ひく民のかよひ路絶えにけりいっみの柚の雪のあけほの	宣 行
夫	木 宮木引く泉のそまに立民も心あればや花をよくらん	後 徳 大 寺
同	みや木ひく泉の柚に鳴鹿のやむときもなくつまやこふらん	具 氏

稻荷神社は北方字林崎にあり、稻倉魂命を祀れり。由緒は詳ならず。もと東方の山嶺にありしも、後何れの時にか今の所に移轉せり。往時より木島の總社と稱し、世人の崇敬厚く、攝・河井に和歌山地方よりの參詣者多く、岸和田藩主岡部氏は貞享四年新田貳反歩を寄附し、且祭日には保護の武士數拾人を出せしといふ。明治五年村社に列し、同四十一年七月十三日大字水間字谷村の村社菅原神社(菅原)・大字清見字一の宮の同清見神社(市杵島)・同大字々土山の嚴島神社(市杵島)・大字名越字木戸前の市杵島神社(市杵島)・同大字々上の坂下の同菅原神社(菅原)・同大字々村中の同春日神社(建御雷神・布都主神・天兒屋根命・比咩神)・大字三松字前宮の同菅原神社(菅原)・同大字々中宮の同市杵島神社(市杵島)を合祀し、同四十二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社中の清見神社はもと辨財天社と稱し、岸和田城主岡部氏は貞享四年新田參反歩を寄附せしといふ。境内は四百五拾五坪を有し、本殿・拜殿を存す。境外は稻荷の林と呼ばれて雜木繁茂せり。氏地は本村全部にして、例祭は十月十五日なり。

清見神社

稻荷神社

稱念寺

大阪府全志

七九〇

稱念寺は大悲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文五年五月源成の創立なり。境内は貳百四拾壹坪を有し、本堂・門を存す。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まり、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 三松

本地は古來南郡に屬し、もと木島郷の内にして三松村と稱す。

興禪寺

興禪寺は字阿彌陀山にあり、瑞應山と號し、臨濟宗妙心寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。元祿十三年の創立なり。境内は八百九拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

妙順寺

高城の址

妙順寺は字南出にあり、長榮山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文安元年の創立なり。境内は八百六拾七坪を有し、本堂・茶所・土藏・鐘樓・門を存す。外に彌勒堂あり。

根來寺僧徒の築きし高城のありし所なり。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區二小區内の六番組に入りたるの外は、大字森に同じ。

大字 水間

本地は古來南郡に屬し、もと木島郷の内にして水間村と稱す。

水間寺

水間寺は字水間にあり、龍谷山觀音院と號し、天台宗延曆寺末にして聖觀世音を本尊とす。聖武天皇の勅願に依り、天平年中僧正行基の開創なり。同十七年には天皇も行幸あらせられ、清流の寺を周れるを以て號を水間寺と賜ひ、七堂伽藍檐を列ねて繪楣彫楹相映じ、坊院の數は壹百五拾壹の多きに達し、寺領貳萬四百五拾六石を有して、郡中屈指の巨利となり、降て順徳天皇は境内の殺生を禁せられ、後村上天皇は勅して祈願所と定め給ひ、足利義滿は軍卒の狼藉を禁じ、天正十三年豊臣氏の根來寺を攻むるに及び、寺頭の一乘院諸顯故ありて根來寺に質たりしかば、部下を率ゐて豊臣氏の將堀秀政と戦ひて大敗し、寺は遂に其の焼く所となり、偉大の堂塔・金碧の楣楹一朝にして空く灰燼に歸し、

寺領もまた没收せられ、坊院頽廢して寺門頓に衰微を極め、天明元年に至り岸和田藩主岡部氏の私財建立に成りしもの即ち現在の堂宇にして、支坊は感應院を剩せるのみ。靈異記に依れば、本尊聖観音は聖武天皇の御宇佛殿の火災に罹れるとき、自ら堂外に出で、貳丈許の所に伏して難を免れしと。是れより靈像と傳へられ、陰曆二月の初午を以て會日とし、此の日に歩を運ぶ者は能く四十二歳の厄難を除き福德を得と稱して、遠く隣國より來賽する者群集せり。寺地は西葛城村大字蕎原より流れ來れる蕎原川と、同村大字大川より流れ來れる大川の本地に入り、會合して水間川となれる兩川間にあるを以て、南北に欄橋を架して往來に便せらる。其の南の大川に架するものを通天橋といひ、聖武天皇の後山に登り給ひしとき、御通行あらせられしものと傳ふ。北の蕎原川に架するものを厄除橋といひ、聖武天皇四十二歳の御厄除の爲め當寺を建立せられ、其の落成の際初めて御通行あらせられしを以て此の名ありと傳へ、賽者は此の橋を渡るを例とせり。川は何れも奇岩怪石錯落し、水は溜して深潭となり、激して飛雪となり、壯絶を極む。堂後に二瀑あり、下なるを鬼が淵といひ、上なるを蛇が淵といふ。其の上頭に瀧壺あり、観音靈像出現の所にして、傍の座光石は即ち巨龜の尊像を行基に捧げんが爲め、其の一擘と共に置きしものにて、光を發することあるを以て此の名ありと。境内は九百壹坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・佛供所・茶所・土藏、及び藥師堂・辨天堂・開山堂・多寶塔を存し、外に僧正行基の説法座なりといへる説法石ありて、石柵を繞らせり。寺寶に観音立像貳軀・阿彌陀佛の

座像・文珠の立像を初め、後村上天皇の繪旨・足利義滿の制狀あり、其の他佛像等多し。

日本靈異記 観音木像不燒火難示威神力縁第卅七

聖武天皇世、泉國泉郡部内珍努上山寺、居于正觀自在菩薩木像而敬供之、時失火燒其佛殿、彼菩薩木像自所燒殿出二丈許而伏死損、誠知三寶之非色非心雖不見目而非无威力、此不思議第一也、

観音院

観音院は字谷村にあり、龍谷山と號し、天台宗延暦寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四百參拾七坪を有し、本堂・土藏・納家を存す。外に護摩堂・愛染堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大区二小區内の六番組に入りたるの外は、大字森に同じ。

大字名越

本地は古來南郡に屬し、もと木島郷の内にして名越村と稱す。

安養寺は法王山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。後柏原天皇永正九年燈譽良然上人の草創なり。境内は貳百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・門を存す。

常照寺は光明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元文元年三月教西の開創なり。境内は貳百六拾貳坪を有し、本堂・門を存す。

安養寺

常照寺

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字森に同じ、

大字清兒

本地は古來南郡に屬し、もと木島郷の内にして清兒村と稱す。

明圓寺は願月山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと天台宗なりしが、文永年中知隆なるもの本願寺に歸して其の末となる。境内は壹百九坪を有し、本堂・太鼓樓・門を存す。

明圓寺

珀琳寺は清泉山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百六拾參坪を有し、本堂・太鼓樓兼茶所・門を存す。

珀琳寺

高井城の址は、東南なる高井天神の社址即ち其れならんといふ。面積約壹千坪にして、今其の一部は樹林となり、一部は開拓せられて田圃となる。城は千石堀城・積善寺城・澤城・畠中城と共に、紀州根來寺衆徒の設けて防備を施したる所にして、千石堀城の右臂たりしが、天正十三年三月豊臣秀吉の南伐に際し、行左京熊取大納言等木島谷五ヶ庄の人数貳百騎を以て楯籠りたりしに、秀吉は福島正則を遣はして之を攻め落せり。

木島合戦記

清兒高井之城者、行左京熊取大納言警固、又東の山手には御大將様之御先陣衆被爲渡候を見て、扱々諸勢哉と驚く、乍去如何程可參とまよふ、橋本右京の處へ遣し立て早々馬乘四五騎御預借有、東の山の手へ先陣御渡候、唯今にも諸軍勢競來馳向ば即時に迫立可申旨松若に申含て積善寺に差遣者、右京間も不致言語同斷腹立て被申據ば、誠に當家の御發向被爲成事五萬や十萬騎の軍兵にては有間敷、孫平次等の様に心得なば油斷大敵と成る、能々令覺悟よと散々に御嘆有て松若を被追戻、最早及早朝者福島大夫殿先陣高井へ推寄、即時に城廓を破却す、行左京は城中にて相果申す、又殘武者は橋本の松林を指て奔入、寄勢勝軍なれば虎の風に嘯形成より、威力はするどかりけり、

伽李素免草紙に、天正の頃根來寺が高井城防備につき苦心したる一端を知るに足るべき古文書の寫を記載せり、左の如し、

- 一、高井城へ畠中のことくにわくらにすへき事
- 一、番手今までのことくたるへき事
- 一、自然敵働候時はつゝ百張可入置事
- 一、在々おとなも畠中と高井へ貳つ八分可入置事
- 一、玉藥兵糧丈夫に可入置事

以 上

如此郡中へ儘に申付候、いよくかしみ申へ候

惣 分

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りたるの外は、

大字森に同じ。

大字	字	舊	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
森	三	松	三三・三〇〇	三三・五〇六	三二七	三三・五二五	三二七	三二七	三二七	三二七
水	三	間	六三・六九〇	七〇・六二七	六八	一九・三九二	九九二	九九二	九九二	九九二
名	水	越	二六・〇四〇	二六・四四六	四八	四八・六二七	五九	五九	五九	五九
清	清	兒	七〇・二四〇	五〇・七二四	四三	六・五八三	三三	三三	三三	三三
計	計	計	六〇・三九〇	三三・四一三	三三	七・六二二	六三九	六三九	六三九	六三九
			二・八九・七六〇	二・四・五二六	二・五九	四〇・九六七	三〇・二五	三〇・二五	三〇・二五	三〇・二五

第十三項 麻生郷村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、津田村・小瀬村・久保村・永吉村・堀村・堀新町・鳥羽村・福田村・半田村・麻生中村・新井村・海塚村・海塚新町の十三ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、各村は舊麻生郷(舊志には麻生郷とせらるも、今は分合取調書の儘に記す)なるに依り、其の舊郷名を採りて麻生郷村と名づけ、各村は其の大字となり、舊によりて南郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬し、大正元年十一月十四日大字海塚の内を割きて貝塚町に編入す。

大字津田

本地は古來南郡は屬し、もと麻生莊の内にして津田村と稱す。字地に北川端といへるあり。西邊は海に瀕して謂はゆる津田の浦なり。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まり、同年四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字小瀬

無量寺

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして巨瀬村と呼び、後文字を改めて小瀬村こせに作れり。無量寺は紫雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。山絡は詳ならず。境内は九拾壹坪を有し、本堂のみを存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字津田に同じ。

大字久保

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして公方村と呼び、後文字を改めて久保村に作れり。

阿理莫神社は北方字夏目にあり、俗に雨近明神と呼べるは、泉州志にいへるが如く阿莫の轉ならん。

延喜式内の神社にして祭神詳ならざるも、安幕氏の其の祖を祀りしものならん。社はもと地名と一致せるものなりしが、後池を新井に穿ちしとき、阿理莫莊を離れて麻生莊に入りしといふ。國內神名帳には神位を従五位上と記せり。明治六年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年二月八日字鳴神の村社加茂神社(不詳)・大字小瀬字牛神坂の無格社牛神社(不詳)・大字津田字鱧崎の村社鱧崎神社(不詳)・大字新井字藥師田の無格社大神宮社(天照皇)、同年十一月二十五日大字堀字天神の村社菅原神社(菅原)、同年十二月二十三日大字麻生中の同中村神社(市杵島姫命)、同四十二年一月十二日大字鳥羽字鳥羽の村社鳥羽神社(須佐之男命)、同大字々北宮の同天照大神社(不詳)・同大字々西宮の無格社西宮

阿理莫神社

捕鳥部萬の
潜みし址

最勝寺

眞成寺

神社(事代)、同年四月十六日大字半田字麻生川の村社麻生川王子神社(阿理莫公)・同大字々辨天の岩瀧神社(市杵島)、同年十月三十日大字海塚字番神の村社神明神社(天照皇)・同大字々堂中の同菅原神社(菅原)・同大字々中の町口の同八幡神社(品陀)・同大字々宮山の同海門神社(須佐之男命)を合祀せり。各社合祀の結果氏は本村の全部となる。例祭は九月二十五日・夏祭は七月二十五日に行はる。本殿・幣殿・拜殿・神樂所・社務所を存す。境内は八百參拾參坪を有し、高燥の域にして松杉繁茂し、茅海は樹間に隱見して眺望に富めり。

同社に近く小栗街道を隔て、一深篁あり、是れなん捕鳥部萬の潜みし所にして、復た犬の萬の首を啣み來りし所なりと傳ふ。

最勝寺は指月山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人西田宇右衛門なるもの元祿九年七月佛門に入り、同年十月當寺を創立せり。境内は壹百六坪を有し、本堂及び門を存す。

眞成寺は字中村にあり、小谷山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。建武三年の創立、了意の開基なり。了意は楠門太郎の剃髮後の法名なり。文明九年眞宗に轉じ、天正十一年初めて寺號を公稱せり。境内は壹百四拾貳坪を有し、本堂のみを存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日永吉村と二ヶ村聯合したるの外は、大字津田に同じ。

大字 永吉

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして永吉村と稱す。東寺安貞二年の文書に、修明門院領和泉國永吉莊と見ゆれば、永吉莊と稱したることあるならんか。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日久保村と二ヶ村聯合したるの外は、大字津田に同じ。

大字 堀

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして堀村と稱す。明治五年堀新町を分置せり。

専念寺

専念寺は一心山と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區二小區内の三番組に入りたるの外は、大字津田に同じ。

大字 堀新町

本地はもと堀村の出戸なりしが、明治五年同村より分れて堀新町と稱す。和泉志村里の條に「堀屬邑」と記せるは、本地を指せるものならん。

本地は分村後明治七年一月二十二日第三大區二小區に屬し、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日海塚新町及び貝塚北町外四ヶ町と聯合し、同十七年七月一日第十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 鳥羽

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして鳥羽村と稱す。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まり、同年四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區

となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 福田

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして福田村と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日新井村と二ヶ村聯合したるの外は、大字鳥羽に同じ。

大字 半田

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして秦村と呼びしが、後半田村と稱す。半田は秦の訛なり。姓氏錄和泉國諸蕃に、「秦忌寸、太秦公宿禰同祖、融通王之後也」と見ゆる秦氏の居りし所ならん。

道教寺は字丁畑ヶにあり、川勝山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五百拾貳坪を有し、本堂のみを存す。

海岸寺の址

海岸寺の址は字海岸寺にあり。寺は高見山長昌院と號し、岸和田城主岡部美濃守宣勝の建立なり。

道教寺

宣勝の岸和田に移封せらるゝや、將軍家とは特別の關係あるを以て、將軍家累代の位牌を安置して、其の忌日に禮拜せんが爲め、天台宗の寺院を領内に建立せんことを願ひ、幕府の許可を得て地を此に相し、明暦二年の冬より建營に着手し、翌三年の夏竣工せしもの即ち當寺なり。依て東叡山寛永寺に屬せしめ、寺領壹百五十拾石を寄せ、將軍家累代の位牌を安置し、忌日に禮拜參詣し、殊に日光并に増上寺に於て公儀の法事あるに際しては、當寺に於ても二日三夜の法事を行ふを例とし、堂宇輪奐の美を極め、境内は壹萬參千貳百八坪を廣さを有し、岡部家と深き因縁を有せる巨刹たりしも、明治二年の頃藩士等時勢を憚りて寺を毀ち、寺僧を還俗せしめて土生八幡社の神主たらしめしといふ。

同寺の址は低丘を爲して稚松茂生し、駐驛紀念碑は其の中に建てらる。明治三十一年十一月攝河・泉の野に於て陸軍特別大演習の行はれし時、先帝陛下の親しく兵を看行はし給ひし所なるを以て、之を紀念せるなり。同三十三年十一月建設のにして高さ壹丈五尺、碑文は岸和田の儒者福井楠喜の撰なり。

南方字麻生川は麻生川王子祠のありし所なり。同王子は熊野王子記に「淺宇河王子、或曰鹿王子」と見え、御幸記に「先陣參淺宇河王子、不待御幸又前陣參鞍持王子」と見ゆるものは是れなり。麻生川王子神社と稱し、村社に列し來りしが、明治四十二年四月十四日大字久保の郷社阿理莫神社に合祀せられて今はなし。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區二小區内の四番組に入りたるの外は、

駐驛紀念碑

麻生川王子祠の址

大字鳥羽に同じ。

大字麻生中

本地は古來南部に屬し、もと麻生莊の内にして中村と呼びしが、山直郷にも同名の中村ありて往々行違を生ずるを以て、明治十七年九月十七日麻生中村と改稱せらる。

正満寺は信法山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿九年の創立、淨信の開基なり。境内は壹百五拾七坪を有し、本堂のみを存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區二小區内の四番組に入りたるの外は、大字鳥羽に同じ。

大字新井

本地は南郡に屬し、もと麻生莊の内にして新井村と稱す。村名の新井は、泉州志にいへるが如く新治の訛ならん。新治の訛ならんには、新治行宮のありし所なるべし。同行宮は稱徳天皇の天平神護元年十月紀伊國行幸還御のとき、深日行宮より入御し給ひし所にして、史には日根郡とあれども、同郡には新治の名見えず、本地は同郡に近ければ、何れの時にか郡界に變更ありしにはあらざるか。且甲

正満寺

申深日の行宮に至りて、乙西には直に新治行宮に到り給ひしと見ゆれば、其の行程より測るも恐らく此の地ならん。然れども今其の遺址は詳ならず。

續日本紀 稱徳天皇天平神護元年冬十月辛未、行幸紀伊國、丙子、天晴進到玉津島、癸未、遷到海部郡岸村行宮、甲申、到和泉國日根郡深日行宮、于時四方暗暝異常風雨、紀伊國守小野朝臣小實從此而還、乙酉、到同郡新治行宮、丙戌、到河内國丹比郡、丁亥、到弓削行宮、

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區二小區内の四番組に入り、同十四年三月五日福田村と二ヶ村聯合したるの外は、大字鳥羽に同じ。

大字海塚

本地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして南海塚村と呼びしが、後單に海塚村と稱す。明治五年海塚新町を分ち、大正元年十一月十四日四町四反五畝貳拾六歩を貝塚町に編入せらる。

南三味庵は紫雲山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寶永六年龍山淨雲和尚の開基なり。境内は六拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・離座敷を存す。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩

南三味庵

の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まり、同年四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月一日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字海塚新町

本地はもと海塚村の出戸なりしが、明治五年分れて海塚新町と稱す。和泉志村里の條に「南海塚屬邑一」と記せるは、本地を指せるものならん。

本地は分村後明治七年四月十三日第三大區二小區内の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日堀新町及び貝塚北の町外四ヶ町と聯合し、同十七年七月一日第十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現任人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
津田	三三・六七三	二二・七七八	二六三	二六・三三三	二七五	二七五	二七五
小瀬	六四四・四〇〇	五〇七〇八	三三八	五四・八九二	四三七	四三七	四三七
久保	四六五・四七〇	三六・四五〇	二三四	三七・八四一	二四五	二四五	二四五
永吉	四九六・六〇五	三〇・四六三	二二〇	五一・一九二	三〇六	三〇六	三〇六
堀新	二五・二〇九	一三・四八三	一三七	一八・二五三	一五一	一五一	一五一
堀羽	一五〇・四四〇	九〇・九一六	五六	一〇・六四九	四五	四五	四五
福田	七〇八・八四〇	四七・三五二	三九九	七五・五〇二	四一四	四一四	四一四
牛田	九〇〇・四七三	六七・七〇五	四〇〇	八九・四八七	四五六	四五六	四五六
麻生	一四四・六三〇	八・四〇八	一三九	一一・五四一	一四九	一四九	一四九
新井	三八・五七〇	二四・六六八	二三四	三五・九〇六	二二六	二二六	二二六
海塚	四・七三・八六三	三〇一・六三三	二七五	四一六・二二四	三・一〇九	三・一〇九	三・一〇九
計							

第十四項 貝塚町

本町の地は古來南郡に屬し、もと麻生莊の内にして貝塚と呼びしが、天文年間に至りて戸口増加し、寛永年間分れて貝塚西之町・同南之町・同北之町・同近木之町・同中之町の五ヶ町となり、貝塚を以て總稱せらる。貝塚の稱は往時貝殻堆く塚を爲せしより起れりと傳へ、今もなほ井を鑿てば必ず多くの貝殻を掘り出すといふ。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、此の五ヶ町は其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域に屬せしのみならず、從來一團の姿を爲し、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一町を設け、古來の總稱に従ひて貝塚町と名づけ、各町は其の大字となり、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。然るに東南なる麻生郷村大字海塚に接するの邊は、其の境界複雑を極めて容易に識別し能はざるものあり、依て之が整理の爲め大正元年十一月十四日同村同大字の内、南海鐵道敷地以西境川以南清水川以北の土地(百三十四番地・二百四十五番地・二百四十八番地・二百四十九番地を除く)字黒土・同新地・同感田堀・同感田・同新地・同彌助田の下・同彌助田の上・同きれ・同新平作り・同ことのふ・同水通・同扇屋田に含まれたる田壹町七反貳畝歩・畑貳町四反貳畝拾歩・宅地壹反五畝貳拾歩・溜池壹反五畝拾貳歩・原野拾四歩、計四町四反五畝貳拾六歩を本町に編入し、其の結果として同三年十一月一日より該編入地及び大字貝塚北・同中・同南・同近木の區域を變更し、且小字を改正して大字近

木に新通・新地・近木、大字貝塚中に感田、大字貝塚北に北の町といへる小字を新設せらる。而して本町は岸和田の南に接して市街を爲し、西方の海に沿へるの邊は貝塚浦なり。國道第二十九號路線は中央を南北に貫き、幾多の道路は之に聯絡四通し、商業は盛行はれ、遊廓は夙に設けられて都會を爲し、本州に於ける有數の所なり。

感田神社

感田神社は大字貝塚中中之町にあり、天照皇大神・須佐之男命・菅原道眞を祀り、貝塚町の産土神なり。創建の年月は詳ならず。古老の傳ふる所に依れば、往時は神田明神と稱し、社名は地名に因み、今も社地及び東北に隣接せる土地を神田と呼び、其の傍に神田池あり、流水に神田川の稱あり、尙社地は神田河原と稱せしを以て、一に神田河原大明神と呼びしが、宗福寺二世の住僧圓海、里民の依頼に依り、陶器を以て社祠を修補し奉りしかば、其より河原を瓦に替へて神田瓦大明神と稱し、後岸和田藩主の神徳を感じて神領を寄進し奉りしより、神の字は感の字に改まりて感田瓦大明神と唱へ奉れりと。慶安元年社殿再營以來、宗福寺の住職は社僧となりて奉仕し來りしも、明治維新後の神佛分離に依りて神職を置き、同五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十二月十一日大字北之町字荒子の無格社海幸神社(八重事代主大神)を合祀せり。海幸神社は、明治十三年四月七日大字北之町の漁業者早野新七外四十六名の協議して創建したるものなり。社殿の回祿の災に遇ひしこと前後二回、即ち一は天正年間織田氏の兵火に罹り、一は文化十年五月二日夜の雷火に罹れり。今の

社殿は文化十一年の再營にして、本殿の外に幣殿・拜殿・神饌所・神輿舎・木馬舎・社務所を存す。末社に一之社・二之社・三之社・四之社・五之社・六之社・七之社あり。二之社の祭神中鬻貝比賣神は潜戸大神と呼び、乳神と唱えて産婦懷妊者の崇信深し。境内は七百貳拾七坪を有し、小濠其の三方を繞り、表・裏の兩門を存す。例祭は陰曆六月十四日なりしが、明治六年の其日は陽曆の七月十九日に相當せしを以て、爾來七月十九日に定めらる。

願泉寺

願泉寺は同大字にあり、金龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。俗に貝塚御坊と呼ぶ。和銅元年僧正行基の開創にして夙に有名なる巨刹なりしも、星霜を経るに隨ひて法燈漸く衰微し、僅に殘光を保ちて數百年を経過しけるに、天文十九年僧卜半齋了入住持となりて中興せり。了入は俗姓藤原氏、日野權大納言内光の次子にして幼名を幸丸と稱し、大永七年二月十三日父内光の洛西川勝寺に戰歿するや、新井川宰相唯光の從臣菊川隼人佐宗輝に伴はれて當國日根郡に來り、佐野川村に隱れ、享祿四年紀州根來寺の福永院に入りて出家し、名を右京坊と改め、天文十九年貝塚の住人富田頼雄なる者に招かれて當寺の住職となれり。然るに衰頽の後を承けし了入は、經營慘憺具に苦楚を嘗め、白砂の地を拓きて寺を再建し、後深く本願寺の顯如上人に歸依し、密宗より轉じて眞宗に移り、寺號を願泉寺と改む。本願寺の織田氏と兵を交ふるに當り、了入は兩者の間に立ちて融和を謀り、斡旋大に力むる所あり。天正十一年七月顯如上人紀州の雜賀より來りて、宗祖の眞影を當寺に遷

し居られしかば、門徒の瞻仰甚だ厚く、門前常に市をなし、當町は爲めに繁榮を來し、戸口漸次増加せり。初め了入の來りし時は民家僅に拾數に過ぎざりしに、此の時に至り貳百五拾の多きに達せり。亂平ぎて同十三年八月同上人の歸れるに及び、席を一家に同くし、式を本寺に準すべきの命あり。ついで豊臣氏朱印を與へて功を賞し、元和元年四月紀州淺野但馬守長晟の兵八千を率ゐて大坂に向へる時、大坂城より之を討たんとて大野主馬助の出陣するや、了入は主馬助を寺に饗して時を移さしめしかば、徳川家康の殊遇を受け、方四町の坊境を與へられしといふ。了入は慶長七年七十七歳にて入寂し、以後法燈相傳へて今に至れり。現在の境内は參千七百八拾四坪にして、方拾參間の本堂を初め庫裏・茶所・志納所・鐘樓・土藏・太鼓樓・門番所等門内に點在せり。堂後に一小池あり、昔雙岐の蓮を生じければ人以て奇とせしに、幾ばくもなくして本願寺東西兩派に分れしかば、人初めて蓮花の其の前兆を示したるを知りしといふ。毎年十一月に報恩講を行ひ、各町の民家は夜も尙晝のごとく、幾萬の信徒絡繹として集まり、以て曉に達するを例とせり。住職は卜半の後にして日野姓なれども、卜半の名高くして俗に卜半願泉寺と稱せられたる程なるを以て、今は日野と卜半の二姓に分れて、當寺住職は卜半姓なり。本町今日の繁榮は了入に負ふ所多しといふべし。寺寶に、傳行基作阿彌陀如來立像・傳聖德太子自作の立像・傳伏見天皇宸翰の舍利講式・傳弘法大師筆讚淨土經・傳中將姬筆讚淨土經・根來寺より卜半に贈りし書簡貳通を初め逸品多く、家康以下代々將軍の手書を所藏せり。

尊光寺

尊光寺は同大字にあり、二位山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。正了の開基なり。眞言宗なりしが、後本願寺の蓮如法主に歸依轉宗して同寺末となる。境内は貳百八拾五坪を有し、本堂及び門を存す。

滿泉寺

滿泉寺は同大字にあり、寂靜山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。上野國山田郡の人長谷總平なるもの天正年間本願寺に歸依して僧となり、明順と法名し、正保四年當寺を創立せり。境内は六拾貳坪を有し、本堂・門を存す。

正福寺

正福寺は同大字にあり、持留山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。紀州根來山願慶院の住職堪乘なるもの眞言宗を改めて眞宗に歸し、正信と法名し、天正年間本地に來りて創立せり。境内は壹百六坪を有し、本堂・長屋・門を存す。

泉光寺

泉光寺は同大字にあり、清泰山と稱し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永元年中秋勝珍の創建なり。境内は五拾六坪を有し、本堂・庫裏・長屋・門を存す。

眞行寺

眞行寺は同大字にあり、小谷山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基楠多聞兵衛は正成の季子正殷(織田完氏善補公夫人傳に依れば、正成の子は六人ありて其の六男は朝成なり、正殷は此の朝成のことか)の一男なり、父正殷戦死の後紀州根來寺の湛空を師として圓位と法名し、後本願寺蓮如法主の教化を受け眞宗に轉して南郡中村に居りしも、三世了泰に至り天正年間當所に移轉して寺號を公稱せり。境内は壹百拾貳坪を有し、本堂・門を存す。

上善寺

上善寺は大字貝塚南の字寺町にあり、金渠山普照院と號し、北中通村大字中庄淨土宗鎮西派大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば、燈譽上人(鎌上)の開創にしてもと海塚村にありしが、元龜・天正の兵燹に罹りて灰燼と化し、慶長十八年七世萬立和尚のとき當所に移轉し、舊地には堂中又は堂の前等の小字を残せり。今の堂宇は享保四年十六世東旭上人の再建なり。境内は四百拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・門を存し、本堂には本尊の外に千手觀音及び地藏尊を安置せり。地藏尊は十六世東旭上人の靈夢に感じ、當國鉢ヶ峯を捜査せるに、鳥あり鳴きて案内するの狀を爲しければ、其の鳥の飛ぶ所に從ひ行き、果して地藏尊を得たるも首のみなりしに、後異僧來り胸體等を彫刻して去りしかば、首と胴とを繼ぎ合せて安置せしものなりと。鳥鳴地藏と呼ばれて其の名高く、毎年舊盆の二十三四の兩日には賽者群集し、路傍出店を見るの盛況を呈せり。寺寶に燈譽上人筆六字名號壹幅・同三尊來迎圖壹幅(畫線は總て名號にて書かる)・同二十五菩薩來迎圖壹幅あり。二十五菩薩來迎圖は大幅にして、同上人作中他に見ざるの珍物なり。

橋本正高の墓

墓地に麻生郷村大字海塚の舊家高名榮次郎氏先代の墓あり。中に橋本正高の碑なりといへるは、高さ四尺餘、厚さ上部五六寸・下部約壹尺、幅約壹尺五寸の和泉石なり。莓苔蝕して文字鮮明ならざれども、髣髴として南無阿彌陀佛の文字を認め、其の上部左右に日月の模様を刻し、泉北郡國府村大字府中寶國寺和田泉守重次の墓なりといへるものとは石質を異にせるも同型、しかも其の彫刻文字并

に日月の模様等に至るまで異なるなし。もと今の麻生郷村大字海塚の當寺舊境内にありしを、寺と共に移轉せしものにして、當寺及び高名家は勿論古老に至るまで、古くより正高の墓なりと傳へ、高名家は代々香華を供し、同家の系譜に依れば、同家は正高の裔にして橋本を姓とし、代々武人たりしも、元和年中に至りて農となり、同六年正高戰死の地名を採りて姓を高名と改むと見え、高名は同家附近の古名なりといふ。同家の附近に高名の稱ありしものとすれば、天授五年山名氏清と戦ひて正高の戰死を遂げたる高名といへる所は即ち同家附近にして、同家の附近なる當寺の舊境内にありし當碑を正高の墓なりといへるは、其の眞を傳ふるものなるかの如くに思はる。大正八年の秋攝・播の野に陸軍特別大演習の舉行あるに際し、正高に従四位を追贈あらせられしかば、高名榮次郎氏は其の榮典に浴せしを喜び、此の墓を整理して祖先の靈を慰せんと欲し、目下其の計畫中にあり。

南木 誌 橋本正高稱判官、正平中補檢非違使、爲民部大輔、正平十四年北兵大犯、正高與其族築平石城以兵五百守之、補正儀降足利氏、正高與和田正武等擯行河内和泉事、文中間王師不利、帝避天野、族人正督降敵、正高獨不風、天授四年起兵紀伊、攻細川業秀敗之、業秀嬰城固守、告急足利義滿、義滿遣細川頼元・山名義理等大兵來援、正高逆擊無利引兵退、及敵班軍又出攻業秀、業秀遁還淡路、正高據和泉土丸城、令子姪分守近要、五年春山名義理及氏清等來圍土丸、防戰無利、姪某死之、遂棄城遁、明年復興氏清戰于高名邊、不克死之、族三人及上神・下神・磯部・櫻井等諸氏悉戰歿、

妙泉寺

妙泉寺は大字貝塚近木の字近木の町にあり、法淨山と號し、日蓮宗本國寺末にして釋迦牟尼佛を本尊

要眼寺

とす。慶長三年日嘉の開創なり。境内は四百四拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・納家・門を存す。要眼寺は同大字同字にあり、近木山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。豊前國中津の郷士横井文四郎なるもの寛正年間本願寺蓮如法主の法弟となり、當國大鳥郡船松に寓居し、實如法主より寺號を授與せられ、日根郡加治村に轉住し、天正年間更に當所に移りて當寺を創建せり。境内は貳百參拾參坪を有し、本堂・茶所・門を存す。

貝塚遊廓

貝塚遊廓は同大字の字新地にあり、もと貝塚南之町・同北之町にありしも、其の地は紀州街道に沿ひ、且他の肆店と雜居せるに依り、風紀上之を他に移轉するは町民の夙に唱へし宿望なりしに、前記の如く大正元年十一月十四日麻生郷村大字海塚の地を本町に編入せられしかば、之を機と爲して同三年一月三十一日限り兩町の貸座敷免許地を廢止し、新に大字貝塚南字黒土の内四百八拾七番地・四百八十八番地・四百九十五番地・四百九十七番地・五百番地の一より二・五百一番地の一より二、大字貝塚近木字南山の内一千六十五番地を貸座敷免許地に指定せられたるもの即ち現在の遊廓是れなり。遊廓の起りし年紀は詳ならざれども、當町は往時堺以南に於ける唯一の船繋場たりしのみならず、南方和歌山より北方大坂に通ずる街道の中間に位する宿驛に當り、船主船員は此に遊興し、且紀州候の上洛又は江戸參觀交代の道筋に於ける第一次の宿驛たると共に、又最後の宿驛たりしを以て、隨從の諸士も宿泊して遊興するを常と爲せしかば、自然謂はゆる宿屋遊女なるものを生じ、漸次發達して遂

に泊茶屋なる遊女屋の軒を並べて酔郷遊里となりしものならん。明治六年堺縣の治下に於て泊茶屋の名稱は廢せられ、席貸遊妓の免許地と爲り、爾來繼續して今に及び。而して移轉後の遊里は他の肆店を離れて別に一區を爲し、絃歌の音は巷に響きて晝夜股賑を極め、大正七年十二月三十一日現在調査に依れば、貸座敷四拾軒・藝妓九拾六人・娼妓壹百貳拾五人に上れり。

貝塚城の址

貝塚城のありし所なれども、今其の址は詳ならず。城は天正年中石山本願寺門徒の織田信長と争へるに際し、紀州の雜賀孫一耶・同入道三緘・土橋平次・的場源七郎・渡邊藤右衛門・岡崎三耶太夫・根來岩室坊清祐等の壹萬餘騎を率ゐて當國に出で、當城及び千石堀・畠中の諸城に楯籠りて本願寺門徒に應援せる所なりしが、天正五年二月信長の南伐に際し、守兵は寄手の攻め來れる由を聞き、防戦叶ひがたきを察しければ、夜中船に乗りて開城したるも、其の逃げ残りしものは、寄手の先陣に討たれしといふ。

本地は慶長十五年より願泉寺卜半の所領に屬し、貢租定免地なりしが、慶應元年大坂町奉行の支配に移り、明治元年二月大阪裁判所司農局の支配に換り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十六區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三

日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日堀新町村及び海塚新町と七ヶ町聯合し、同十七年七月一日第十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年五月二日 國勢調査の人口
貝塚北			九・六二五	一、七六五		
貝塚西			四・六八三	八四五		
貝塚南			七・三九八	一、三三二		
貝塚中			四・五八二	六四三		
貝塚近木			三・〇〇三	三六〇		
計		一四、七三四	二八、九三二	四、八四四	五、四七三	五、九〇〇

第十五項 北近義村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、脇濱村・加治村・神前村・畠中村・石才村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊近義郷の北方に位置せるに依り、其の意を採りて北近義村と名づけ、

各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字 脇濱

本地は古來日根郡に屬し、もと近義郷の内にして脇濱村と稱す。字地に新町といへるあり、和泉志村里の條に「新町、脇濱・畠中・鍛冶三村出戸」と記せるもの即ち是れにして、今も尙同三大字の出戸なり。舊郷名は和名抄に「日根郡近義」と見え、近義は近木又は木沐・小木等に作り、五茄の産地なるより起りし名ならんとの説あり。五茄は「うこぎ」にして、略して「こぎ」といへり。姓氏録和泉國未定雜姓に、「近義首、新羅國主角折王之後也」と見ゆる近義氏の居りし所ならん。海濱は近木浦なり。

高麗神社は西方字近木崎にあり、海神を祀れり。創建の年月は詳ならず。古來雨の神として崇敬せられ、早魃の年に雨を祈れば必ず靈驗ありと傳へ、地頭は代參せしめて之を祈り、里民は社前に詣で、且當社より海上八町許を隔てたる淺洲に竹を立て、老若男女打集ひ踊を爲して雨を祈れり。淺洲には淡水を湛へたる井戸ありて龍王の雨壺と稱し、今も神跡として犯すものなし。祈りて雨降りし後に地頭は拜殿を改造し、里民は神前に踊を爲して報賽するを例とせしといふ。明治五年村社に列し、同四十年九月十二日字妙見山の村社鹿島神社(稻倉魂命)・字上坂の無格社大神社(大日靈貴命)、同年十一月十八日大字石才字大角の村社市杵島神社(市杵島姫命)を合祀し、同四十二年十月神饌幣帛料供進社に指定せられ、大正

近木浦
高麗神社

舊神前神社

元年十二月二十七日更に本地字近木崎の戎神社を合祀せり。合祀せられたる戎神社はもと事代主神社(事代主命)と稱し、明治四十年十一月十八日大字畠中字長樂寺の村社神崎神社(少彦名命)・同大字々新宮の同八坂神社(須佐之男命)・同大字々河原の同嚴島神社(市杵島姫命)・同大字々宮の無格社八坂神社(須佐之男命)・大字神前字妙見山の村社八坂神社(須佐之男命)・大字加治字宮の同嘉治穗神社(事代主命)・同大字々肥取垣内の無格社出口神社(武甕槌命)を合祀して、社名を戎神社と改め來りしものなり。また舊神前神社は延喜式内の神社にして、俗に妙見と稱し、國內神名帳には神位を正五位下とせり。また同嘉治穗神社は古老の説に依れば、孝徳天皇の大化元年攝津國武庫郡西宮より勸請せるとき、靈夢に依りて船の梶を帆と爲し、風のまに〜に海路恙なく供奉し來りて齋き祀りしを以て、梶帆神社と稱せしが、何れの頃よりか嘉治穗神社と改めしものなりといふ。また鹿島神社は前記の如く當社に合祀せられたりしも、明治四十一年五月十九日鳴瀧村に移轉して獨立社となる。境内は七百坪を有し、本殿は石造にして拜殿・社務所を存す。氏は本村の全部にして、例祭は十月二十五日なり。

不動院は字大谷にあり、大峯山と號し、天台宗寺門派聖護院末にして不動明王を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は八拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

淨雲寺は字棒松にあり、佛光山普照院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百四拾壹坪を有し、本堂・庫裏・玄關・門を存す。外に藥師堂あり。

不動院
淨雲寺

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十一區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まりて、同年四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十九戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月日の町村制施行に至れり。

大字 加治

本地は古來日根郡に屬し、もと近義郷の内にして鍛冶村と稱せしが、後加治村に作れり。村名の起原は詳ならざれども、古老の説に依れば、昔垂仁天皇の御宇、里人某なる者御劍を鍛ひて獻じ奉りしに、天皇叡感あらせられて鍛冶村といへる名を賜ひしものは其の起原なりと。また或はいふ、孝徳天皇の大化元年、攝津國武庫郡西宮より舊嘉治穗神社を勸請し來りて梶帆神社と稱せしかば、社名に因みて梶帆村と呼び、後轉じて「カチ村」と稱するに至りしものなりと。

稱名寺

稱名寺は字堂式にあり、巨福山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百八拾五坪を有し、本堂・鼓樓・門を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字脇濱に同じ。

大字 神前

本地は古來日根郡に屬し、もと近義郷の内にして神前村と稱す。村名は舊神前神社の名に因みしものならん。社の鎮座地は大字畠中なりしも、舊志には神前村にありと記せるものあり、村界に變更ありしものか。

西誓寺

西誓寺は字堂式にあり、雲龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。萬治三年賢惠の創立なり。享保六年に至りて寺號を公稱せり。境内は參百四拾坪を有し、本堂及び門を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字脇濱に同じ。

大字 畠中

本地は古來日根郡に屬し、もと近義郷の内にして畠中村と稱す。

長樂寺は字岸の端にあり、寂靜山無漏院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜

長樂寺

二年の創立、才譽玄怡の開創なり。境内は六百四拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・鐘樓・土藏・門を存す。外に庚申堂・石佛堂あり。

島中城の址

島中城のありし所なれども、其の址は詳ならず。土豪神前氏の居りし所なれば、或は其の邸を取立て、城に充てしものならんか。天正年中攝州石山本願寺門徒の織田信長と争へるに際し、紀州の雜賀孫一郎・同入道三絨・土橋平次・的場源七郎・渡邊藤左衛門・岡崎三郎大夫・根來岩室坊清祐等は、一萬餘騎を率ゐて當國に出で、當城及び千石堀・貝塚城に楯籠りて以て石山門徒に應援せしが、天正五年二月信長南伐の途に就きて諸城に迫りければ、同月十六日悉く潰走し、同十三年三月秀吉の根來征伐に際して、復た根來方の據る所となり、日根軍勢千五百人を催して神前宗行の妹婿是光等之が主將たりしも、同月二十一日中村一氏の來り攻むる及び、遂に支ふる能はず、其の夜自ら城を燒きて退けり。

貝塚日記 天正十三年三月廿一日の條 同日入夜島中城自燒して悉く取退畢、是は百姓持たる城也云々、

根來軍記 島中城へ中村孫平次殿御寄勢被成候刻、正徳院鐵砲にて孫平次殿從弟を打申候、從其寄勢衆も敗軍、乍去此城廓武邊

成仁多警固、其中にても粗記す、貞久・宗行・是光・國吉、窪田貴藏院、王子にては友成・末包・貞近・末國・永利、鶴原加賀

又大夫・陸之左近、佐野十郎太夫・奥左近・菊左近・板原、加祥寺迎石見、吉見の土佐掃部、岡田にては玉田、樽井右馬太郎・

男里佛性房・鳥取遠大寺雅樂助、吹飯にては碩主、山中にては新堂、牧野にては左門・慶加、市場掃部南道、新家にては宮内、

上之郷源次、日根野源六左近・がづは左近・若左近、大本新太郎明願・式本左近、熊取中左近・左近之佐、西左近・若左近・宗九郎

源行家の墓

刑部源左衛門、中庄宮内、長瀧かる々の、下

源行家の墓といへる碑石は要亮太郎氏の園内にあり、もと野外にありしを此の園内に取込しものなりとの説あり。碑の表面には備前守行家之塔と題し、左右兩行に文治二年五月十二日と刻せり。行家は爲義の第十子なり、治承の年以仁王の令旨使となりて諸國の源氏を糾合し、後備前守となれり。然るに頼朝と協はずして義仲に屬し、義仲と隙を生じて更に義經に投せしが、後落魄して當國に來り、ついに常陸坊昌明等の捕ふる所となりて殺さる。而して其の捕へられ斬られたる所に就ては、諸書の記する所一ならず、愚管抄には「北石藏にて討れて、其の首なんと云者聞えき」と載せたれども、北石藏の何れなるかは詳ならず、源平盛衰記の長門本・佐野本・東寺本・伊藤本及び八坂本には、和泉國八木郷(八木又は八木下と書せるものあるも八木郷を指し、又は八木郷の誤記ならん)にて捕へられしことを記して、長門本を除くの外は、何れも赤井河原にて之を斬るとせり。赤井河原は山城國乙訓郡にあり、山城志乙訓郡の條に「備前守源行家冢在赤井村、文治三年五月就擒被誅于此」と記せるは、源平盛衰記の赤井河原の記事に符合せるものとせしなるべし。然るに後に掲記せるが如く、東鑑には和泉國一在廳日向權守清實の小木郷の宅の附近にて之を捕へ鼻首せりと記し、今の要氏は初め神崎を氏と爲し、其の先は同清實に出で、清實の宅地は即ち今の要氏の邸地なりといふ。是に依れば此の附近は行家の死所にして、碑石は其の死所に建てしものなるが如し。故に行家は其の死所の何れなるかの断定し難きと共に、其の墓の何れなるかもま

た決しがたし。後賢の精査を俟つになん。

東 鑑

文治二年五月二十五日壬寅、能保朝臣平六謙仗時定及常陸坊昌明等飛脚參者、持參前備前守行家首、先被召件使者營

中、被尋問事次第、各申云、備州日來橫行和泉河内邊之由風聞之間、捜求之處、去十二日在于和泉國一在廳日向權守清實許之由、得其告行向圍清實小木郷宅、先之備州逃到後山、入或民家二階上、時定襲寄於後、昌明競進出、備州所相具之壯士一兩輩雖防戦、

昌明擗捕之、時定相加其所鼻首舉、同十三日、又誅備州男大夫尉光家、

長門本源平盛衰記

去程に北條鎌倉へ下る、鎌倉殿より御使走向て申けるは、行家・義憲河内國に隠籠たる由其間へあり、擗捕て參

らるへしと申たりければ、北條是迄下たるを歸上るへきにあらすとて、京の代官に置きたる北條か甥平六時定と云者の許へ、行家・義憲河内國に隠籠りたる由其間へあり、兩人を擗捕て進すへきの由鎌倉殿より仰せられたり、是迄下る間歸上るに及ばず、彼人々を擗捕て參へきの由、時定か許へ申上せたり、時定か耶黨に大源次宗安と云者あり、時定か申けるは、此事如何あるへき、誰にか擗さすへき、又彼人々を見知たらば、こそあらめ、但是に今參の法師の有しほはまた是に有か召せとて召出したり、木は山門西塔法師常陸房昌明と云者也、時定申けるは、十郎藏人殿・志太三郎先生並兩人を擗捕て進らせよと、鎌倉殿より仰蒙たり、彼人もは天王寺に隠居たりと聞ゆ、罷下り擗進らせよと云ば、昌明行家殿をこそ見知進らせ候はれと云ければ、時定か耶黨大源次を先として、信濃國住人笠原十郎國久・同國住人桑原次郎・上原九郎・伊賀國住人羽鳥部兵六・常陸國住人岩下太郎・同次郎等を初として、都合三十餘騎にて天王寺へ下る、天王寺に泰六・泰七と云舞人兄弟か許に隠居たり、中にもほりの學頭と云者娘二人あり、彼を行家思て忍てましくけり、先昌明泰六・泰七か許を見るに人もなし、窪の學頭兼治か許を見るに、只今まで人ありと見へたるか、そこにもまします、昌明及ぼすして天を仰て京へ歸上るに、行家熊野へ立給か暫和泉國八木の郡司か許にあり、郡司京へ上りて平六時定に申けるは、和泉國八木郡司と申者にて候、此四五日某か許に、こそ怪ばうたる人は忍てましく候へ、一定

行家にてましますと覺候と申たりければ、時定悦て五十騎許の勢にて下る、東河の樓岸の邊にて昌明に行會たり、十郎藏人殿は和泉國八木郷と云ふ所にましますなるを、急き馳下て擗よと云て先に遣はす、昌明つと入て見るに、爰にも只今まで人ありと見へたりけるにおはせす、昌明仰天して彼家の後に立たる所に或下女の通るを取へて、懸人は何くにましますぞ申せと云に知らすと申ければ、云ぬ物ならば首を斬らんとて太刀を拔んとしければ、女怖しさにあれに候家にこそ如何なる人やら尋常なる旅人の忍てましく候へと申ければ、昌明押寄て彼家を見るに、褐衣に菊とちしたる鏡直垂着たる男の唐瓶子に口包て取出したり、只今行なばんとて取散したりけるに、昌明か寄るを見て彼男つと出て、北を指て逃るを昌明は行家と思て追かくる、行家は金作の太刀左に持給へり、鐔は後生菩提の爲とて熊野山へ誦經に進らせ給へり、右手には三尺五寸の大太刀拔持て塗籠の前に立向たり、昌明むすと切ば行家丁と合す、行家丁と切て左の手に持たる金作の太刀にてつばとさしつんとおとりのき々々する、昌明も刺太刀に、こらへす、危く覺けり、されとも恐るゝ事なく只切に切ければ、十郎藏人こらへすして塗籠の内につと入、昌明申けるはきたなうも後を見せさせ給者哉と云に、さらば和僧そのけ出んと宣へば、昌明つとおとりのく、太刀を額にあて、藏人つと出たり、上になり下になりするに大源次大石を取藏人の額を丁と打破たり、藏人緋に成て己は下腐、弓矢取者は弓矢を持てこそ勝負はすれ、石などにて敵を討事やあると宣へば、不覺仁哉足を結かすと申ければ、宗安昌明か足をこめて結たりければ、少も働かず、さて藏人を引起して見れば、額より流るゝ血は椽の水をこほすか如し、藏人昌明を見給て、和僧は行家に仕ばれんと云し者よな、如何思つると宣へば、山上にて多く惡僧共に打組事は候つれ共、君の太刀程の事にはいまたあはす、就中左の御手にて指せ給る太刀何に、こらへ難くこそ候つれと申ける、又昌明をば如何思召候つる、何とか思へき和僧に縛られぬる上はとて宣ける、義憲河内國を落て醍醐山に籠たりと聞へて山を探すに、伊賀國を指て落行けるを、羽鳥部平六を先として山所を見るに、所々に太刀腹巻脱棄である、深山に隠居たりけるか、終に自殺してけり、兩人か首を刎て損せぬ様にとて、腦を出して鹽を附、みこか

ふて昌明鎌倉へ持下りにけり、

本地の領主及び區畫の變遷は、大字脇濱に同じ。

大字石才

本地は古來日根郡に屬し、もと近義郷の内にして石才村と稱す、

惠念寺は字村中にあり、清泰山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百拾四坪を有し、本堂及び門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字脇濱に同じ。

惠念寺

大字	字	石才		協濱	加治	神前	島中	石才	計
		舊	高						
		六九・四八〇	六三・七六〇	三三・七六〇	一〇・四五〇	四一・三九七	五五・二七五〇	一九〇・二七五七	
		六三・七六四	一九・七二七	九七・〇二六	三三・七六六	四・九〇六	一六〇・四三九		
		七六	二九四	二二六	五三	一七三	一九五		
		七五・七三三	二七・四〇四	一一・八〇三	四・四八三	四六・六二八	一〇四・七〇〇		
		八〇二	三〇〇	二五五	五三	二〇七	一、一〇〇		
		二、四七九							二、八六五

第十六項 南近義村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、王子村・地藏堂村・橋本村・堤村・窪田村・澤村・浦田村の七ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊近義郷の南部に位置せるに依り、其の意を採りて南近義村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字王子

本地は古來日根郡に屬し、もと近義郷の内にして王子村と稱す。傳へいふ、村名は吉祥園寺に十二王子を祀れるより起れりと。字地に上新田・下新田といへるあり、和泉志村里の條に「王子屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

南近義神社は東方字明神にあり、もと丹生神社と稱し、彌都波能賣神を祀れり。由緒は詳ならず。傳説にはいふ、大和國吉野丹生神社の分靈を勸請して産土神と崇め奉りしものにて、旱天に雨を祈れば必ず其の驗ありと。又安産の神として祈られ、村中難産する者なしといふ。明治五年村社に列し來り

南近義神社

しが、同四十年十月二十八日日本地字馬郡の村社八幡神社(譽田)・同字戎の同出口神社(蛭子)・同字權現の同熊野神社(大國)・同字新宮の同市杵島神社(市杵島)・同字宮脇の同神明神社(天照皇)・同字明樂寺の同住吉神社(志那都比賣命)・同字舟戸の同春日神社(武甕)・同字氏神の同加茂神社(伊邪那)、同年同月三十日同字原宮の同市杵島神社(市杵島)・大字澤字堂の坂の同五社神社(大日靈命・息長帶姫命・素戔鳴尊・伊邪冊命・蛭子神)、同年十一月十六日同大字々高林の同加茂神社(神)・本地字貝田杜の同加支多神社(神)、同四十一年九月五日同字新出の同加茂神社(伊邪那)、同四十二年五月十八日大字橋本字小名城の同小名城神社(市杵島)・同大字々梅宮の同北野神社(菅原)・同大字々島ヶ崎の同島崎神社(市杵島)・同大字々野口の同藤の木神社(市杵島)・同大字々出原の同神明神社(天照皇)・大字窪田字東の同市杵島神社(市杵島)・同大字々西の無格社市杵島神社(市杵島)・大字堤字宮の久保の村社嚴島神社(市杵島)・大字地藏堂字權現の同熊野神社(大國)・大字澤字八品の同八品神社(天德)を合祀して今の社名に改め、同四十四年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社中に於ける八品神社は明治四十年十月二十九日大字浦田字氏神の五社神社(大日靈命・譽田別命・息長帶姫命・市杵島姫命・武甕槌命)、同年十月三十日大字澤字ウへの同熊野神社(伊邪)・同大字々半戸の無格社道陸神社(素戔鳴命・伊邪冊命・蛭子命)、同年十一月十一日同大字々四社加茂神社(別雷)・同大字々堂の坂の五社神社(大日靈命・息長帶姫命・素戔鳴命・伊邪冊命・蛭子命)、同年十一月十一日同大字々四社の無格社菅原神社(菅原)を合祀し來りしものなり。又本地字權現にありし熊野神社は、近木王子又は胡木の新王子と呼びて、熊野王子記及び同御幸記に見ゆる王子にして、其の址は今も松林繁茂して

近木王子

吉祥園寺

熊野林といへり。境内は壹千七百貳拾坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。氏地は合祀の結果本村全部となり、例祭は八月二十二日なりしも、明治四十二年より九月二十二日に改めらる。

吉祥園寺は字中出にあり、京都眞言宗御室派眞乘院末にして十一面觀世音を本尊とす。開創の年月は詳ならず。熊野御幸記に「建仁元年十月十七日入故沐吉祥園寺二王堂御晝食」と見ゆるは即ち當寺にして、七百年以前に於て已に見えたる古刹なり。境内は貳百八拾坪を有し、本堂・庫裏・藥師堂を存す。寺寶に羅漢の像拾六幅あり。

長泉寺

善正寺

長泉寺は同字にあり、抑止山攝取院と號し、淨土宗上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。弘治二年の創立、燈譽良然上人の開基なり。境内は壹百七拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。善正寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正五年の創立なり。境内は參百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十一區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まり、同年四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内

となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 地藏堂

本地は古來日根郡に屬し、もと近義郷の内にして地藏堂村と稱す。村名は勝軍寺地藏堂のあるより起れりといふ。

正福寺は勝軍寺の改稱なり。寶幢山と號し、眞言宗仁和寺末にして勝軍地藏を本尊とす。傳へいふ、淳和天皇の御宇に山城國愛宕寺を模して創建せられ、寶塔・涅槃堂・藥師堂・鐘樓・浴室・四門・六坊等を具備せしと。興正菩薩感身學正記に、正嘉元年丁巳三月上旬和泉國近木郷に着き、地藏堂に於て菩薩十重戒を講ず、七日の夜高野の圓達房等一千百七十三人に菩薩戒を授くと見ゆれば、當時は壯嚴なる巨刹たりしならんも、永祿年中三好氏の兵火に罹りて堂塔悉く烏有と化し、僅に舊礎を殘せるのみなりしが、元祿元年僧快圓なるもの之を中興して今の寺名に改め、仁和寺の末となり、貞享四年岸和田藩主岡部美濃守に寺料として新田壹町歩を寄せられ、法燈を繼續し來りしに、明治の後に至りて住職に其の人を得ず、什寶等は賣却せられ、大日如來を安置せる大日堂の如きも亦取毀たれて、遂に無

正福寺
(地蔵堂)

住となり、荒敗に委せられしも、近時漸く住職の人選を了せしといふ。境内は四百六拾貳坪貳合五勺を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。本堂は地藏堂と呼ばれ、其の安置せる勝軍地藏の像は騎馬の泥像なり。馬に黒き斑點あるは疱瘡の痕なりと傳へ、疱瘡を病めるもの此の地藏尊に祈れば靈驗ありと稱して、來賽するもの多し。

上福寺は字山中にあり、淨土宗上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百七拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

丸山は東北にあり、高さ壹丈五尺、東西九拾間・南北五間許り、瓢形にして松樹疎生す、蓋し古墳ならん。然れども何人を葬りしかは詳ならず。一説には或は仁明天皇の臣下等の墓ならんといひ、又榎井部の墳ならんともいふ。榎井部は姓氏録和泉國神別に「榎井部、速日命四世孫太矢口根大臣命之後也」と見ゆるもの是れなり。天正十三年三月秀吉の根來征伐に際し、しばし本陣を置きし所にして、今より九十年前鎌數本を掘出して、藩主岡部氏に納めしことありと。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字王子に同じ。

大字 橋本

本地は古來日根郡に屬し、もと近義郷の内にして橋本村と稱す。字地に向出といへるあり、和泉志

上福寺

丸山

安樂寺

村の里の條に「橋本屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん。安樂寺は光明山寶井院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

明教寺

明教寺は南竹山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百拾五坪を有し、本堂兼庫裏・樓門を存す。

鞍持王子址

鞍持王子のありし所なり。同王子は後鳥羽院の御幸記に、「先陣參淺宇川王子、不待御幸又前陣參鞍持王子」と見ゆるもの是れにして、和泉志に「鞍持王子在橋本、今稱原宮」と記すれども、今其の址は定かならず。

千石堀城址

千石堀城址は東南にあり、高さ七拾米突の丘阜にして、四方は大小の池を以て圍まれ、高井・積善寺の兩城址を左右前面に控え、岸和田・貝塚地方を俯瞰し得らるゝ形勝の地なり。然れども今は城址の面影見るによしなく、矮松叢生して僅に四基の五輪塔と瓦片の散在せるのみ。伽李素免草紙に、「過ぎし文化巳の年、この寨の跡崩れしが、米俵五つ六つあらはれいでぬ、手をつくれればやがて灰と消えしが、其の中に米みてり、こも灰の如くなりしが、内に焼残りし米は炭に似て、かたちたゞしくあり、好事の人取りてめづらしみぬ、己も四五ヶ粒を得たり、又壺あり、土十分に充ちたる中に食鹽あり、こもいさゝか得ぬ、一昨年のごとにて刀三振を取り出しぬ」ともに大和納言殿の先手筒井父子が火

矢に焼かれて落城せしときの遺物なり」と見ゆれば、文化年間までは遺物の存在せしものならん。天正年間本願寺門徒の攝州石山城に據りて織田信長と争ふや、紀州の雜賀孫一郎・同入道三絨・土橋平次・的場源七郎・渡邊藤左衛門・岡崎三郎太夫及び根來岩室坊清祐等は、壹萬餘騎を率ゐて當國に入り、當城及び畠中・貝塚の要塞に據りて之に應援し、以て信長を惱ませしかば、信長は天正五年二月雜賀征伐の途に就きて諸城に迫りければ、同月十六日悉く潰走せり。同十二年小牧・長久手の役起るに及び、根來の衆徒は復た織田氏・徳川氏に聲息を通じて豊臣秀吉に抗せしかば、秀吉は中村一氏を岸和田城に置きて之に當らしめ、自ら兵を率ゐて尾張に進みたるに、根來の衆徒は當城及び積善寺・澤・畠中・高井の諸寨に占據して、其の勢岸和田を壓せんとしければ、秀吉は秀長・秀次を従へ、翌十三年三月十萬餘騎を率ゐて南伐し、地藏堂村の丸山に陣して諸將の部署を定め、同月二十一日秀次をして當城に當らしむ。守將大谷左大仁鐵砲を放ちて能く防戦せしも、筒井順慶の火箭を射入れて長屋を焼き餘煙移りて火藥箱の爆發するに及び、城は灰燼となりて死者千六百を算せりといふ。是れ實に根來寺興廢の岐るゝ決戦にして、之が爲め諸城相繼ぎて陥り、秀吉の軍は長驅して根來寺を焼けり。

(大阪府史蹟調査委員岸和田中學 校教諭西山勝太郎氏調書參看)

太閤記 根來寺兵火並千石堀之事

根來寺の開山は覺護上人なり、佛法修行の靈地、行法等嚴密にして殊勝に見えしか共、武道を専にし不用國守之下知、不知文道、

徒に空光陰、不顧脚匠之鑑戒、動もすれば亂國家憤下民之條、爲追伐天正十三乙酉三月上旬、秀吉率十萬騎被發向、副將は大和
 納言秀長・羽柴中納言秀次なり、然ば根來寺雜賀中として岸和田の並千石堀・積善寺・濱之城三ヶ所要害を相拵へ、逸物の弓・
 究竟之鐵砲を多く籠置き、軍勢往來之自由妨げ、る、依之千石堀の押へは秀次、積善寺の押へは長岡兵部大輔父子・蒲生忠三
 耶、濱の城をば中川藤兵衛尉・高山右近等押へにけり、筒井順慶・長谷川藤五郎・堀久太郎都合一萬五千、三月廿日未明に根來
 寺さして打ける處に、千石堀より弓鐵砲の者五百人計出、彼勢を横あひに散々に射て、手負死人且出來し也、秀次是を斜に御覽
 じ、千石堀の要害は俄に拵侍しかば、堀柵などはかゞしうはよもあらず、いざあの弓鐵砲の者どもを横あひに馬を入、乗わ
 つて千石堀城へ不取入やうにせよ、さる程ならば付入に攻込候べしと下知し給へば、秀次先手中久兵衛尉・瀧瀬小次郎・佐藤
 歷岐守など、三千許にて横あひに馬を可入の支度に見えて進けり、筒井・長谷川・堀などは是を見て、あの勢は用有がほに見ゆる
 ぞ、千石堀の要害を攻捕事も有べきぞとて、備を西に向て立直しければ、早秀次の先備と馬を來て五百人の弓鐵砲を四方八
 方へ追散せしかば、筒井・堀・長谷川が勢も同く逃るを追て千石堀へ付入にせよと喚叫で進みにけり、秀次の先備何れの勢より
 も早く大手の門へひしと付責入んとぞ捫にける、即ち二之丸の柵を引破り、堀へ飛入く攻上りければ、弓鐵砲を以て爰を専途
 と射殺し打倒し、味方の勢おほく討れ侍る處に、秀次我馬廻の者助よと下知し給へば、うれしくも承る物かなと若者共駈出進み
 ければ、先備是に力を得二之丸へ乗入、三百餘首を捕て勝時を上げ、首をば旗本へ持せ奉り、其ま、本丸の城に望めば、實にも
 千石堀の名の甲斐も掲焉く、中に飛入へうもなく見えければ、此の木かげ彼の物かげにしこり跡よりの勢を待つ處に、城中より
 能射手共さしつめ引詰め打もし射もし、半時が程に千許りの手負死人出來したり、堀は深し橋は引たり、いかゞばせんと思ひ煩
 ひし處に、順慶が方より火矢を透間もなく射入長屋を焼立しが、運こそ盡てあるらめ、鐵砲の藥箱に火入て、千雷の音して城中
 一時に灰燼と成て、千六百人餘紀州においての警有者共焼亡し及落城けり、殘る二ヶ所の出城より是を見て即明のき根來寺さし

て落けるを、秀吉仰せけるは、千石堀にて勞せし勢は休息せよとて、新手六萬騎をさし遣はし、此競を以根來寺を攻破候へ、
 明日にもなるならば支度を期すべきぞと、黄しなひの騎兵あまた相添られしなり、各承り實にも今日など根來寺へ取掛んとはよ
 も思ひ備へじ、備々亂れざるやうにと下知をなし、汗馬をばやめ打行ば、漸申の刻に成たりけり、根來寺には剛勢なる溢れ者三
 千餘撰み出し、千石堀の城同二ヶ所の要害へ籠りしかば、同寺には目出老僧斗ぞ残りけり、然る處に多勢の旗首見ゆるぞとて支
 へみんとはせず、唯人先に退なん事を急にして、其本尊は何れの箱に、此經卷は其所に有ぞ、誰々持よなど云しるふ内に、はや
 將軍の先勢根來寺門前に至りて喧と鯨波を擧たれば、寺中の面々はやこしをぬかし度に迷ひ十方にくれたる所へ攻入し故、老比
 丘兒若衆上下の人々年久しく住なれし寺院を打捨、蛛の子を散したるが如くなのがさまぐなる形勢哀れとメめにけり、かくて
 寺々に立入見れば、代々蓄積しかうかつ物共、其外金銀米錢山を積たる如く有しな、飽まぞ奪ひ取てけり、寔に俄に得人と成し
 者も多くありぬ、堂塔寺院一時の灰燼の成ぬる事は、方々にしてあまたたびく有し事多かりしか共、月日こそおほけれ三月廿
 一日に亡びし事、空海上人の御心に合ぬ所行有て、斯は亡果ぬるよと都鄙の取沙汰しばしは止ざりけり、

積善寺城址

積善寺城址は小栗街道の東南一帯の民家のある所是れなり。もと郡吉長者の持佛千手觀音堂なりし
 が、永祿元年根來一揆の三好家と争ふに際して、城廓に取立てしものなりといふ。小栗街道に沿へる
 を以て紀・泉交通の要路に當り、近木川は其の東北を流れ、斷崖高くして防守に便なるを以て、根來衆
 徒の全力を注ぎしものならん。根來軍記に依れば、東面七十八間・二重堀、西面九十三間・三重堀(是れは
 堂の丸山へ二)、南面百二十間・三重堀、外に長百五十間・横二十五間の池あり、北面百三十二間・三重
 堀、外に大川あり、本丸三十五間四面、本丸大將は出原右京・法橋頭三位、本丸矢倉は出田長壽院・

山下南坊、北矢倉は西藏院・壽室院、南矢倉は近木忠三郎・熊取壽明院・同大納言等専ら守備に任じ、籠城人数九千五百人、内常詰は三百六十人にして、九千四百十人は根來寺よりの隨時應援なり。天正十二年小牧・長久手の役に際し、豊臣秀吉は中村一氏を岸和田に置いて南海に備へしめ、自ら兵を尾張に進む、時に當城の守將たりし出原右京は、根來衆徒の先鋒となりて堺を侵し、中村一氏と宇江野塚に戦ひて之を破りしも、たま〜岸和田勢が當城の虚を衝くに會しければ、兵を率ゐて歸れり。同十三年三月秀吉の南伐に際し、當城には長岡兵部大輔父子・蒲生忠三郎をして當らしめ、丹後與一郎は先鋒となりて當城の南大手に向ひけるに、近木源左衛門なるもの其の近づくを見て矢倉より之を銃殺しければ、城兵の活氣頓に加はる。又西追手の矢倉より丸山を目標として亂射しけるに、其の一彈秀吉の馬印に命中しければ、秀吉は爲めに陣地を北方なる近木川の岸に變更せしも、福島正則の高井城を陥れたる餘勢を以て、敗兵を追撃しつゝ、當城の南追手に近づくに及び、衆寡敵する能はずして遂に降伏せり。今も尙當城寄勢人名表・根來寺より當城へ詰番の人名表、并に橋本村住人にて從軍せし騎馬武者人名表の寫あり。(同上)

貝塚日記 天正十三年三月の條

- 一、廿日 根來寺雜賀爲成敗、秀吉御人数今日先勢出陣、ヌカツカに羽柴孫七郎陣取、其外所々に陣取有、
- 一、廿一日 秀吉出馬に付而新門様・奥門様大津迄爲御迎御登、塗與兩所刑部卿少進民部卿をばじめて侍衆以下御供、下間名字

は三人也、御門跡様は御不例に付而御出無之、御三所より秀吉え御太刀馬代大津に而御見參、秀吉八半時岸和田え御入城、多勢警固訖、

- 一、廿一日 秀吉御着陣、虎口を被見廻、千石堀と云城を乗崩畢、城内の根來寺衆悉討果火を掛訖、貴衆も數多死、同日入夜島中城自燒して悉取退畢、是は百姓持たる城也、山の手に積善寺と云城、これ根來寺衆の城也、是へは貴衆不及打寄云々、
- 一、廿二日 シヤクセン寺拔に而落城、不及焚、
- 一、四月十八日 泉州シヤクセン寺の城と云は、今度根來寺衆のこたへて持たる城也、昨日美濃守殿より被申附、還俗して則美濃守殿え奉公可申く存する衆は、昨日魚を喰ひ出家を落したる也、又出家を可途と思者は餘處へ散たる也、面々の氣まかせに成たる也、今までに生涯させられん歎と思て案じたるに、無之儀明白、廿日彼城を可被破云々、

本地の領主及び區畫の變遷は、大字王子に同じ。

大字堤

本地は古來日根郡に屬し、もと近義郷の内にして堤村と稱す。

永覺寺は眞宗東願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百五拾六坪を有し、本堂のみを存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區三小區内の二番組に入りたるの外は、大字王子に同じ。

永覺寺

大字窪田

本地は古來日根郡に屬し、もと近義郷の内にして東窪田・西窪田の兩村なりしが、天保十一年合併して窪田村と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區三小區内の二番組に入りたるの外は、大字王子に同じ。

大字澤

淨國寺

本地は古來日根郡に屬し、もと近義郷の内にして澤村と稱す。

淨國寺は字西出にあり、無衰山一乘院と號し、淨土宗上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五百八拾四坪を有し。本堂・庫裏・玄關・鐘樓・土藏・門を存す。外に藥師堂あり。

萬德寺

萬德寺は字半戸にあり、龍澤山と號し、淨土宗上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

舊八品神社

八品神社の址は西南字八品にあり、天櫛玉命を祀り來りしも、明治四十二年五月十八日大字王子の南近義神社に合祀せられて今はなし。社は古來櫛業者の尊仰する所にして、寶永元年・享保二十年・

和泉櫛

澤城

安永八年・文政十一年暴風の爲め拜殿崩壊せし時の如きは、特り本地の櫛業者のみならず、大坂・京都・名古屋を初め各地の同業者より寄附の金員を得て之を修造せり。毎年陰曆上巳の祭儀執行に際しては櫛業者擧て休業するの慣習あり、祭神名の櫛に因みて櫛の神とせしものならん。泉州志には櫛代の祠は澤村にあり、相傳ふ、古昔伊勢齋宮の御櫛を茲にて調進せりと記せり。櫛は和泉櫛と呼ばれ、當泉南郡に於ける古來の名産にして、其の名は全國に傳はり、産類も亦全國に冠たるのみならず、藤原明衡の新猿樂記に謂はゆる和泉櫛も本地の産にて、後朱雀・後冷泉兩天皇の御宇に於て已に其の名高かりしを知るべし。星霜を経るに従ひ盛衰消長の變はありしも、其の業は傳承して益盛況となり、今は貝塚町に同業者最多し。其の何れの時代に移住せしかは詳ならざれども、同町の商況頻繁となりて交通運輸の便開けしときならんか。人智の開發に連れて品位は改良せられ、器械の發明に依りて製品は次第に精緻となり、需用益増進して供給彌頻繁となれり。

澤城のありし所は南方字トド池の邊ならん。地面に堀の形を殘せるのみならず、其の字を堀の内と呼べり、即ち城寨の周圍を繞りし堀の址なるべし。城は一に濱の城ともいひ、千石堀城・積善寺城・島中城・高井城と共に、紀州根來寺衆の設けて防備を施したる所にして、天正十三年三月豊臣秀吉の南伐に際しては、田中加足紀州勢を率ゐて之を守りしに、秀吉は中川藤兵衛尉・高山右近を當城の押へと爲し、中村一氏先鋒と爲りて攻め寄せ、城終に陥落せり。

一、澤の城は田中加足警固す、堀宮にて合戦の刻、件の加足張出槍を致し、敵の首を取りて陣を引く、折箭弓を失念し、途中より引還し取て還る、神妙なる働日ならず世間へ風聞す、貝塚御門跡孫へ加足罷出、件の働去逆無比類手柄と被仰、

一、天正十三年乙酉三月廿二日澤の城へ征伐の刻、中村孫平次殿爲先陣城廓へ推寄、請勢重々爲圍、互に遂一戦、

貝塚日記 天正十三年三月の條

一、廿一日(中略)濱の手に澤と云城、是は雜賀衆の持たる城也、廿一日より責衆ひたと壁際へ打寄て、城内より鐵砲に而手負を射出す也、

一、廿三日 澤の城拔にて落城、放火なし云々、

本地は寛政十一年より岡部榮次郎の領地となり、弘化元年徳川氏代官の支配に換り、同五年麾下岡部主膳の采地となり、同氏世襲して同鐘八郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪裁判所司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十一區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日浦田村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字浦田

本地は古來日根野郡に屬し、もと近義郷の内にして浦田村と稱す。
 本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字澤に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
王子	子	七四・〇九〇	四四・六〇一	三六	七・九六二	四五三		
地藏	堂	二九五・一八〇	二二・六〇四	一六四	五・五五七	一六七		
橋本	本	八二・六七〇	六三・七七	三七	一〇・三二〇	三九七		
堤		三三九・三四〇	一六・八二二	一九七	二・〇〇〇	二五四		
窪田	田	二二・七二六	一四・九〇三	一九四	一八・七〇〇	二二七		
澤		九六七・五五〇	七六・六九八	六三	一〇〇・七三三	六九九		
浦田	田	一四二・六四〇	一〇・四二六	四八	二一・四〇一	六五		
計		三、四三・七二八	二四九・七三〇	一、九六五	三九七・三〇三	二、二二三		二、八八一

第十七項 北中通村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、上瓦屋村・下瓦屋村・中庄村・鶴原村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊中通莊の北方に位置せるに依り、其の意を採りて北中通村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字 上瓦屋

本地は古來日根郡に屬し、もと中通莊の内にて、又井原庄とも呼びし内なり。瓦屋村と稱せしが、後分れて上瓦屋・下瓦屋の兩村となる、本地は其の一にして、舊名は佐野川村なり、其の名は佐野川に因みし稱ならん。字地に山出といへるあり。舊中通莊は一に長瀧莊とも呼び、舊呼喚郷の内なり。

(以下各村の條下に中通莊と記するは總て呼喚郷にして、長瀧莊なりと知るべし。)

元成寺

元成寺は字金剛瀬にあり、井泉山眞教院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。寺記に依れば、土丸城主草山駿河守義治は明德三年大内義弘と戦ひて敗れ、紀州の藤代に遁れ、根來に

移り住しけるに、星霜重りて當地根來寺の所領となりしかば、其の孫與右衛門元成根來を去りて此に住しける折柄、天正八年顯如上人天坂石山本願寺を退きて、紀州に落去の途元成の宅に來り、追手のある身なるを以て、暫くの間隱匿し呉れよと、涙とよもに依頼ありしにぞ、元成は惻はしく思ひて之を諾し、上人の携ふる宗祖の尊像を井戸の内に隠し、上人を隣地なる竹藪中にひそまして追手の來るを待ちしに、暫くして追手來りて上人を求むれども得ず、竹藪中に入りて捜さんとしたるに、偶雉子飛立ちて人の氣もなく見えければ、上人は已に落去せられしものなるべしとて南を指して去りしかば、上人は危難を免れらる。依て元成は上人を招待して尊敬しける内、上人の法話を聞きて感じ、眞言宗を改めて眞宗に歸依し、髪を剃りて僧となり、上人より乗珍の法名を授かり、上人の御供して南紀に送りまゐらせ、上人は乗珍に俗名元成の文字を用ひて元成寺の號を授けられ、乗珍の一字を創建せしもの即ち當寺の起原にして、代々の法主は紀の別院に赴かるゝに際し、駕を枉げて立寄らるゝを例とせりと。從て舊記寺寶等も多く存したりしに、明治維新前後に散佚して今存するもの甚だ少し。然れども尙顯如上人墨染の御影・宗祖眞鸞上人の眞影は寶物として残り、眞鸞上人の眞影は覺如上人の刻なりと傳ふ。外に元成寺と書せる額面あり、第十七世枝子法間の筆なり。境内は參百坪を有し、本堂・茶所・鐘樓・門を存す。

顯如上人の
隱穴

顯如上人の隱穴といへるは同寺の東邊なる竹林中にあり。新川某の邸後にして、今も石の玉垣を繞

らして之を記念せり。即ち同寺元成の上人を隠匿しまゐらせたる舊址なり。然れども和泉名所圖會の記する所は左記の如くにして、其の上人を請じ入れたるを新川の家なりとし、元成寺に傳ふる所と相違せり。思ふに當時上人を隠匿したるは、元成及び新川與市等共同の策に出でしものならんか。

顯如上人の蟄穴 佐野川村新川又七郎第宅の境地竹林の中にあり、天正八年閏三月五日信長と本願寺和平調ひ、同月廿七日顯川上人紀州雜賀へ御退去あるべしとて、大坂より御舟にて四月九日佐野川北出の濱へ御着岸ある、紀泉の門徒等新川與市と共に新川の家宅へ請じ入奉ける、時に織田の牒者窺ひ來るを察し、藪の中に穴を深く掘て其内に蟄置奉りける、果して兵卒來り所々を探しぬれども更に隠し置跡なし、これによつて又雜賀の方へ追駈行けり、これより諺に存寄らぬ事を顯如もないと此時の言より云ならばせり、信長亡滅の後貝塚御堂に三年御居住の時、時々新川氏へも御來駕ありて、祖師御影像・蓮如上人御眞筆にて山科御建立の御文章等、今に新川氏の家に秘藏しけるとぞ聞えし、

本地は天明七年より小堀和泉守の領地となり、同八年徳川氏代官の支配に移り、天保十三年岡部美濃守の領地に轉じ、文久元年久世大和守の領地となり、同三年再び徳川代官の支配に歸し、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知となり、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月二十三日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十一區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まり、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日岸

和泉郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 下瓦屋

本地は古來日根郡に屬し、中通莊の内にして、又井原庄とも呼びし内なり。瓦屋村と稱せしが、後分れて上瓦屋・下瓦屋の兩村となる、本地は其の一なり。字地に布及び北出といへるあり。北出は泉州志に北出村と記すれば、當時一ヶ村たりしも、後合併せられて字地となり、和泉志村里の條に、「下瓦屋屬邑二」と見ゆるは、此兩字地を指せるものならん。

道の池は東南にあり、東西五拾間・南北六拾間・周圍九町參拾貳間にして、大字上瓦屋と共用の灌漑水なり。傳へいふ、垂仁天皇の皇子五十瓊敷命の作り給ひし茅渚池なりと、然れども大字鶴原の今池も亦同池なりといへば、其の何れの眞なるかは詳ならず。

住吉神社は南方字山之内にあり、底筒男命・中筒男命・表筒男命・息長帶姬命を祀れり。俗に「いはら住吉」と稱せらる、「いはら」は井原庄の井原ならん。傳説に依れば、昔神功皇后三韓征伐よりの歸途、此の海岸に御船を寄せて御上陸あらせられしとき、其の御船に奉齋し給へる住吉の大神を此に

道の池

住吉神社

祀り給ひしもの當社の起原にして、後荒廢に歸せしを、井原庄の居民相謀り、社殿を造營して祭祀せりと。明治五年村社に列し、同四十三年三月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は七百參拾六坪を有し、本殿・拜殿・神饌所兼神輿舎・廻廊・社務所等を存す。氏地は本地にして、例祭は七月三十日なり。

西方寺

西方寺は字中道にあり、一寶山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は貳百四拾五坪を有し、本堂・樓門・門を存す。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。面して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字上瓦屋に同じ。

大字中庄

本地は古來日根郡に屬し、中通莊の内にして、又井原庄と呼びし内なり。中庄村・湊村の二ヶ村なりしも、後合併して中庄村と稱す。舊中庄村は往時の中野村にして、中庄といへるは中野庄の略ならん。其の字地に上出及び田出といへるあり、田出は佐野村の内なりしが明治の後本地に編入せらる。

奈加美神社

又舊湊村の名は船舶の碇泊せる湊の所在地なるより起れるが如くに見ゆるも、海濱は一帶の砂濱にして湊らしきものなし。然るに之を湊村といへるは、往時より舟持の居りし所なるを以て此の名をなしたるものならんといふ。其の字地にエンドといへるあり。

奈加美神社は中央字大宮にあり、譽田別命を祀れり。普通には大宮神社と稱し、略して單に大宮といひ、或は大宮大明神とも呼ばる。本地平松家所藏の古文書に、「大宮大明神は昔は佐野三ヶ庄出仕せしも、座に云事ありて七村に分る、佐野のしびかき字には新引欠と書し、新しく引かくと云義也。・同おびかき字大引欠、右に同斷。・同いまむら村・同にしのみら村西・市場村いづ・同田出村中・中庄の大宮大明神、以上七村也、今に大宮様七膳づゝすはる也」と記し、其の七ヶ村に分社となりし年紀及び社名は、佐野町藤田家所藏の古文書に、「大引分神社は寶治二年井原庄中野村の大宮を同庄大引村に引分け奉る、故に大引分の名あり、古大武家村に作る、中宮神社は貞治三年、射手弦神社は應安二年、西村神社は文正元年大宮神社より分れ、新引分神社は元龜三年大引分より分る、故に此の名あり、今村神社は文龜三年西村より分る」と見ゆ。後者に記せる大引分村は前者に記せる「おびかき」、新引分村は同「しびかき」に當れるなり。故に當社は佐野の六ヶ村に分社したる本社なり。但し新引分村の新引分神社・今村の今村神社は直接の分社ならざれども、其の分社よりの分社なるを以て、當社と併せて七村に分ると記せるなるべし。尙後者には文治二年若宮神社を分つと記するも、前者に同社を記せざるは、六社分離後の分社なるに依れるなら

ん。其の分れし各社は、明治四十一年一月九日同町の村社春日神社に合祀せらる。是れに依りて見れば、當社は近郷に稀なる大社なりしを以て大宮と稱せられ、其の七膳宛を供せしも此の縁由あるに依れるならん(神饌七膳づゝ、獻供することは後。記各社合祀の際まで繼續したり)。従つて當社の舊社たるは明なるのみならず、土地に關係ある神社なるを以て、其の舊記にして全からんには、村里の沿革を知るにも資する所ありしならんも、其の存するもの、少きは惜むべし。明治五年村社に列し、同四十一年四月十四日字中東の村社牛神社(不詳)・字天神山の同菅原神社(菅原道真)・字辨天の同市杵島神島(市杵島姫命)・字若宮の同若宮神社(譽田別命)・字藤原の同藤原神社(天兒屋根命)・字出屋敷の同八坂神社(須佐之男命)・字戎の無格社戎神社(蛭子命)・字子守の同子守神社(不詳)・字篤吾宮の同篤吾神社(土祖神)を合併して中庄神社と改め、同四十二年二月二十日大字上瓦屋字丁田の村社稻荷神社を合祀して更に今の社名に改む。社名は中庄・上瓦屋・湊三大字の假名の頭字を採りしものにて、同年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社中に於ける稻荷神社は豊受比賣命を祀り、明治四十一年四月二十日大字上瓦屋字三念寺の村社稻荷神社(豊受比賣命)・同大字々平野の同塞神社(八衢産神・八衢姫命・八那斗)・同大字々奥神の同奥宮神社(素盞鳴命)・同大字々牛神の同牛神社(不詳)・無格社牛神社(不詳)を合祀し來りしものなり。境内は壹千貳拾九坪を有し、本殿・拜殿・舞臺・社務所を存す。氏地は本地及び大字上瓦屋の全部にして、例祭は十月十三日なり。

大光寺

大光寺は字上出にあり、己心山佛照院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の

光明寺

年月は詳ならず。元和中僧玄譽の中興なり。境内は壹千五拾五坪六合參勺を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・鐘樓・門を存す。外に觀音堂あり。

教蓮寺

光明寺は字湊にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

教蓮寺は同字にあり、井泉山眞教院と號し、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、荻野道願の開基にして眞言宗に屬し甘泉山と號せしが、元龜元年祐珍中興して眞宗に轉じ、正徳二年に至りて再建せり。境内は七百七拾五坪を有し、本堂・茶所・鐘樓・鼓樓・門を存す。

かなわぬ松

かなわぬ茶屋は、小栗街道筋の佐野川南邊なる小栗街道と牛瀧街道支線との交叉點にあり。もとかなわぬ松のありし所なるを以て此の名あり。松は顯如上人の當地に來りし時、織田方の兵追及せるを以て、此の松に上りて望見せられたるに、追兵已に間近く來りて遁るべきようもなかりしかば、遂に叶はぬとして歎息せられし爲め此の名をなせりといふ。顯如松又は牛神松と呼ばれ、龍幹一株偃蹇驚蛇の如く、合抱に餘れるの大木なりしも、三十年以前に枯れて今はなし。

日根對山

日根對山は字湊の人なり、其の祖は日根野莊の豪族にして中原氏なりしが、何れの時にか此の地に來住し、舊住地の名に因みて日根氏に改む。對山は初め台山と書せしも、後文字を改めて對山に作れ

り。幼にして畫を善くし、十歳許の時寫生せるに、見る者其の巧なるに驚きしといふ。桃田正朝に學び、邑の素封家里井氏多くの唐畫を所藏せるを以て、同家に乞ひ其の唐畫に就き研究して大に得る所あり、後京都に出で、貫名海屋を初の諸大家と交遊し、遂に畫界に於ける一大家となれり。其の當地附近の人に賞用せられ、且多く所藏せらるゝは、其の出身地なるに依れるならん。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字上瓦屋に同じ、

大字 鶴原

本地は古來日根郡に屬し、もと中通莊の内にして貝田村と稱せしが、後海濱に移りて鶴原村と改む。字地に貝田・新家・布・章魚茶屋・於駒茶屋といへるあり、貝田は海濱に移りたる以前の舊地なり。又布はもと野々に作り、和泉志村里の條に「野々、下瓦屋・鶴原二村出戸」と見ゆるものは是れなり。而して舊村名の貝田は、垣田の轉にして、其の地は桓武天皇の獵し給ひし垣田野ならんか。

日本後紀 桓武天皇延暦二十三年冬十月戊申、獵垣田野、

加支多神社は東南字後藤堂にあり、もと市杵島神社と稱し、市杵島姫命を祀れり。勝間家の傳ふる所に依れば、往時楠氏の臣勝間某なるもの、敗軍の際祭神を負ふて此の地に來り、豪家新川氏の宅を訪ふて奉祀せんことを乞ひければ、新川氏其の手續を爲し、國司に出願して奉祀せしものなりと。勝

垣田野

加支田神社

間氏の子孫は今も本地に居住せり。明治五年村社に列し、同四十二年七月十二日字貝田の村社加支多神社(品陀別命)を合祀して今の社名に改め、同時に同字の村社熊城八幡神社(譽田別命)・無格社九萬城八幡神社(譽田別命)・字鶴原の村社大宮八幡神社(譽田別命)・字新家の同八幡神社(譽田別命)・字濱田の同濱之神社(事代主命)・字布(譽田別命)・字古屋敷の同曾我神社(曾我兄弟の靈)を合祀し、大正四年四月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社の由緒等は左記の如し。境内は五百五坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。氏は本村全部にして、例祭は十月九日なり。

一、字貝田の加支田神社は、延喜式内の神社なり。由緒は詳ならず。社名は地名に因めるなるべし。俗に八幡神社と稱し、國內神名帳に従四位下垣田神社と記せらる。

一、字貝田の熊城八幡神社は、式内加支田神社の氏子に大座・小座の區別ありしも、後には大座者のみ同社の氏子なりと稱するに至りしを以て、小座者の境内西方に同神を奉祀せしもの即ち當社にして、根來の合戦に兩社共灰燼となり、社殿再築の際に境内地を分離せしものなりと傳ふ。

一、字鶴原の大宮八幡神社の氏子は、加支田神社の氏地内住居者なりしも、中世海濱に移轉せしを以て、同社の分靈を奉祀せしものなりと傳ふ。

一、字新家の八幡神社の氏子は、大宮八幡神社の氏地内住居者なりしも、氏子中の幾分新家の森に移りしを以て、同社に參詣するの不便を感じ、其の地に遙拜所を築き、後社殿を造營して同社の

舊加支田神社

分靈を奉祀せしものなりと傳ふ。

一、字濱田の濱之神社の氏子は、貝田村より移りし鶴原村の住人なり。然れども其の居る所は俗に浦方と呼びて漁業者のみなるを以て、漁業者の崇敬せる事代主命を奉祀せしものなりと傳ふ。

一、字貝田の九萬城神社の氏子(無格社)は、元來一向宗にして氏神と稱すべきものなかりしも、國民として神社崇敬の要を感じ、熊城八幡神社の境内に同神を奉祀し、後同境内より分れしものなり

一、字古屋敷の曾我神社の氏子は、元來八戸にして大宮八幡宮の氏地區域内に住居せしも、血族を異にして氏子外なりしを以て、富山某なる者曾我兄弟奉祀所に至り、祭神の分靈を勸請し來りて奉祀せしものなりと傳ふ。

一、字布の八幡神社の氏子は、明治維新に至るまで氏神なかりしを以て、當時の戸長に依頼し、大宮八幡神社の分靈を勸請して祀りしものなり。

光泉寺

光泉寺字は東にあり、鶴原山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば、新川石見守なるもの顯如法主に歸依し、永祿年中當地古御坊城内に一字を建立したるもの當寺の起原なり。石見は守武門の入道なりしが、二世新川刑部太夫念敬も同く武門の入道にして、大坂石山の役には一方の將として米穀の輸送に盡力せり。貝塚願泉寺卜半の子を迎へて養子となせしは三世新川左近金右衛門等西なり、天正十一年顯如法主の紀州雜賀を發して當國に入れるに際し、當寺に立寄られ

正覺寺

しかば、四世新川喜右衛門了西は貝塚なる卜半の家まで見送りしといふ。其の頃兵火に罹りて堂宇燒失しければ、現在の所に移轉再建せり。爾來新川姓たりしも、十三世新川義暢に至り、弟の天海に新川姓を相續せしめ、自ら姓を三歸と改めて今に至る。境内は七百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・茶所・鐘樓・太鼓堂・門を存す。

正覺寺は字西にあり、教信山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四百七坪を有し、本堂・座敷・玄關・太鼓堂・門を存す。

今池

今池は南方字布にあり、東西拾八間餘・南北參拾貳間にして、周圍は壹百拾間なり。日本書紀垂仁天皇三十五年秋九月の條に、「遣五十瓊敷命于河内國、作高石池・茅淳池」と見ゆる茅淳池即ち是れにして、古事記には血沼池に作れり。後轉じて野々池又は沼野池とも呼びしが、後復た今池と呼ばれる。

加支田松塚は字貝田にあり、一に經塚ともいひ、或は大學松塚とも稱し、略して單に松塚とも呼ばる。東西參間・南北五間の封土にして、佐竹氏の墓なりと所傳せり。

貝田王子の

貝田地藏の森は東南字於駒茶屋の傍にあり、東西參間・南北四間許にして、裡に巨松一株偃蹇し、俗に小栗判官糸掛松と呼ばれる。もと貝田王子のありし所にして、王子は王子記に貝田端王子・御幸記に鶴原王子と見ゆるもの是れなり。

本地は寛政十一年より岡部榮次郎の領地となり、弘化元年徳川氏代官の支配に歸し、同二年麾下岡

部主税の采地となり、同氏世襲して同鐘八郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區三小區内の四番組に入りたるの外は、大字上瓦屋に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行當時の反別	町村制施行當時の人口	大正元年七月一日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
			有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	末日現在人口	國勢調査の人口
大	上瓦屋	四三・四七〇	四三・七一九	五七	八三・四四五	六二		
	下瓦屋	五九〇・三六〇	四〇・八三七	七四	七・五七六	五八		
	中庄	六三・四五〇	八四・四〇八	一、二七	一四九・七〇七	一、〇五		
	鶴原	一、九八・三五〇	一三〇・六二八	一、四八	三三・八七三	一、七四		
	計	三、六三九・五五〇	二九・八三三	三、九七	五五・六〇〇	四、三五	五、三六	六、一四

第十八項 佐野町

本町は古來日根郡に屬し、中通莊の内にして、又其の一部は井原莊とも呼びし内なり。もと佐野村・市場村・物吉村の三ヶ村なり。其の内佐野村はもと新引欠・大引欠・今村・西村・田出村の五ヶ村なりしといふ。和泉志村里の條に「佐野屬邑五」と記せるは、此の五ヶ村を指し、同舊五ヶ村名の稱せられずして單に佐野村と呼ばれしは、何れの頃よりなるか明ならざれども、泉州志に佐野村・同市場村・

物吉村の名を記すれば、元祿年間以前よりなるべし。然るに市場村・物吉村も復た何れの時にか合併せられて佐野村に屬し、明治の後字南村は安松村に・同田出村は中庄村に編入せられて本地を去る、南村は舊物吉村なり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉南郡に屬し、同四十四年十月一日より佐野町と改稱せらる。市街を爲して、街名に新町・圓田町・淵之側町・祇園町・坂口町・大引町・角之鼻町・車町・大將軍町・澤小路町・中西町・大西町・小路出町・向日出町・三本松町・野出町・中之町・地藏町・椋山町・高松町といへる二十ヶ町あり。大引町は舊大引欠村・同町の字東千振は舊新引欠村・中西町は舊今村・車町は舊西村なり。此の外に出村及び市場といへる字地あり。市場は舊市場村なり、又出村は舊田出村より分れて成りし所なるを以て此の名を爲し、親村の轉出に離れて本地に残れるものなり。徳川時代の初めより二人の庄屋ありて、一を東番といひ、一を西番と呼びしが、享保十三年十一月十七日東西兩番の内を割き、更に庄屋一人を加へて南番と稱し、東番は吉田久左衛門・南番は道下太郎兵衛・西番は藤田十郎太夫の三人となりて明治の後まで繼續せしが、藤田十郎太夫は最も舊家にして、同家には根來寺を初め淺野但馬守秀康・秀長等より同家に贈りし多くの古文書を所藏せり、中に左の如きものあり。

今度泉□□小路泉徳院知行所及爭論候處、六坊衆連判之表とも相違無之候、然上者地方並佐野浦錢等無違亂未代可在知行、爲後證如件、

永祿三年庚申八月十日

幸福院 永正 花押
西藏院 秀賀 花押
覺安院 明算 花押

藤田十郎太夫殿

泉州中岸和田以南の名邑にして、古くより其の名世に著れ、三條西實隆の高野參詣記にも、「二十一日高野參詣のこと思ひ立ちて、宗柏と云ふ者をしるへと頼みてまかり立ち侍り、佐野といふ處に興かきすゑたる程、市人さわかたつを見て、和泉なる佐野の市人たちさわかこの渡りには家もありけりと見えたり。此の歌は藤原定家が萬葉集中の一首を翻案して、上野國佐野を詠みし「たちよりて袖うら拂ふ蔭もなし佐野のわたりの雪の夕暮」とあるを思ひ合はして詠みし一場の戯れに過ぎざらんも、亦以て足利時代に於ける此の地の光景を推想するに足らん。海濱は謂ゆる佐野の松原にして、里俗は菅浦崎と呼べり。澳津の濱も亦此の濱にして、今の浮津濱と呼べるは其の轉ならん。有名なる勝區なりしを以て古詠等少からず。

夫 木 冬の日にあられふりはへ朝たては浪に涙すさの松ばら 定 家
同 駒なつむさの朝けに見わたせば松原とほくふれるしら雪 隆 輔

佐野松原

佐野の松原
澳津の濱

歌 枕 わすれすよ松のはこしに波かけて夜ふかく出てしさの月かけ 後鳥羽院
同 ほととぎす木末にきぬる聲きけは過てやられぬさの松ばら 慶永法師

澳津濱

古 今 君をおもひおきつの濱になく田鶴のたつれればそ有とたにきく 忠 房
新古今 ことへおきつのおきつのおきつ鳥なくく出しあとの月かけ 定 家
五 吟 れては又おきつの濱もしら波のあかつきかけて田鶴を鳴くなり 家 隆

春日神社

春日神社は東北字坂口町にあり、建甕槌命・齋主神・天兒屋根命・比賣大神・天推雲根命を祀れり。社記に依れば、光仁天皇の寶龜年間三笠山の春日神社を坂上荏田丸の勸請せしもの當社の起原なり。仁明天皇の承和十四年大同皇子高岳親王廢太子の後佛門に歸し僧となりて名を眞如と改め、當社の西南に平城寺を建立し給ひて當社の宮寺となり、後龜山天皇の天授二年坂上正澄社殿を造營せしが、後小松天皇の應永六年領主大内義弘の敗るゝに及び、拜殿・倉庫・平城寺等悉く兵燹に罹り、神殿のみ僅に災を免る。天正十三年までは五座各別殿なりしも、同年根來の亂に復た焼失せしかば、其の後同殿祭祀となれり。降て享保十二年十一月九日、宗源の宣旨を以て極位を授かり給ひ來りしが、明治五年村社に列し、同四十一年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同月七日字末廣の無格社野牛神社(保食神)、同月九日字中西町の村社今村神社(磐裂神)・字大引の同大引分神社(大己貴命)・字大門の同射手弦神社(神)

(大日靈實命)・字土山の同沖洲神社(興津比古命)・字車町の同濱出神社(事代主命)・字籠池の同水分神社(神)・字棕山の同棕山神社(天照皇)・字東千振の同神引分神社(神日本磐余彦命)・字加護池虹の同猿田彦神社(猿田彦命)・字今王子の同佐野王子神社(後鳥羽天皇)・字小森山の同小森神社(不詳)・字大森山の同大森神社(不詳)・字西出の同西出神社(大海神)・字祇園町の同八坂神社(須佐之男命)・字松崎の同松崎神社(菅原道真)・字高松の同若宮神社(譽田)・字車町の無格社西村神社(根裂大神菅原道真)・字千振下の同新道神社(久那都神)・字大門前の同日吉神社(大山)・字元若宮の同熊野八幡神社(譽田)・字西出の同牛神社(保食)・字加護池西の同牛神社(保食)・字時雨林庵の同牛神社(保食)・字妙光寺上の同牛神社(保食)・北中通村字田出鼻の村社中宮神社(品陀)、同四十二年五月二十八日東鳥取村大字鳥取中字平野山の村社八幡神社・稻荷神社(赤手拭と稱し)を合祀せり。合祀社中に於ける佐野王子神社は、王子記及び御幸記に見ゆる佐野王子にして、大引分神社・中宮神社・射手弦神社・西村神社は北中通村大字中庄の大宮神社より、新引分神社は大引分神社より、今村神社は西村神社より各分祠されたるものなるは、同大宮神社の條に記せし所の如し。境内は貳千貳百貳拾貳坪の廣さを有し、老松は鬱蒼として春日森と呼び、裡に本殿・拜殿・神饌所・神樂所・繪馬所・神輿庫及び社務所等の建物相並び、佐野の總社にして今も本町全部は氏地なり。往時は正月十一日を勸請日と唱へて結陳祭を行ひ、十七歳以上の氏は残らず社頭に詣で、五尺の的を置きて射弓の技をなし、且競馬の催しありしが、明治維新以來絶えてなし。傳へいふ、此の儀は後醍醐天皇の紀州橋本より當國土九城

舊佐野王子

に行幸あらせ給ひし時、雜賀の賊徒熊澤一角なる者途に要撃しければ、官軍進むこと能はざりしに、當國の住人左近なる者兄弟三人勤王の師を起して一角を攻め殺し、恙なく車駕を土丸城に迎へ奉りし狀況を其の儘保存せるものなりと。非常に華美なる祭禮にして、「あすは春日のけんちの祭り佐野の女衆の衣裳くらべ」といへる俗謠今に残れり。又文化十二年より六月二十五日を以て夏祭を行ひ、浮津濱に神輿の渡御ありしが、明治維新後改められて七月二十四日に行はる。

妙光寺

妙光寺は字西千振にあり、本覺山大覺院と號し、京都日蓮宗妙覺寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。延久三年三月僧妙實の開基なり。(和泉志にいふ、妙光寺内大臣信賢(公建つ、公は南朝の功臣なりと)妙實は攝政關白近衛經忠の男なり、幼にして嵯峨の大覺寺に入り、祝髮して眞言密乘を學びしが、僧日像の法華唱題を京師に弘通せるとき、聞法結縁に依りて師弟の道契を結び、名を妙實と改め、紀・泉兩國に法を弘め、諸人の歸依する者多かりしかば、遂に當寺を創建せり。後岡部氏の岸和田城主たるに及び、墨印地方壹町及び境外に於て高四斗五升八合の地を寄附し、上太夫中與左衛門は祖先冥助の資に供する爲め田五反七畝歩を寄進し、村雲御所よりは緋紋白袈裟并に網代乗輿を許されて代々の例となれり。境内は壹千壹百五拾九坪を有し、本堂・庫裏・別室・經藏・鐘樓・浴室・納家・門を存す。外に妙見堂・鎮守堂あり。四圍に白壁を繞らし、庭砌清酒の精舎なり。寺寶に傘之内曼荼羅なるものあり、曾て天下旱魃の際、開基妙實の京都桂川の邊に於て本尊曼荼羅を傘の内に掛けて祈りしに、豪雨滂沱として至りしかば、是れより此

上善寺

の名を爲し、爾來秘藏せられて毎年陰曆四月二日に大法會を修し、翌朝卯の刻に開扉するを例とし、大旱の時に開扉して雨を祈れば、必らず効驗ありといふ。

上善寺は字角鼻町にあり、白道山西岸院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正九年燈譽良然上人の草創なり。もと西方なる海邊にありしが、里落を離れて屢海賊の患を蒙りしを以て、享保年間今の地に移轉せり。敷地は豪家奥左近の寄附なり。境内は壹千七拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・經藏・鐘樓・門を存す。外に觀音堂・長堂あり。寺寶に青蓮院二品親王の令旨及び知恩院德譽上人の添書等を藏せり。

西法寺

西法寺は字澤小路町にあり、甘露山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと眞言宗根來寺末たりしが、後眞宗に轉じ、慶長十八年興正寺の准尊上人に中興せられて興正寺門跡御坊となり、佐野御坊と呼ばれ來りしが、明治二年西本願寺派に轉じて其の末となる。境内は七百壹坪を有し、裡に本堂・庫裏・經藏・鐘樓・鼓樓・山門及び太子堂等相連り、經藏は一切經を所藏せり。寺寶に聖德太子の木像あり、像は同太子の自作なりと傳へ、享保年間興正寺より下附されたるものにして、同時に紀州侯よりは聖德王と書せる額面を寄せられて今に保存せらる。庫裏の一部に御殿と呼べるあり、興正寺門跡の居間たりしを以て此の名あり、其の床の間の側なる押入は、當時内佛の安置されたる所にして、壁紙に「眞なきはひかことの根原なり」と書せり、書は同

寺攝心法主の幼時當寺に來られしときの戲書なり、本地小川種次郎氏の實母は當時其の側にありて之を目撃せしといふ。寺記に依れば、慶長十八年の再建は飯野家の出資造營なり、飯野家は徳川時代に航海業を營ひて繁榮し、盛に諸侯への貸出を爲し、泉州隨一の富豪なりしも、明治の後に廢絶せり、字野出町なる佐野尋常高等小學校の敷地は同家の邸址にして、同校の講堂は同家建物の一部を利用せるなり、經藏に納むる前記一切經の如きも、同家の寄附なるべし。鐘樓の鐘には泉州日根郡佐野町興正寺御門跡御坊・寛文十二癸丑龍集唐金右衛門と鐫し、石の手洗鉢には貞享二乙丑歲十月廿日利範敬造と刻せり、利範は唐金氏なり。されば此の鐘及び手洗鉢は唐金家の寄附なるを知るべし。唐金家は飯野家に次げる富家にして、其の邸址も同く字野出町にあり。尙本堂の簾は往時より古妻家の寄附する例となりて、其の古びる毎に同家は之を新調せり。同家も亦富家にして今の古妻四郎平氏の家即ち是れなり。寺はかく富家を檀徒と爲しければ寺門隆昌を極め、佐野御坊の名は世に聞え、今も尙清淨の精舎なり。

法樂寺

法樂寺は字三本松町にあり、延命山と號し、眞言宗仁和寺末にして藥師如來を本尊とす。創立の年月は詳ならず。往時は自坊と稱せる庵室なりしが、後今の寺號を稱せり。境内は九拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に庚申堂・聖天堂あり。

妙安寺

妙安寺は字向出町にあり、近瀧山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月

は詳ならず。もと眞言宗根來派なりしも、應安五年眞宗に轉せり。境内は四百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

如來寺は字市場にあり、淨土宗上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・玄關・門を存す。

明嚴寺は字大將軍町にあり、昇龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。建武二年善惠の開基なり。境内は貳百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・別室・太鼓堂・門を存す。

妙淨寺は字坂口町にあり、榮福山と號し、日蓮宗妙覺寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛文二年の創建、日縁の開基なり。寛延三年十二世日追之を再建せり。境内は五百九拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・居間・玄關・臺所・廊下・長家・納家・門を存す。外に經王堂あり。

佐野池は東南紀州街道の左右にあり、古來の名池なり。俗に四つ池と呼ぶる、四池相並べるに依れり。藻鹽草に佐野池を河内國と爲せるは誤ならん、泉州志にも、未だ佐野池の河内にあるを聞かず、佐野池は和泉ならんかと記せり。

加護池は同方位にあり、舊名は籠池なり。其の名は之に水を貯へて耕作の用たらしめんとせるも、其の抜け去ること籠の如くなるより呼びなせるの稱なりしが、里人に千代松長太郎なるものあり、深

如來寺

明嚴寺

妙淨寺

佐野池

加護池

く之を憂ひ、其の堤防を修築するに際し、自ら人柱となりしに、以後水の抜け去ることなく、池水は永く耕作の用となりて里民其の惠に浴せり。依て籠池の名を加護池と改め、且池畔に小祠を建て、水分神社と崇め、長太郎様と稱して其の靈を祀りしは、今より二百年前のことならんといふ。爾來怠らず毎年祭祀の典を擧げて報恩の意を表し來りしが、神社合併の議あるに及び、明治四十一年一月九日字坂口町の村社春日神社に合祀せらる。

佐野城のありし所なり。天正五年二月雜賀征伐の途に上れる織田信長は、同月十八日本地に陣を移して、同二十一日紀州との境なる志達(信達)表に陣を進め、雜賀衆降伏しければ、陣拂して翌三月二十六日本地に要害を構ふべき旨を命じ、佐久間・羽柴・惟任・荒木攝津守・池田勝三郎等を殘し置き、城の出來せし時には定番として津田太郎左衛門に杉の坊を差添へて籠置かる。此の津田太郎左衛門は紀州那珂郡吐前城主津田監物算長の子津田監物算正ならん。紀伊續風土記・和歌山縣誌には、津田監物算長の子監物算正は織田家に仕へ、雜賀征伐に功ありて平の姓を授かり、泉州佐野城を與へられて壹萬石を領し、後徳川家康に屬して小牧の役に従ひ、豊太閤南征の時に所領を沒收せらると記せり。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月

佐野城の址

和泉國第二十二區に屬し、同七年一月二十六日第三大區三小區に改まり、同年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

町	名	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年七月一日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
佐野		三、八六〇	〇・四〇		六、四六六	四三・四五三	六、四七三	八、九三三	一〇、四九二

第十九項 熊取村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、大久保村・五門村・紺屋村・野田村・七山村・久保村・小谷村・小垣内村の八ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の熊取莊なるに依り、其の舊莊名を採りて熊取村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字 大久保

本地は古來日根郡に屬し、もと熊取莊の内にして大久保村と稱す。熊取莊の地は古の熊取野にして、日本後紀桓武天皇延暦二十三年の條に、「冬十月甲辰、行幸和泉國、乙卯、遊獵于熊取野」と見ゆるもの即ち是れなり。熊取の稱は住吉神代記に「羽日熊鷲誅伏得地熊取云」と見え、和泉國風土記に、神武天皇の御宇大熊小熊と稱する土蜘蛛あり、今の泉北郡信太村信太山の土蜘蛛の窟に住して民を苦めしかば、天皇葛羅を作りて之を圍み給ひしに、大熊逸して遁れしが、竟に生擒せらる、依て其の地を熊取の里といふと見ゆるもの、是れ其の起原ならんか、

法禪寺は字西山にあり、正宗山と號し、臨濟宗妙心寺末にして藥師佛を本尊とす。永仁年中の創立、嘉永三年四月の再建なり。境内は七百拾五坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。外に授福殿・庚申堂あり、庚申堂には青面金剛・授福殿には毘沙門天を安置せり。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十一區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まり、同年四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日

聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 五門

本地は古來日根郡に屬し、もと熊取莊の内にして五門村と稱す。村名は後に記せるが如く、中家の先代盛秀のとき、後白河法皇熊野御幸の途次、其の邸に臨御あらせられて御車寄の御門を建て給ひしより御門村と呼び、後恐れありとて文字を五門と改めしといひ、奥家の由緒書には、中家の先代高瀬佐勝のとき、同法皇熊取行宮を建て給ひて之を同佐勝の宅地に下し給ひ、唐門・棟門・矢倉門などいへる五個の門ありて、家居甚だ廣大なりしを以て五門村と名づくといふれば、何れにしても中氏の邸地に後白河法皇の建てさせ賜ひし御門のありしより起りし稱ならん。

行宮の址なりといへる中氏の邸は中央にあり。道路の北に沿ひて北は谷を限り、南而廣潤の一區を爲し、茶室前の老松は周圍壹丈八尺六寸に及び、龍幹挺然として天に沖し、一見して其の舊家たるを想はしむ。以前は今よりも宏壯の構にして、東西南の三面に塀を繞らし、現在建物の外に參拾六疊敷以下の各室より成れる參百疊の客室を存し、本門の左右に亘りて長屋・郷倉等長く連り、其の左手には由緒の御門あり、東部には射場・北部には馬場を設けられ、門外道路の南側には東西に長き堀あり

熊取行宮址
中氏の邸

て、堀の南堤には松の並木風致を添へ、堀の東部北側道路に沿ひて七間馬屋あり、其の西方本門前近くには制札を建てられ、制札は雨覆なきを以て雨ざらしの制札と呼ばれて名高く、俗謠にも「熊取のこもん、中さこん、ゑらいもの、天下のせい札、あまざらし」と謠はれしが、明治維新後に至りて同制札も除かれ、七間馬屋も毀たれ、堀も埋められ、邸内なる射場・馬場もなくなり、本門の左右に連りし長屋・郷倉及び客室も撤却せられ、御門も一隅に移されて今の如く一面に梅樹を栽植せらる。泉南に於ける舊家豪族にして、全家の記録録に依れば、其の先は天孫瓊々杵尊に出で、河内國にありしが、晴世宿禰に至りて當所に移り、中興武盛を経て其の三世盛秀のとき、嘉應元年御白河法王熊野行幸の途次同邸に臨御、御車寄の御門を建てさせられ、盛秀を特に左近將監に任じ給ひ、是れより累代左近を名乗るに至れりといふ。行宮となりし當時に建てさせ給ひし御車寄の御門なりといへるものは、修繕を加へられながら古色を帯びて前記の如く本門の左手にありしが、今は移されて邸内の一隅に保存せられ、俗に唐門または不開門といへり。不開門といへるは、通行を禁じて常に閉されたるに依る。

(同家と同族なりといへる佐野町奥家の由緒書には、中家の先は鴨城入彦命の裔にして、敏達天皇の御宇佐代公の姓を授かり、其の裔高瀬に賜ひ、唐門・棟門・矢倉門等の五つの門ありて、家居甚だ廣大なりしを以て五門村と名づく、元弘年間高瀬佐代忠勝に三子あり、長男を源次兵衛勝重・次男を二郎忠重・三男を三四郎重信といひしが、共に南朝に屬して勳功を顯しければ、左近の名を賜ひ、更に左右近衛府に擬して、長男勝重を奥の左近・次男忠重を中左近・三男重信を口の左近と呼ばしめ給ひしより、自然苗字となりて奥・中・口の三家を爲し、奥左近に日根莊・口左近に木島莊を領せしめ、中左近たる次男忠重に祖先相傳の熊取莊を領せしめられて、忠重は本家を以て稱せりと) 星霜を経て十五世盛勝に至り、嫡子盛吉家を繼ぎ、三男盛重(幼名小佐次、後大納言房)は

根來寺に入り、根來を以て姓と爲し、同寺滅びて後徳川家康に召出され、參千六百石を領して代々徳川氏の麾下となる。かくて同家は代を累ねけるに、岡部氏の岸和田城主となるに及び、同家に大庄屋を命ぜられければ、代役二人を使用して事務を採らしめ、同氏領内大庄屋七人の首席となり、配下に家中・門屋約百戸を有し、其の六七分は本地に、残り熊取の各村に散在して家門繁榮し、元祿の頃には銀札を發行し、俗諺に「くまどりのごもん、なかきこん、ゑらいもの、やなるのすばりぐち、ひだりともへ」と謠はれしは、同家の權勢と繁榮を語れるなり。二十六世盛意に至りて男子なかりしかば、前記支族麾下根來伊豫守公虎の次男建次は、六歳のとき迎へられて同家の養子となり、長じて名を高彦と改め、家を嗣ぐに及びて左近と唱へ、後瑞雲齋と稱し、長男莞爾・次男克己・長女ユウ、異腹に三男謙一郎・四男健・次女ユリ・三女みほあり。長男莞爾病氣なりしを以て、次男克己家を嗣ぎて左近と稱せしも、後に記するが如く克己・謙一郎・健は父と共に獄に投せられて、父及び克己・健は牢死せしかば、堺縣令税所篤の仲介にて、克己の女すみ子に小谷村原文平の次男を養子に迎へて家を嗣がしむ、即ち當主中辰之助氏にして、謙一郎は赦免後別に一家を立て、河内譽田神社の社司となり、其の三男中幸男氏は父の後を襲ぎて今も同社の社司なり。

瑞雲齋は憂國の士なり、梁川星巖に師事し、廣瀬旭莊・奥野小山等と交り、岡田半江に従ひて畫を習ひ、初め墨水と號し、後喬松・白水又は葵翁と號し、詩文に親めると共に國學を究め繪畫に耽りし

も、嘉永年間尊王攘夷の論起るや、慨然として曰く、大丈夫の安居優遊すべき時にあらずと。是れより日夜海防の策を講じ、南部藩士大島高任(周)を聘し、小砲十三トウサ擗を鑄て、根來氏の采地大和國宇智郡丹原村芝紫山吉祥禪寺の境内に於て試射したるは、畿内に於ける洋砲發射の嚆矢なり。領主岡部侯聞きて之を惡み、謹慎を命ずれども顧す、京都に上りて問屋町に借家せしが、菊屋町に移り、更に下鴨・吉田村等に轉居せり。其の葵翁と號せしは下鴨に居りし以後のことなり。かくて志士と交りて國事に奔走し、中山侍従の兵を大和に擧ぐるや、赴きて之に應せんとせしも故ありて果さず。中島錫胤(初め加茂榮吉と稱す)四方に漂泊して來寓歲餘なりしに、偶京都の碩儒中島稜隱歿して嗣なかりしかば、自己の義弟と爲し、刀槍衣服を給して同家を嗣がしむ。錫胤が足利氏木像梟首の事件に關するや、翁は頗る幕府の嫌疑する所となりしも、江戸にありしを以て僅に其の禍を免る。翁思へらく、朝廷の式微せるは其の由て來る所多しといへども、保元・平治の亂は實に亂逆の極にして、遂に崇徳上皇を讃岐に遷し奉る、上皇は懺悔の爲と思召させられ、畏くも御指の血にて三年の久しきに亘り五部の大乗經を寫し、覺性法親王の許に送りて安樂壽院に納めんことを請ひ給ひけるに、後白河天皇許し給はざりしかば、上皇聞きて朕は都に歸るの期なかるべしと宣ひ、經の軸毎に願爲大魔王惱亂天下、以五部大乘經廻向惡道と書し、終生深き恨を含みて終に崩御あらせられ、爾來朝憲振はず、政權武門に歸すること數百年に及べり、上皇の神靈を慰め奉らずんば、何ぞ皇威を挽回することを得んやと。文久二年六月三日謙一郎及び進

藤春根を従へ、貝塚より船一艘を借切り、海に浮びて讃岐に赴き、上皇の舊蹟を漏れなく探りて歸航の途、暴風に遭ひて直島に避難上陸したるに、上皇の祠ありければ祠前に額き、祠側の碑に依りて上皇に縁故ある三宅源左衛門を訪ひ、同家の舊記等を悉く寫取して歸り、元治元年三月京都に上り、其の著せる所の窓廼獨許登を添へて、上皇の神靈を京都に迎へ奉らんことを奏請せんとしけるに、時恰も七卿長州に落ちて毛利氏も亦已に退けられ、幕府大に暴威を振ひ、言路壅塞して如何ともすべき策なく、空く郷里に歸らんとせしに、偶正三位石井行光・侍醫三角有儀の同情に依り、百方周旋の結果遂に傳奏野々宮定功卿に就て奏達し、朝廷の採用する所となりて社地を飛鳥井町に定められ、山陵奉行戸田大和守をして先づ讃岐の白峯山陵を修補せしめらる。領主岡部侯復た其の擧の幕府の嫌忌に觸れんことを恐れ、翌四月終身蟄居を命ず。翁大に怒つて曰く、我力を王室に盡さんと欲す、豈故なくして罪を受くるの理あらんやと。遂に郷里を脱して京都に上りしも、同年七月長州藩の福原越後・國司信濃等會津藩兵と闕下に戦ひ、京都騒動しければ之を避けて歸郷せり。

慶應三年三月、將軍慶喜に謁して速に軍職を辭し土地を朝廷に返上し、一大諸侯に列するの得策なる所以を説かんと欲したるも、竟に謁することを得ざりしかば、尾・薩兩藩に上書して將軍に勸誘せられんことを説き、同年九月意見九ヶ條を上り、翌十月再び上書し、幕府は日に衰頽せるを以て、大權の朝廷に復するも遠からざるべければ、朝廷にありても攝關及び傳奏等の職制を廢し、神祇官及び

太政官八省を復興し、天皇親く元帥と爲り、有時の際には親王を以て將軍に任せられ、常に數萬の精兵を浪華城に屯せしめ、以て赫々たる皇國の兵威を海外に輝かされんことを請ひ、明治元年正月三日伏見鳥羽の戦起るや、蹶然として起ち、謙一耶・健の二子を伴ひて闕下に赴き、岩倉公に就て奏して曰く、窃に聞けば賊兵多くの糧食を園城寺に貯ふ、宜く速に之を收むべしと、朝廷即ち兵を派して直に之を收めらる。時に三宅高彦(全)は鎌槍を提げて南門の傍にありしが、翁を顧て曰く、凡そ戰は其の名正からざるべからず、今徳川慶喜大兵を率ゐて闕下を襲はんとす、反逆已に明なり、宜く親王を以て將軍に任じ、錦旗を翻して征討あるべし、官軍寡なりといへども豈勝たざるの理あらんやと。翁は聞きて然りと爲し、二人相伴ひて非藏人口に至り、大原老公に就て之を建言したるに、老公大に喜びて曰く、事忽卒に起れるを以て朝廷に於て事未だ此に及ばざるなり、速に奏上すべしとて内に入り、暫くして出で來り、足下等の建言を奏上したるに、御採用あらせられたれば安心すべき旨を達せられしが、間もなく仁和寺宮は征討將軍に任せられ、錦旗を翻して鳥羽街道より淀城に向はせられけるに、官軍の士氣大に振ひ、遂に大勝を奏せり。已にして翁は二子に告げて曰く、予年已に老いたり、汝等予に代りて征東の軍に従ひ忠を朝廷に盡すべしと。依て直に二子を東山道總督岩倉具定・同具經の麾下に屬せしめ、謙一耶及び健は同總督に従ひて江戸に入り、翁は同年八月十四日崇徳天皇神靈御還遷の御用掛を命せられ、同月神靈は迎へられて、飛鳥井町の祠を白峯神社と稱し奉らる、即ち今の官幣

中社白峯宮是れなり。是に於て翁の宿志初めて貫徹せり、翁の喜び以て想見すべし。然るに同二年正月横井平四郎暗殺の事に座して捕へらる。是れより先、横井平四郎の參與に任せらるゝや、翁は歎じて曰く、彼曾て天壤非説及び天道革命論を著せり、彼いま大官となる、恐らくは天下勤王の志氣を沮喪せしめんと。依て岩倉公を初め各大官を歴訪して、横井平四郎を退げんことを請ひしも用ひられざりしが、同月五日横井平四郎は京都寺町御霊神社の南に於て浪士の爲めに暗殺せらる。浪士は上田立夫・津下四郎左衛門・柳田徳藏・鹿島復之丞・前岡力雄・中井刀禰雄等にして、横井の首を斬りしは津下四郎左衛門なり。津下四郎左衛門は備前の浪士にして土屋信雄と變名せしが、上田立夫等と共に翁の家に出入したるものならん。翁は之が爲め同月自宅に謹慎を命せられ、翌三年三月東京に護送せられて十ヶ月の禁錮に處せらる。刑期満ちて京都に歸りけるに、當時車駕東京に再幸して、京畿の士民大に望を失せるのみならず、東京遷都の非は痛論せられ、翁も亦同論者なりしかば、外山光資卿を首領と仰げる謂はゆる外山一件の還幸論に與して窺に畫策する所あり、久留米藩・小倉藩も亦窺に此の議に應じけるに、事暴露し、陸軍少將四條隆謨兵を率ゐて日田縣に出張し、大に兩藩の有志を捕へしが、翁父子四人は同四年三月七日當本邸に於て京都府の捕吏に捕へられ、堺のあかりやに一夜を明かし、翌日舟にて京都に着し、六角の獄舎に幽囚せられ、健は吟味中同年八月十二日病を以て獄中に歿し、殘る三人は同年十二月三日司法省臨時裁判所に於て内亂隱謀罪を以て斷せられ、翁及び謙一郎

は終身懲役・克己は禁錮一年に處せられしが、翁は同日六十三歳を以て獄中に病歿し、克己も同五年四月一日病を以て同獄中に逝き、謙一郎のみ其の後青森の獄に移され、同十三年四月三日特典を以て赦免せられて歸り、大正八年九月二十七日七十一歳を以て逝けり。

翁父子の國事に奔走したる事蹟の一斑は前記の如し。地方の名家たると共に豊富なる資産を擁して憂國の念深かりしかば、志士の來訪するもの多く、前記中島錫胤の如きはいはずもがな、十津川の大木主水・同上平主税の如き、備中の三宅瓦全・大和の小和野廣人・菊亭家の矢田穩清・其の子矢田隆男・福岡藩的野秀九郎・岡山藩の醫員田淵敬二等は、其の最も常に出入せし者なるかの如くに傳へられ、志士中には翁は依りて奔走の資を得たる者多かりしなるべく、志士の出入常に絶えざりしといへば、翁は自然志士の牛耳を執り、志士に依りて發動せられたる事件中には翁の發意に出でしもの少からざるべし。現に同家に於ては、横井平四郎暗殺の謀主は翁にして、其の謀に與りし頭分に大木主水・上平主税あり、寺町御霊社の南に於て横井を襲ひし浪士は單に之が下手人たるのみと傳へ、且浪士の横井を襲ふや、一人先づ槍を以て之を輿中に刺し、刺されし横井の輿中より出でしを討ちて首を擧げしは他の一人なるを以て、其の横井に刃を加へたるは一人にあらずして二人なり。二人の内なる槍を以て横井を刺したる浪士は(惜むらくは其の名を逸す)現場を遁れて翁の家に来り、翁は之に向ひて「いわしたか」と問ひ、浪士は「しとめました」と答へ、口を手洗鉢に寄せて渴を醫せしが、翁は之に衣服を與へ酒

食を供して、其の心神の昂奮を鎮めしめたるに、浪士は横井を刺したる槍の穂先貳尺許を切りて、之を其の家元に形見として送らんことを乞ひしと傳へ、其の槍は血痕附着して今も尙同家に所藏せらる(當時混雜の爲め浪士の家元に送付するを得ず、引續き)。此の同家に傳ふる所は、森鷗外博士の山房札記に、四郎左衛門は市中を駆け抜け、刀の血を路傍の小河に洗ひて鞘に納め、嵯峨を指して行き、酒屋にて酒壹升を買ひ、其の徳利を提げて竹藪の中なる裏門より三宅左近の家に入りし旨を記し、且刃を加へしを津下一人の如くに見ゆるものと合はざるも、同書の記事は津下四郎左衛門の子津下鹿太郎氏の話に依れるものなりといへば、そは同家の所傳にして、其の所傳に洩れたるものなきしもあらざるべければ、槍にて刺したる他の一人ありて、其の一人が翁の家に来りしといへる同家所傳の否認すべからざるは勿論、又翁の之に連座したるは固より其の所にして、しかも其の罪の輕かりしは、志士操縦の如何に用意周到なるものありしかを推想せしむ。かくて其の國事に心血を注げるの結果は、三人の男子を擧げて之に従はしめ、三人の男子は復た父の志を承けて奮闘し、國事奔走場と化せる同家は、嘉永より明治の後に至るまで殆ど二十年近く繼續しければ、之が爲め豊富なりし家産も一時に傾き、(金策に苦心の家を堆く保) 父子四人とも幽囚の身となり、謙一郎を除くの外は命を獄中に殞すに至る。是れ翁父子の豫て覺悟せし所なるべきも、悲惨の至なりといはざるべからず。謙一郎は赦免せられて青天白日の身となりしも、残れる父子三人は獄中に死して、多年國事に奔走したる雄志も水泡に歸したりしが、明

治二十二年二月十一日の憲法發布と共に發し給ひし大赦令に依りて、罪科消滅したるは喜ぶべし。墓は同家の北方なる同家の墓地にありて、翁の碑には瑞雲院鐵翁了心居士・次男克己の碑には長興院孝巖惟忠居士・四男健の碑には瑞巖院英峯良俊居士と刻し、三男謙一郎の墓は假葬にして、木標に耕雨院宗謙石心居士と書せらる。而して翁は詩文を善くし、書畫に巧なりしかば、其の國事に奔走せる際にも、時事に感じては建言書を草し、機に觸れては詩を賦して述懐し、又畫に興を遣るを例と爲し、書畫の残れるものは世の珍重する所となる。

中左近君宅題

癸卯歲杪

耳山 遜

興亡經歷幾平源

地百千年喬木存

槍戩巖然當日備

帷壇不改將軍尊

攀龍何世開中氏

留帝于今護御門

南望兩山唯鳥跡

喜君陽報到仍孫

甲辰之春月尋花到隈取初宿中氏之家

墨浦 半江

飄々萍迹入新盟

夜路遙邨孤燭迎

不獨芳花引遊思

偏因韵主動風情

滿園喬木驚家舊

聯句行盃笑客生

造花似供畫翁看

山姿水態幾陰晴

訪墨水中君賦此以呈

廣 瀨 謙

素封氣象自洗然

出屋喬松翠刺天

家號今仍前五位

軍功昔著後三年

墻廻馬埒村居壯

門駐風輿都樓傳

愛客能爲無事飲

燈火剪盡更留連

訪墨水中君於熊溪賦一律言謝

小山學人 典 野 純

真山沿澗幾村居 中有詞人耽讀書 望族曾承兵將幕 高門昔納法皇輿 高松暗處枝棲鶴 綠醕傾時厨煮魚 微醉呼琴彈一曲 南薰欲動浣寒初

己酉八月中墨水初見訪席上分韵賦贈

黃石外史 岡 本 迪

秋檐鵲噪夕陽天 忽接新歡有一緣 喜子交情同舊雨 愁吾鬢影及中年 草頭露降百蟲響 松頂雲頽孤月懸 重把餘盃懇相侑 相逢今夜便離筵

庚申十月廿四日訪白水申君賦以奉呈

山中 獻

來訪泉南十五邨 尋思古事不堪言 君家獨認行宮跡 百丈喬松墜御門

訪墨水申君賦此以呈

今川 吉

山頂戴雪玉無瑕 野風疏中小徑斜 右折左轉何厭遠 欲訪溪南風流家 卽至先知門笈盛 廣家魏々極靡華

陶瓶插棹堅掛畫 且捲湘簾豁眼界 獻酬何辭盡幾杯 紅粉上顏多嘉話 曾無俗物破意來 今日之宴實堪快

暫時降階步間邊 周迴屋後與屋前 曾聞此裏駐風輦 爾來八百有餘年 門木雖古儼尚在 終做村名至今傳

又聞祖先有戰績 多少遺物總依然 數丈旌竿七馬旆 足見當日武備堅 胸情有感觸頭立 千歲喬木綠刺天

詩欲記之筆難著 攸忽復座又滿酌 稍至爛醉頰高吟 燭淚積堆夜何如 須臾客去始就眠 落枕松濤如天梁

京城客次途中盟壘赴江戶

梁 緯

同醉江門已十年 一尊對酌又幾川 此情已有小陵迷 忽漫相逢是別筵 五十三亭秋已闌 知君馬上拭眸看

潮霞嶽雪海門月 所在風光呈壯觀

登金剛山寄森田節齋先生

中瑞 雲 齋

迎君傳杯孤驛夕 談不涉詩論蕃舶 意氣未收登金剛 踏雪通訊英雄迹 迹古山高望悠々 出奇應變定何丘

想見當時苦戰狀 萬竅風號暮色愁 一自孤軍唱大義 王師竟復歷世仇 嗚呼忠臣楠子後 幾人繼芳流千秋

君不見醜虜頻年搖食指 吾邦稼禾稱殊美 誰知砥柱及米情 託言捕鯨乞薪水 又不聞胡元覆舟紫海風

始服吾邦士氣雄 從是國人誇我武 常輕異類重神風 神風有時當復發 不知勇怯古今同 如今狹兒事爭鬪

器械年々極奇工 世人空作弘安看 容易談來蒙古蒙 狂生不須人嘲謔 每聆邊警獨驚愕 夜座僧房灌樽酒

將用忠魂問輜略 忠魂不答寒月無 傾盡餘杯獨題詩 詩意未周借君筆 要說兵農未分時 時平兵農恐難合

畢竟文墨屬兒嬉

讚岐直島崇德天皇の神祠に詣てし時の作

同

繹史常悲保元禍 懷君片舟遠轉柁 尋遍仙區回權來 更上孤島勢崔嵬 聞說龍舸衝秋夕 初駐此地占幽僻

海風時渡松林裏 雲氣猶凝護帝迹 憶昔兩朝具弼履 鶴鶴原上陳雲華 遂是蒙塵歸不得 書經投海海爲沸

自是皇威屬陵遲 長使鷓鴣極騰恣 綿々此恨欲說難 空懷既往淚闌干 拜跪祠前立相顧 怒濤折岸夏猶寒

丁卯十五夜

同

日暮玉兔未叩關 壯士先來說斬豸 擊案一聲稱快處 晴暉忽穿庭櫺間 起望天未兵氣滿 何處健兒懸夷鬘

腰間雙龍鳴不歇 百盃吸盡東山月

辛未三月五日之作

同

去年纒線下東京 兒輩墓子出帝城 予衝遠灘狂瀾勢 兒帶逢關暴雨聲 今日正聞風雨至 把杯同感當時情

多少艱難共嘗得 如何一事無報國

丁午初夏七十自述

三徑雖無松菊存 兒孫繞膝酒盈樽 把杯聊祝古稀壽 嚙月吟花亦聖恩

伊勢の神宮に詣て、

あめつちと共に動かぬ大御代を祈るは民の誠なりけり

同

慈照寺

慈照寺は佛日山と號し、臨濟宗妙心寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。前記中家祖先の創立せし所にして、同家の香華院なり。境内は九百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・廊下・玄關・鐘樓・土藏・門・地藏堂・大師堂を存す。墓地に中家累代の墓ありしが、今は北方の山に移されてなし。本地の領主及び區畫の變遷は大字大久保に同じ。

大字紺屋

本地は古來日根郡に屬し、もと熊取莊の内にして紺屋村と稱す。

芳元寺は字門屋にあり、福井山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基了道は初め坂上田平と稱し、紀州根來寺に加擔して戰場に馳驅せしも、天正三年剃髮して了道と法名し、一字を創立せしもの即ち當寺にして、義元坊と稱し、眞言宗なりしが、天正八年二世了海本願寺顯如上人に歸依して改宗し、更に福井山芳元寺と改め、十一世善應に至り寶曆十年東本願寺末となる。境内は

芳元寺

貳百九拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・茶所・納家・表門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字大久保に同じ。

大字野田

本地は古來日根郡に屬し、もと熊取莊の内にして野田・朝代・成合の三ヶ村たりしが、後合併して野田村と稱す。和泉志村里の條に「野田屬邑二」と記せるは、此の朝代・成合を指せるなるべし。朝代は佐代の轉にして、姓氏録和泉國皇別に「佐代公、上毛野朝臣同祖、豊城入彦命之後也、敏達天皇行幸吉野川瀬之時、依有勇事賜佐代公」と見ゆる佐代公あり、同佐代公の居りし所にして、地名は是れより起りしものならん。

雨山は南方にあり、高さ壹百丈、圓頂秀麗にして松檜森鬱せり。早歲には雨を此に祈れりといふ。南は大土村大字土丸の城山に連り、雨宮城の名は此の山名に因めるなり。

法願寺は舊朝代村にあり、東光山と號し、曹洞宗梅溪寺末にして薬師如来を本尊とす。創立の年月は詳ならず、天明二年四月八日の再建なり。境内は參百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家を存す。外に阿彌陀堂あり。

西方寺

西方寺は舊成合村にあり、安養山と號し、曹洞宗海溪寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文七年の

成合寺

創立なり。境内は參百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。
成合寺は同成合村にあり、普陀巖と號し、曹洞宗永平寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寛文十九年の創立なり。明治維新前までは佐野の豪家食野氏の歸依厚く、諸堂完備したるも、同家の退轉と共に當寺も漸次頽廢して、今は貳百五拾四坪の境内に本堂のみを存す。
本地の領主及び區畫の變遷は、大字大久保に同じ。

大字七山

本地は古來日根郡に屬し、もと熊取莊の内にして七里山村と稱せしが、後七山村と改む。

法樹寺

法樹寺は字廣道にあり、七重山攝取院と號し、淨土宗上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百六拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關を存す。外に藥師堂あり

淨見寺

淨見寺は七寶山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。尾張國知多郡布土村の醫師本多左内なるもの剃髮して淨仙と號し、天正元年一寺を建立せしもの即ち當寺なり。境内は八拾坪を有し、本堂・茶所・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字大久保に同じ。

正法寺

大字小垣内

本地は古來日根郡に屬し、もと熊取莊の内にして小垣内村と稱す。

正法寺は字岡にあり、龍泉山と號し、曹洞宗梅溪寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。眞言宗根來寺に屬し、七堂伽藍を具備せる巨刹にして、字白地にありしも、根來寺の没落するに際し、當寺も燒亡する所となりしが、元和七年に至り、松平周防守此に移して再建し、伯州倉谷村定光寺の弟子文成なるもの諸國修行中當地に來り、周防守に歸依せられて中興の開基となり、轉宗して龍泉山と號せり。境内は八百七拾七坪を有し、本堂・庫裏・位牌堂・納家・門等を存す。

本地は元和五年よと松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十一區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まり、同年四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月

一日の町村制施行に至れり。

大字久保

本地は古來日根郡に屬し、もと熊取莊の内にして久保・宮・大浦・和田・上高田・下高田の六ヶ村なりしが、後合併して久保村と稱す。和泉志村里の條に「久保屬邑五」と記せるは、此の宮以下の舊村を指せるものならん。

大森神社は舊宮村にあり、事代主命及び菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず。天正十年四月本地根來右京之進藤原盛繁の再建なりといふ。大字野田字川向イの野田神社・同大字々成合の雨山神社と共に熊取の三社と呼ばれ、旱天に際すれば、神職は齋戒浴沐して三社に降雨の祈をなすを例とし、當社の大祭には、神輿昇は大聲にて「ほーわく」と囃し、穗輪祭と俗稱せられ、神輿の渡御ある所は紺屋山及び湊村なり。紺屋山は當社より拾四五町の西北にして、山上の老松は枝葉鬱葱として天に參し、幹大壹坪に餘りて神輿松と呼ばる。又湊村は今の北中通村大字中庄の内なる字湊にして、同御旅所にも同く枝葉四方に延びて扁平なる老松ありて平松を呼びしが、兩松とも枯れて今はなきも、後者の松名を採りて平松を姓と爲せるものありといふ。正保年中より熊取莊の惣社となり、明治六年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、神社合併の議あるに及び、本村内多數の神社を悉く當社に合祀せり。即ち同四十一年九月二十五日本地字高田の村社菅原神社(菅原)・同牛神社(不詳)・同金堂神社(不詳)・同牛神社(不詳)・無格社大將軍神社(菅原)・同牛神社(不詳)・字和田の同八坂神社(表蓋)・同牛神社(不詳)・同琴平神社(大物)・同熊野神社(須佐之)・無格社大將軍神社(不詳)・字大浦の村社牛神社(不詳)・同八幡神社(品陀)・無格社福神社(不詳)・同熊野神社(表蓋)・大字小谷字奥出の同菅原神社(菅原)・無格社菅原神社(菅原)・字神子岡の同牛神社(不詳)・大字小垣内字北山の村社八坂神社(表蓋)・字山田の無格社春日神社(天兒屋)・同牛神社(不詳)・字又谷の同幸福神社(大國)・大字大久保字西宮の村社事代主神社(八重事)・字野田傍示北川の同北川神社(天照皇)・字福神の同福神社(菅原道眞)・字住吉の同住吉神社(表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帶姫命)・字坂上の同坂上神社(不詳)・字牛神の無格社牛神社(不詳)・大字野田字成合の村社雨山神社(閻魔)・同塞之神社(塞)・無格社福之神社(不詳)・同菅原神社(菅原)・同成合神社(天照)・字碓の村社住吉神社(表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帶姫命)・字川向イの同野田神社(菅原)・字山の岡の同菅原神社(豐受)・字朝代の同東宮神社(不詳)・同塞神社(塞)・同清原神社(大物)・無格社藤原神社(天兒屋)・同菅原神社(菅原)・同荒神社(不詳)・同福之神社(八重事)・同菅原神社(菅原)・字大門の同威徳神社(不詳)・字野田の村社琴平神社(大物)・大字五門字若宮の同若宮神社(天照皇)・字春日の同春日神社(建御雷命・布都主命)・字牛神の無格社牛神社(不詳)・字愛宕の同愛宕神社(加具津)・大字紺屋字辨財天の村社菅原神社(市杵島)・字福神の同菅原神社(菅原)・大字七山字坂口の同坂口神社(譽田)を合祀せり。合祀社中に於ける雨山神社と野田神社は、前記

第三篇 國都市町村志 第三章 和泉國 第三節 泉南郡 熊取村 八八三

の如く各熊取三社の一にして、野田神社は峯中記に謂はゆる野田山天神ならん。もと毘沙門天・五大尊・薬師・辨財天を本尊とせる宮寺ありて、社は其の鎮守たりしと。境内は六百九拾坪を有し、本殿・拜殿・舞臺・御輿庫を存す。氏地は本村全部にして、例祭は從來六月十二日なりしも、改められて今は九月二十八日となる。

正永寺

正永寺は字宮村にあり、法水山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基宗圓は眞言宗の僧にして、永正年間に創立せり。故に年號を轉用して寺名を爲し、淨土眞宗に歸依して本願寺に屬し、天文年中本願寺十世證如上人より開基佛を與へられ、文化八年三月二十六日東本願寺派より西本願寺派に轉じて今に至る。境内は參百六拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・茶所・鼓樓・土藏・門を存す。

興正寺

興正寺は字下高田にあり、慈福山と號し、臨濟宗妙心寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。寛文五年六月の創立なり。境内は貳百貳拾五坪を有し、本堂・納家・土藏を存す。外に薬師堂あり。

惠林寺

惠林寺は字窪にあり、松雲山と號し、臨濟宗妙心寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永八年三月の創立、天明九年九月の再興なり。境内は壹百拾六坪を有し、本堂・庫裏・浴室・土藏・門を存す。

來迎寺

來迎寺は字和田にあり、圓覺山と號し、曹洞宗梅溪寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百參坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日小谷村と二ヶ村聯合したるの外は、大字小垣内に同じ。

大字小谷

本地は古來日根郡に屬し、もと熊取莊の内にして小谷村をたにと稱す。

興藏寺城址は丸山にあり。城は天文年間修理大夫三好光親及び其の子光俊の據れる所なりしが、天正十三年根來寺の僧來り攻むるに及びて陥落し、八木野内匠なるもの城下に戦死し、其の碑は今も存す。

興藏寺

興藏寺城址

興藏寺は前記丸山にあり、法雲山と號し、臨濟宗妙心寺末にして薬師如來を本尊とす。弘安五年紀州由良興國寺の法燈國師此の地に留錫して堂宇を建立し、小谷山興藏寺と號したるもの當寺の初めなり。天文年中三好光親の城を築きて據りしを以て、天正十三年根來寺の僧に攻められて陥落するに際し、寺も亦回祿に罹りしかば、同十八年降井左衛門尉盛明に再興せられて今の山號寺名に改め、延寶五年九月僧竺印更に之を再建せり。境内は貳百八拾八坪を有し、本堂・庫裏・客室・玄關・納家・鐘樓・土藏・門を存す。外に觀音堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日久保村と二ヶ村聯合したるの外は、大字小垣内

に同。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
大久保	七七、四八〇	九、三三五	九一九	七、七四四	九六九		
五門	三四、九四〇	五、五三三	三四七	八六、七〇九	四〇八		
紺屋	一〇、九九七	一〇、七〇一	一六〇	一八、九五五	一七一		
野田	五四、七五九	九四、三三三	六五三	一九四、五二三	七四八		
七山	三三、〇四二	三九、六一〇	三三三	七七、四九二	四二二		
小垣内	四三、四七六	五〇、四一〇	三四一	六六、三三二	四〇〇		
久保	一、二五三・二七三	三三、三四七	九三九	三三、八〇二	一、〇三三		
小谷	三九、五六〇	四一、六二〇	三三三	七七、七三六	三七九		
計	四、〇六・七六六	六、四・五四三	四、〇五三	九六、四六九	四、五〇七	五、九九九	五、三三三

第二十項 日根野村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、日根野・俵屋新田の二ヶ村は、其の地域犬牙錯綜し、民情また同くして合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村なる日根野村の名を採りて日根野村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二

十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字日野根

本地は古來日根郡に屬し、もと日根莊にして野口村・辻瑞村・西出村・中筋村・野地藏村・西上村・東上村・道出村・冬木村の九ヶ村たりしが、後合併して日根野村と稱す。古の日根または日根野の地にして、舊日根郡の稱も是れより出で、日根の起原に就ては、殘篇風土記に「孔舍衙役、彦五瀬命被創駐軍於此、詔曰、吾老衰於道路、故名日根」と見え、姓氏錄和泉國諸蕃に「日根造、出自新羅國人億斯富使主也」と見ゆれば、日根氏の居りし所ならん。其の史上に現れしは、允恭天皇の御宇に日根野の名出で、雄略天皇の御宇に日根の稱見えしもの是れ其の初めにして、允恭天皇は其の八年二月衣通耶姫の爲めに茅渟宮を造り居らしめて、屢日根野に遊獵あらせられ、雄略天皇の十四年夏四月根使主罪ありて逃れ、日根に稻城を造りて戦ひしも、遂に官軍の爲めに殺さる。後桓武天皇は日根の行宮に御し、且日根野に遊獵し給ひ、仁明天皇は河内國丹比郡驛家院倉八宇・屋二字を遷し日根野に建て、之を正倉となし給へり。桓武天皇の御し給ひし日根行宮は、今其の址詳ならざれども本地にありしものならん。かくて古來歷朝の狩獵場となり、行宮の所在地となりて、皇室との關係淺からざりしのみならず、正倉を設置せられしが如きは復た樞要の地たりしに依れるならん。上古にありては茅海に近

日根の松原

く一帯の松林を爲して、激波は樹間に私語き、梢頭常に琴音を弄して風光明媚の地たりしを以て、八雲御抄にも日根の松原は和泉にありと記せられしなるべきも、物變り星移りて今は僅に日根神社の松林に其の名残を存せるのみ。

日本書紀 允恭天皇八年春二月の條 天皇則更興造宮室於河内茅渚、而衣通郎姬令居、因此以厭遊獵于日根野、

同 雄略天皇十四年夏四月甲午朔、天皇欲設吳人、歷問群臣曰、其共食者誰好乎、群臣僉曰、根使主可、天皇即命根使主

爲共食者、遂於石上高拔原饗吳人、時密遣舍人視察裝饗、舍人復命曰、根使主所着玉綬大背故對、又衆人云、前迎使時又亦着之、於是天皇欲自見、命臣連裝如饗之時、引見殿前、皇后仰天歎歎啼泣傷哀、天皇問曰、何由泣耶、皇后避床而對曰、此玉綬者、昔妾兄大草香皇子奉穴穗天皇勅進妾於陛下時、爲妾所獻之物也、故致疑於根使主、不覺滿垂哀泣矣、天皇聞驚大怒深責根使主、對言、死罪死罪實臣之愆、詔根使主自今以後子々孫々八十聯綿莫預群臣之列、乃將斬之、根使主逃匿至於日根、造稻城而待戰、遂爲官軍見殺、天皇命有司二分子孫、一分爲大草香部民以封皇后、一分賜茅渚縣主爲貢養者、

日本後紀 桓武天皇延暦二十三年八月己酉、遣征夷大將軍從三位行近衛中將兼造西寺長官陸奥出羽按察使陸奥守勳二等坂上大宿禰田村麻呂、從四位上行衛門督兼中務大輔三島真人名繼等、定和泉、攝津兩國行宮地、戊辰、天皇以來冬可幸和泉國、參議式部大輔春宮大夫近衛中將正四位下藤原朝臣繩主爲裝束司長官、正五位上橘朝臣安麻呂、從五位下池田朝臣春野爲副、參議左兵衛督從三位紀朝臣勝長爲御前長官、從五位上藤原朝臣繼彥爲副、左大辨東宮學士左衛士督但馬守正四位下菅野朝臣眞道爲御後長官、從五位下紀朝臣昨麻呂爲副、冬十月甲辰、行幸和泉國、其夕至難波行宮、乙巳、賜攝津國司被衣、上御舟泛江、四天王寺奏樂、國司奉獻、丙午、至和泉國、遊獵于大島郡惠美原、散位從五位下坂本朝臣佐太氣麻呂獻物、賜綿一百斤、丁未、獵于城野、日暮日根

行宮、戊申、獵垣田野、阿波國獻物、賜國司等物有差、左大辨正四位下菅野朝臣眞道獻物、賜綿二百斤、己酉、獵廣生野、近衛中將從三位坂上大宿禰田村麻呂獻物、賜綿二百斤、庚戌、獵于日根野、河內國獻物、辛亥、詔曰、天皇詔旨、勅命乎、和泉・攝津二國司郡司公民陪從司々人等諸聞食止宣、今年歲年實豐稔、人々產業取收在、此月閑時、國風御覽時、常聞取行期今行宮所乎、御覽爾、山野、麗、海激、清、御意、於太比爾、御座座、故是以御座座、和泉國並攝津國東生、西成二郡乃百姓、爾今年田租免賜比、又勤仕奉國郡司及一二能人等、冠位上賜比治賜布、目以下及郡司乃正六位上万人、男一人、爾位一階賜布、又行宮勤仕奉爾依、三島名繼真人、賜比治賜布、又行宮乃邊、近、高年八十已上並陪從人等、大物賜比、詔命乎、勅命乎、乘爾食止宣、授攝津守從三位藤原朝臣雄友正三位、衛門督從四位上三島真人名繼正四位下、散位從五位下坂本朝臣佐太氣麻呂從五位上、攝津介外從五位下尾張連粟人・和泉守外從五位下中科宿禰雄庭・攝津掾正六位上多治比真人船主・和泉掾正六位上小野朝臣木村・散位正六位上大枝朝臣萬麻呂從五位下、又皇太子已下賜物有差、遣使於和泉・日根二郡諸寺施綿、攝津國司奉獻奏風俗歌、壬子、幸紀伊國玉出島、癸丑、上御船遊覽、甲寅、自雄山道還日根行宮、乙卯、遊獵熊取野、丙辰、御難波行宮、丁巳、國司奉獻、遣使於西成・東生二郡諸寺施綿、戊午、車駕至自難波、

續日本後紀 仁明天皇承和八年九月庚戌、以河內國丹比郡驛家院倉八宇・屋二字、遷建當郡日根野爲正倉、

大和物語 亭子院のみかと、天多、おりの給ひて、又のとしの秋御くしなるたまふて、ところく山ふみし給ふて、おこなひ給ひけり、ひせんのせうにてたちはなのよしとしといひける人、内におはしましける時、殿上にさふらひて、御くしおろし給ひければ、やかて御ともにかしらをろしてけり、人にもしられ給はてありき給ひける、御供にこれなんをくれ奉らてさふらひける、かゝる御ありきたまふいとあとき事なりとて、内より少將・中將など、これかれさふらへとてたまつらせ給ひければ、たかひつゝありき給ふ、いつみの國にいたり給ふて、ひれといふ所におはします夜あり、いと心ほそかすかにておはします事をおも

ひてかなしかりけり、さてひれといふことをうたよめとおほせこと有ければ、このよしと大とく、
ふるさとのたひれのゆめに見えつるはうらみやすらんまたと、はれば
とありけるに、みな人なきてえよますなりにけり、その名をなん寛蓮大とくといひて、後までさふらひけり、

古今六帖 和泉なるひれのこほりのひれもすに戀ひてそくらす君は知るらん 滋 春

日根神社

日根神社は東南字大井堰にあり、故にまた大井堰神社といふ。延喜式内の神社にして鶺鴒不合尊・玉依姫を祀り、和泉五大社の一にして日根莊の總社なり。神武天皇戊午の歲二月、舟師を率ゐて浪華より河内を經、大和に入らんとして膽駒山に至り給ひしとき、長髓彦衆を盡して邀へ撃ち、皇軍利あらずして皇兄彦五瀬命も流矢に中らせ給ひ、路を轉じて紀伊に向はんとして此の地を過り、御靈を祀りて戰勝を祈らせられ、紀伊より大和に入りて中州を平定し給ひしかば、名づけて日根神社と稱せしめられしものは是れ當社の權輿なりと。或はいふ、昔神鳳大鳥郷に降りしかば社殿を建て、祭る、是れ天照大神の權化にして、其の此に勸請せしは聖武天皇の御宇なりと。皇室の崇敬甚だ厚く、天武天皇は神殿を修造し給ひ、元正天皇は靈龜二年河内國を割きて和泉國を置き、國內五大社の分靈を合祀して五社總社を國府所在の府中に建て給ふにあたり、當社の分靈も同社に合祀せられて泉州五社の稱起り、聖武天皇は天平十四年の大旱に際し五社及び井の八幡宮に奉幣して雨を祈らせ給ひ、且五社及び總社に社領六千八百石を寄せて、其の五百石を當社に分賜せられたりしが、天正八年兵燹に罹りて社

殿垣籬悉く灰燼に歸し、同十年覺豪阿闍梨之を再建せしが、同十三年社領を秀吉に沒收せられ、社頭漸く衰微せしも、慶長五年豊臣秀頼に社殿を修補せらる。貞享四年岸和田城主岡部美濃守に新田壹町歩の墨印地を寄せられて祭祀の料に充て來りしも、明治五年に至り同墨印地は境内の山林拾八町歩餘と共に上地せり。然れども現今尙壹千六百九拾五坪の境内を有し、鬱蒼たる山を負ひ、西南は大井堰川を繞らし、川には千石崙といへる一大巖の横はるありて河水是れより分岐し、滾々として社内を流れ、其の巨巖の水を支ふる所は懸りて瀑布をなし、銚子の口と稱し、銚子の口より水の落つるが如くなりしが、巖は三十年前墜落して今はなく、只その名のみを存せり。蓋し大井堰の川名は此の巨巖のありしより起り、大井堰神社の稱も是れより出でしものならん。東北は山林及び慈眼院に接し、西北は賽路一線老松蒼鬱として之を挾めり、日根の松原の遺影ならんといふ。本殿は前記慶長五年の建築に係り、廊下を傳ふて神饌所・御供所に至る。南に南華門あり、北に北華門あり、表に表華門及び表門あり。表門は聖武天皇の創建にして、文和年中に修補を加へ以て今に至れりと。左右に廻廊あり。社頭は古來櫻花の名所にして、艶陽開花の候には觀者群集せり。末社に住吉神社・吉野神社・愛宕神社・八幡神社あり。もと慈眼院の僧祭祀を掌り來りしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺僧の手を離れ、同六年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十一月本地字八王子の無格社八王子神社(八雷)・字野々宮の同福神社(不詳)・上之郷村字新道の村社新道神社(菅原)、同四十一年

舊比賣神社

三月二十六日本地字野口の野口神社(事代)・字野々宮の同丹生神社(爾字津)・字赤之宮の無格社丹生神社(爾字津)・大字俵屋字丸山の村社岡崎神社(素戔)・同年四月十一日同大字々々下之御前の同比賣神社を合祀せり。合祀社中の比賣神社は延喜式内の神社にして、貞觀元年五月七日宮社に列し、同年八月十三日從五位上を授かり給ひ、祭神は詳ならざれども、泉州志には衣通姫ならんかとせり。比賣神は姫神なり、女神なり、隣地なる上之郷村の茅淳宮は允恭天皇の同姫を置き給ひし所なれば、同志に記せるが如く衣通姫を祀りしものならん。氏地は本村及び上之郷村・長瀧村の全部にして、例祭は從來陰曆の四月二日なりしも、陽曆發布の際其の日は五月八日に當りしを以て、爾來五月八日に改めらる。

三代實錄 貞觀元年五月七日壬戌、和泉國舊府神・聖神・比賣神等列官社、

同 貞觀元年八月十三日丙申、授和泉國從五位下聖神從四位下、無位舊府神正五位下、比賣神從五位上、

慈眼院

慈眼院は日根神社の傍にあり、眞言宗仁和寺末にして大日如來を本尊とす。所傳に依れば、天武天皇白鳳二年の開創にして、堂宇の全く其の功を竣えざるに祝融の災に罹り、後聖武天皇の天平年中覺豪阿闍梨に勅して再營せしめ給ひ、一山の總號を井關山願成就寺福壽院と稱し、奥之坊・明王院・中之坊・山之坊・稻之坊・上之坊・下之坊等の支坊を有し、中の坊を以て本坊となし、寺中の長者同坊にありて寺務を統べ、別に宗名と稱するものあらざりしが、嵯峨天皇の御宇僧空海在住し、弘仁八年多寶塔及び金堂を造營して鎮護國家の道場となし、是れより専ら眞言宗を修め、降て織田氏の紀州根

來寺と兵を構ふるに及び一山擧げて灰燼に歸し、僅に多寶塔及び金堂を殘せるのみなりしが、慶長七年に至りて豊臣秀頼の尾州吉田某等に命を下して再建せしめしもの、現在の堂宇即ち是れなり。古來屢勅願寺となり、且武門の歸依甚だ厚く、多くの朱印墨印地を有したりしも、明治初年悉く上地して今は無祿の小院となる。境内は七百八拾坪を有し、金堂・庫裏を存す。外に辨天堂・多寶塔あり。多寶塔は參間貳層塔婆屋根本瓦葺、金堂は單層屋根四柱造本瓦葺にして、共に弘仁八年空海の官費を以て建立せし壹千餘年の古建築物なり。結構精緻、古色蒼然。明治三十六年四月十五日特別保護建造物となる。寺寶多きが中に、彌陀名號・不動明王畫像・弘法大師畫像・八祖大師畫像・十六善神畫像・細川忠興の書等は其の優れたるものなり。

榜巖寺

榜巖寺は字西出にあり、佛頂山光明院と號し、淨土宗鎮西派大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百七拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

西上寺

西上寺は字西上にあり、無量山と號し、淨土宗鎮西派大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。進譽の開基なり。境内は四百七拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

淨雲寺

淨雲寺は字野口にあり、溪水山安樂院と號し、淨土宗鎮西派上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。淨雲の中興なり。境内は貳百五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に毘沙門堂あり、堂はもと戎神社境内に當寺より建て置きしを、明治七年七月移轉せるものなり。

地藏寺

地藏寺は字野々地藏にあり、望洋山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に地藏堂あり。

総福寺

総福寺は字久の木にあり、無量壽山と號し、曹洞宗永平寺派禪定寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

日根城の址
荒塚

日根城の址は東南字中筋にあり、日根氏の據りし所なりと傳ふ。同字に荒塚あり、周圍に濠池を繞らし、裡に小丘あれども、何人の墳墓なるかは詳ならず。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同年十一月二十二日堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十二區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 俵屋

本地は古來日根郡に屬し、もと中通莊の内にして、正保二年開發せられて俵屋新田と呼び、明治四十四年十一月一日樽井村の内に飛地となれる六町五反五畝貳拾貳歩は同村に編入せられて本地を去り、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字俵屋と稱す。字地に一里山・國市場・出村といへるあり。

本地は開發の初めより岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至る。以後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區四小區内の一番組に入りたるの外は、大字日根野に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正 日租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
日根野	野	二、六三〇・〇〇六	三六八・四二四	一、一八四	六七三・三三〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
俵屋	屋	五、六〇九・九三三	七、八〇〇・元	三、五三三	九、三三三	三、八	三、八	三、八
計		三、三三六・一〇〇九	四、四八八・四二四	一、四三七	七、六〇六・六六〇	二、五〇八	二、五〇八	二、五〇八

第二十一項 上之郷村

本村は古來日根郡に屬し、もと賀美郷にして上村・中村・下村・花枝村・女方村・母山村・机場村・江田村・別所村の九ヶ村を爲し來りしが、後合併して單に上之郷村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、村民の希望に依り獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉南郡に屬す。舊郷

意賀美神社

名は和名抄に「賀美郷」と見え、姓氏録和泉國諸蕃に「上村主、廣阿連同祖、阿王之後也」と見ゆる上村氏は、此の賀美郷に因みあるものならん。舊上村は舊名を神津と呼びしといふ。

意賀美神社は、字上村の武塔山下字天神代にあり、俗に武塔の天神と稱せらる。延喜式内の神社にして高靈神を祀れり。創建の年月は詳ならず。古は宮司拾軒ありて、年齒の高きものを推して祭事を掌らしめしといふ。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に列せられ、同四十一年六月四日字池尻の村社若宮神社(菅原道真)・字正法寺の同彌榮神社(素盞鳴命)を合祀せり。境内は七百坪を有し、山に據りて石礎を設け、老杉叢々として社頭を覆ひ、本殿・幣殿・拜殿・廻廊・寶藏・直會所・社務所を存す。末社に猿田彦神社・奥神社あり。奥神社は字宮の谷にありて當社の奥の院と稱せしが、明治二十年社殿の修治に際して此に移轉せり。氏地は本村全部にして、例祭は十月二十五日なり。

正樂寺

正樂寺は字寺内にあり、華光山と號し、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜元年七月の創立、僧正心の開基なり。天明の頃火災に罹りて燒失し、寛政二年之を再建せり。境内は七百參拾四坪を有し、本堂・客室・納家・鐘樓・土藏・門を存す。外に釋迦大日堂あり。

茅淳宮の址

茅淳宮の址は字中村にあり。宮は允恭天皇の衣通姫を居らしめ、屢日根野に遊獵して行幸あらせられし所なり。事は載せて日本書紀にあり。今其の址なりといへるは貳拾坪許の地にして圓形をなし、細流之を繞りて一疇を通せり。中央に一碑あり、高さ六尺・幅四尺にして衣通姫の歌を刻す。天保五年

紀念として岸和田藩士某の建てしものなり。泉州志に「俗に衣通姫の出生地と爲すは非なり、村老云ふ、五十年前小社あり、社傍に池あり、境内方一町許り、毎歲正月七月燈明を挑げしが、近來壞ちて糞田となす、小社また氓ぶ、暴汚の爲す所歎息するに堪へたり、今纔に小池を餘す、池傍に柿木一株を栽ゆ」と記せらる。今も柿木あれども、同志記載のものにあらずして、後の植繼ぎならん。碑を距る四五拾間の東方に御手洗の淵といへる小池あり。又其の面に貳坪許の巨石あり、當時に於ける泉池の僅に残れる遺物ならんかといふ。

日本書紀

允恭天皇七年冬十二月壬戌朔、燕于新宮、天皇親之撫琴、皇后起舞、舞既終而不言禮事、當時風俗於宴會舞者、舞終

則自對座長日奉姫子也、時天皇謂皇后曰、何失常禮也、皇后惶之復起舞、舞竟言奉姫子、天皇即問皇后曰、所奉姫子者誰也、欲

知姓字、皇后不獲已而奏言、妾弟名弟姫焉、弟姫容姿絕妙無比、其艷色徹衣而晃之、是以時人號曰衣通姫也、天皇之志存于衣

通姫也、故強皇后而令進、皇后知之不輒言禮事、爰天皇歡喜、則明日遣使者喚弟姫、時弟姫隨世以在於近江坂田、弟姫畏皇后之

情而不參向、又重七喚猶固辭以不至、於是天皇不悅、而復勅一舍人中臣烏賊津使主曰、皇后所進之姫子弟姫喚而不來、汝自往之

召將弟姫以來、必敦賞矣、爰烏賊津使主承命退之、櫛髮袍中到坂田、伏于弟姫庭中言、天皇命以召之、弟姫對曰、豈非懼天皇之

命、唯不欲傷皇后之志耳、妾雖身亡不參赴、時烏賊津使主對言、臣既被天皇命、必召率來矣、若不將來必罪之、故返被極刑擊伏

庭而死耳、仍經七日伏於庭中、與飲食而不食、密食懷中之櫛、於是弟姫以爲、妾因皇后之嫉既拒天皇命、且亡君之忠臣、是亦妾

罪、則從烏賊津使主而來之、到倭春日食于櫛井上、弟姫親賜酒于使主慰其意、使主即日呈呈、留弟姫於倭直五千籠之家、復命天

皇、天皇大歡之、美烏賊津使主而敦寵焉、然皇后之不平、是以勿近宮中、則別構殿居於藤原而居也、適產大泊瀨天皇之夕、天

皇始幸藤原宮、皇后聞之恨曰、妾初自結髮陪於後宮既經多年、甚感天皇也、今妾產之死生相半、何故當今夕必幸藤原、乃自出之燒産殿而將死、天皇聞之大驚曰、朕過也、因慰諭皇后之意焉、

同 同八年春二月、幸于藤原、密察衣通姬之消息、是夕衣通姬戀天皇而獨居、其不知天皇之臨而歌曰、和俄勢故俄、勾倍積豫臂奈利、佐瑳俄泥能、區茂能於虛奈比、虛珠比辭流辭毛、天皇聆是歌則有感情而歌之曰、佐瑳羅俄多、邇之積能臂毛弘、等積舍氣帝、阿麻叱紳泥受迹、多儀比等用能未、明且天皇見井傍櫻華而歌之曰、波那具波辭、佐區羅能梅涅、許第梅涅、波那區波梅涅、和我梅豆留古羅、皇后聞之且大恨也、於是衣通耶姬奏言、妾常近王宮而晝夜相續欲視陛下之威儀、然皇后則妾之姉也、因妾以恒恨陛下、亦爲妾苦、是以冀離王居而欲遠居、若皇后嫉意少息歟、天皇則更與造宮室於河內茅渟而衣通耶姬令居、因此以屢遊獵于日根野、

同 同九年春二月、幸茅渟宮、秋八月、幸茅渟、冬十月、幸茅渟、

同 同十年春正月、幸茅渟、於是皇后奏言、妾如毫毛非姊弟姬、然恐陛下屢幸於茅渟、是百姓苦、仰願宜除車駕之數也、是後希有之幸焉、

同 同十一年春三月癸卯朔丙午、幸於茅渟宮、衣通耶姬歌之曰、等虛辭降邇、和彌母向閉椰毛、異舍離等利、宇彌能波摩毛能、余留等積等積弘、時天皇謂衣通耶姬曰、是歌不可聆他人、皇后聞必大恨、故時人號溪藻謂奈能利會毛也、先是衣通耶姬居于藤原宮、時天皇謂大伴室屋連曰、朕頃得美應孺子、是皇后母弟也、朕心異愛之、冀其名欲傳于後葉奈何、室屋連依約而奏可、則科諸國造等爲衣通耶姬定藤原部、

寶塚

寶塚は字母山にあり、一に鏡塚といへり。其の形に依りて呼べるの稱ならん。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲し

て美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十二區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まり、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	舊	石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町村制施行	大正元年三月一日現在人口	大正九年五月一日
上之郷	一、三三、六八〇	四、八、九四五	一、四八三	五、〇、〇九〇	一、六、三三	一、七、四九	一、七、六	

第二十二項 長瀧村

本村は古來日根郡に屬し、もと中通莊の内にして、一に長瀧莊の名あり、長瀧村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、村民の希望に依り、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉南郡に屬す。字地に松谷・野添・大津谷・慶信山・三軒屋といへるあり。東南字葛葉井に葛葉井あり(上之郷地内なるも、本村所用となる)。傳へいふ、昔一樵夫あり、犬鳴山第二の瀧の岩穴に葛葉を投げ入れしに、一晝夜を経

葛葉井

蟻通神社

て此の清水に流れ出でたり、故に葛葉井といひ、犬鳴と本地とは相距る貳里餘に上る、故に本地を長瀧村と呼べりと。浮説取るに足らざれども、上古淳朴の俗或は之を信じて村名を立てしものならんか。

蟻通神社は東方字蟻通にあり、祭神は詳ならざれども、社傳には大名持命なりといひ、古來有名の神社にして、別に復た異趣の縁起を有せり。昔唐主某皇國の人智を試みんが爲の、七曲の玉環の細き穴の通りたるを贈り來り、之に緒を貫かんことを求めけれども、時の天皇は壯者のみを寵して老人を捨て給ひしかば、在朝の人其の爲す所を知らざりしに、某中將は私に老父母を人知れず土窟の内に養ひつゝありしかば、之を其の老父に謀り、蟻を取りて細糸を其の腰に繋ぎ、蜜を一方の穴の口に塗りて蟻を入らしめけるに、蜜の香を嗅ぎて他方の穴の口に出でけり。依て其の貫かれたるを唐主に遣はされけるに、日本は尙賢かりけるとて、其の後はさる事を止め、老人も捨て給はざるに至る。同中將歿して後神と崇められしもの即ち此の蟻通の明神なりと、事は清少納言の枕草紙にも載せらる。紀貫之家集に依れば、其の當時は社もなく、しるしも見えぬ神社なりしも、紀伊國よりの歸途馬に騎して社前を通りしに馬俄に病みければ、道行く人に蟻通の社なりと聞きて一首の歌を詠じけるに馬の病癒え、拜謝して過ぎしといふ。岸和田藩主岡部氏は社領として貞享四年新田貳町歩を寄せ、宗福院の僧祭祀を掌り來りしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は同五年村社に列し、同四十年九月十九日字中の宮の村社春日神社(天照皇大神・健甕賀豆知神・齋王神・天兒屋根命・比賣神・須佐之男命)・字高木の同高木神社(天冬衣神・刺國若姫命)・字中

小路の同中小路神社(天鏡日女命)・字東の同白髭神社(猿田彦命)・字天野の無格社天野神社(丹生津日女神)を合祀し、大正六年八月二日郷社に昇格し、同年九月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は紀州街道に接して參千壹百坪の廣さを有し、本殿は南面し、拜殿・神饌所・寶藏・舞臺・繪馬所・社務所を存す。末社に多賀神社・愛宕神社・住吉神社・五社神社・市杵島神社あり。傳豊臣秀吉寄附の石槨・岡部氏寄附の石槨及び鐵槨建てり。氏地は本村一圓にして、例祭は陰曆の八月二十七日なりしも、明治四十三年より陽曆の九月二十四日となる。

枕草紙　むかしおほしましける帝の、只若き人をおほしめして、四十になりぬるをほうしなはせ給ひければ、人の國のをきにいきかくれなとして、更に都のうちにさる物なりけるに、中將なりける人の、いみじき時の人にて、心なともかしこかりけるか、七そちちかき親ふたりを持ちけるか、いみじうある人にて、ひそかに家の内の土をほりて、其内に屋をたて、それにこめすへていきつゝみる、もろこの帝この國のみかたをいかてばかりて、此國うちとらんとて、こゝろみあらかひ事をしておくり給ひけるに、つや／＼とまろにうつくしけに、けつりたる木の二尺ばかりあるを、これかもとすあいつかたそと、ひたてまつりたるに、すへてしるへきやうなければ、帝思しめしはつらひたるに、いとをしくて親のもとに行て、かう／＼の事なんあるといへば、たゞはやからん川にたちなかし、よこさまになげ入みに、かへりてなかれんかたを末としつつかはせとをしふ、まゐりて我しりかほにして、こゝろみ侍らんとて、人々具してなけいれたるに、さきにして行方にしるしをつけてつかはしたれば、まことにさなりけり、又二尺ばかりなるくちなはおなしやうなるを、是はいつれか雌雄とてたてまつれり、又さらに人えしらす、れいの中將行てとへば、二つをならへて尾のかたにほそきすはえをさしよせんに、尾はたらかさんみ雌とし

れといひければ、やかてそれを内裏のうちにてさしければ、まことに一つはうこかす、一ツはうこかしけるに、又しるしつけてつかはしけり、程久しうして七わたにまかりたる玉の、中とほりて左右に口あきたるかちいさを奉りて、是に緒とほしてたまはらん、此國にみなし侍る事なりとて奉りたるに、いみしからん物の上手ふうならん、そこらの上達部よりはしめてありとある人しらすといふに、又いきてかくなるといへば、おほきなる蟻を二ツとらへて、こしにほそき糸を付け、又それに今すこしふときをつけて、あなたの口に蜜をぬりてみよといひければ、さして蟻をいれたりけるに、蜜の香をかきてまことにいととう穴のあなたのくちに出にけり、さて其の糸のつらぬかれたるをつかはしたりける、後になん猶日本ばかりかりけりとのち／＼はさる事もせきりけり、此中將をいみしき人におほしめして、何事をし、いかなるくらゐをかたまはるへきとおほせられければ、さらにつかさ位をもたまはらし、只老たる父母のかくれうせて侍るを、たつれて都にすまする事をゆるさせたまへと申ければ、いみしうやすき事とてゆるされにければ、よろつの人の親是をきよてよろこぶ事いみしかりけり、中將は大臣までになさせ給ひてなんありける、さて其人の神になりたるにやあらん、此明神のもとへまうてとほりける人に、夜あらはれてのたまひける、

七わたにまかれる玉のををぬきてありとをしともしらすやあるらん

貫之家集 紀の國に下りて歸りのほりし途にて、俄に馬のしぬへく煩ふ所に、道ゆく人たちとまりて云、これは此處にぬますかる神のしたまふならん、年ころ社もなくしるしも見えれと、うたてあす神なり、さき／＼かゝるには祈をなん申すといふに、みてくらしも無ければ、何わさもせて手あらひて、神おはしますけも無しや、そらく何の神とか聞えんと問へば、ありとほしの神といふをきよて讀み奉りける、馬の心地やみにけり、

かき疊りあやめもしらぬ大空にありとほしをば思ふへしやは

羅山詩集

元和辛酉孟夏十九日自泉堺至信達、其道中有蟻通神廟焉、昔孔子以絲繫蟻、貫九孔蟻事、在祖庭事苑神紀考云、高麗松葉、豈聖人

拘々而爲之哉、蓋好事者以小知託之聖賢以誇於俗而已、然智計之闕于世亦必不爲不然矣、夫此神之著名也亦以此、其後紀貫之在於泉州也、過此不下馬、馬忽不進、貫之詠倭歌馬不驚、爾來盛名益著云、

一 蟻九穴蟻貫絲 外國彌知我計奇 知亦多端何足怪 卻思齊后破壞時

清福寺

清福寺は字高木にあり、日照山月光院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家・門を存す。

永福寺

永福寺は字札小路にあり、佛性山東漸院と號し、淨土宗鎮西派大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百參拾六坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

明福寺

明福寺は字東にあり、光明山念佛院と號し、淨土宗鎮西派大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百九拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

光瀧寺

光瀧寺は字垣外にあり、長榮山玉光院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十一年光照の創立なり。境内は參百五拾貳坪を有し、本堂・鐘樓・納家・土藏・門を存す。庭内はもと石窟塚のありし所にして、和泉志に「石窟塚在長瀧村、窟中廣二丈許」と記せるものは是れなり。楕圓形にして貳畝歩以上の面積を有し、老松壹株偃蹇し、雜木繁茂せしが、明治の後開拓せられてなくなりしも、其の内部に疊まれたりし石の大なるものは、今も前栽用に充てらる。又窟中より出でし土器は大貳個・小參個なりしが、其の小なるものゝみ現存せり。

禪興寺の址は字寺前にあり。永正五年六月の同寺縁起によれば、寺は新羅の金麻蘇邇の草創なり。蘇邇は本朝に來りて若干の地を恩賜せられしも、其の半を返し、残れる半を當寺の佛燭燈油及び修造の料となせり。後大和國に豊浦大臣といへる人あり、私願に豊浦寺を建て、當寺を以て其の別院となし、當寺領を横領しければ、當寺の僧徒之を怒り、一心に佛神を祈りけるに、大地震動して三日の夜豊浦寺の僧侶數人雷の爲めに震死せしかば、大臣怖れて寺領を返せり。然るに昌泰元年十月十七日火災に罹りて堂塔記録等悉く焼失せしといふ。址は今水田となりて別に認むべきものなし。以前は其の柱石といへるもの存せしも、先年移されて谷口某の別邸内にあり。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十二區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まり、同年四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	瀧	長	二、三九・九九〇	一、六三・三三七	一、六七〇	二、五六・六〇〇	一、八〇二	一、七五五	一、九四〇
備考	石高	明治八年改正 有租地反別	一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 一日現在人口	大正九年十月二日 戶勢調査の人口		

第二十三項 南中通村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、安松村・岡本村・樫井村の三ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊中通莊の南部に位置せるに依り、其の意を採りて南中通村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字安松

本地は古來日根郡に屬し、もと中通莊の内にして安松村と稱す。徳川時代に馬驛のありし所なり。明治の後佐野村の字南村を編入せらる。

冠の淵は紀州街道の傍なる長瀧村と本地と相會する所にあり。傳へいふ、紀貫之の紀州に往來せしとき、誤りて其の冠を落せしを以て此の名ありと。卵形の一小淵にして、裡に一島あり、碑を建て、「紀貫之大人冠之淵」の八字を刻せり。

八幡神社は字西の口にあり、譽田別命・神功皇后を祀れり。由緒は詳ならず。里傳にいふ、神功皇后の三韓より凱旋し、御船を隣地岡本浦に停め給ひしに、たまく暴風雨にて出帆する能はず、皇子譽田別命を奉じて同地上陸あらせられ、風景に富める此の地を行宮と爲して風波の鎮まるを待ち給ひしを以て、後世之を紀念せんが爲め當社を建立せしものなりと。氏は創建當時に於ける土着者の子孫のみにて、他部落より移轉し來りたるものは、子孫連綿久く住居するも氏子たるを得ざるの例たりしを以て、今より凡參百年以前、時の郷士根來氏當社の分靈を乞ひ、當社より西南約五町を隔てたる字鏡原に一社を創建して、當社氏子以外者の産土神となせり、鏡原神社是れなり。兩社とも明治五年村社に列せられしが、兩社の氏は分祠以來曾て紛擾を醸したるが如きことなきのみならず、祈願・祝祭等の折には俗に提灯掲げと稱へて、兩社氏子中の青年は相集ひ列を爲して兩社に參拜せり。かゝる關係なるを以て、先年神社合併の議あるに及び、明治四十一年六月十七日鏡原神社(譽田別命)を當社に合祀し、同時に字南の辻の無格社市杵島神社(市杵島姫命)・字南出の同天神社(菅原道真)をも合祀し、同四十二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千參百貳拾四坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・廻廊・社務所・倉庫・家臺倉等を存す。末社に住吉神社・三皇神社・春日神社・加茂神社あり。周圍は八幡林と呼び、松樹雜木鬱葱せり。氏は本地一圓にして、例祭は從來陰曆の八月二十四日なりしも、明治四十三年より陽曆の八月五日に改めらる。

淨蓮寺は守畑中にあり、安松山寶池院と號し、淨土宗鎮西派上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正元年の創立、純譽の開基なり。境内は四百七拾四坪を有し、本堂・座敷・臺所・玄關・鐘樓・納家・門を存す。

極樂寺は字中筋にあり、眞曜山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。正徳三年三月智觀の開基なり。境内は四百四拾壹坪を有し、本堂・茶所・門を存す。

善性寺は字南出にあり、信正山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文七年道壽の開基なり。境内は貳百拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元和五年より小出播磨守の領地たりしが、同年九月松平周防守の領地に轉じ、慶安二年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十二區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十五百長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字岡本

本地は古來日根郡に屬し、もと中通莊の内にして岡本村と稱す。

船岡神社

船岡神社は西方字船岡にあり、須佐之男命及び武甕槌命を祀れり。創建の年月等は詳ならず。明治五年村社に列し、明治四十二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百參拾五坪を有し、本殿・拜殿・神樂所・神饌所・寶藏を存す。末社に八坂神社・市杵島姫神社・大國主神社あり。氏は僅に四拾餘戸なり。例祭は從來陰曆の八月十四日なりしも、明治四十三年より陽曆の十月五日に改めらる。社後は即ち船岡山なり。里傳に依れば、神功皇后の三韓よりの凱旋に際し、御船を此の岡本浦に停め給ひしに、たまく暴風の爲め出帆するを得ず、譽田別皇子を奉じて上陸し給ひし所なるを以て此の名ありと。天正十三年岡本五郎之に籠り、秀吉と戦ひて敗れ、元和元年樫井川の戦には、紀州淺野勢の據りし所なり。

淨音寺

淨音寺は字西口にあり、船岡山と號し、淨土宗鎮西派上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文十五年九月の創立、才譽の開基なり。境内は貳百四拾坪を有し、本堂・庫裏・納家・門・長家を存す。外に文珠堂あり。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部美濃守の領地に移り、寛文二年岡部數馬の領地に轉じ、享保五年徳川氏代官の支配に歸し、文化十三年更に岡部美濃守の預所に轉じ、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知となり、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月二十三日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十三年四月二十三日第六聯合に屬したるの外は、大字安松に同じ。

大字樫井

本地は古來日根郡に屬し、もと中通莊の内にして**樫井村**と呼びしが、後**樫井村**と稱す。泉州志にいふ、往昔村裡に**糶**を浸すの井あり、呼んで**糶井**となし、或は**浸井**となすか、蓋し其の井畔に**樫木**あるを以て、改めて**樫井**といふ歟と。村名の起因は同志のいへるが如きものなるべし。字地に西村といへるあり。

日枝神社

日枝神社は西方字坪之宮にあり、猿田彦命を祀れり。俗に山王と呼ばれる。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、大正四年十一月九日字八王子の村社樫井王子神社を合祀し、同七年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀せし樫井王子神社は熊野九十九ヶ所王子の一にして、御幸記に「參糶井王子、御奉幣里神樂畢及亂舞、次白柏子甲斐五房友重二人舞、以相撲三番畢」と見ゆる**糶井王子**是れなり。境内は貳百貳拾七坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は字西村を除く本地全部、例祭は十月十日なり。

舊糶井王子

若宮神社

若宮神社は字西村にあり、祭神及び由緒共に詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は四拾九坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は字西村にして、祭日は十月十日なり。

観音寺

観音寺は字穴にあり、地現山と號し、淨土宗鎮西派上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛文四年正月十九日僧春譽の中興なり。境内は壹百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

正法寺

正法寺は字二の井にあり、大覺山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元祿三年十一月十八日僧正玄の中興なり。境内は貳百六拾六坪を有し、本堂・納屋・門を存す。

福正寺

福正寺は字西村にあり、香花山と號し、眞宗西本願寺末にし阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百拾五坪を有し、本堂・太鼓樓・門を存す。

聖護院宮御宿所の址

聖護院宮御宿所の址は奥義通氏の邸内にあり。同宮の同氏邸内を其の宿所に充てられしは、同家の舊家なりしに依れるものならん。同家は其の記録に依れば、もと紀州熊野湯川庄の守護にして湯川庄司と稱し、湯川を以て姓と爲し、從五位下安房守政春は四品侍從に叙せられ、歌人筑波集作者の一人なり。子孫は應仁以降武家に從ひて戰場に馳驅せしが、久忠に至り將軍足利義尙に仕へて奥將監と號し、後畠山高政に仕へ、久國に至りて樞井城を預り、爾後郷士となりて本地に居住し、代々庄屋を勤

めて明治の初年に至れりと。其の聖護院宮の御宿泊所となりしは、何れの頃よりなるかは明ならざれども、毎年の舊三月の紀州友ヶ島修行の際には、御宿泊の恒例となりし爲め、邸内に一軒の家を建て、之に充てまゐらせ、いつも蓬の餅を製して獻せしと。御宿泊所に充てまゐらせたる家は八疊敷の草葺屋根にして、森御殿と呼ばれて今に保存せらる。御出入の門は別に設けられ、老松は宮の御手植のものなりと傳へ、石燈籠には菊の御紋を刻せらる。宮の御宿所となりし因みあるを以て、年頭及び折に觸れての御土産物を獻じ來りしかば、其の禮狀は莫大の數に上りて今に残れると共に、宮より下賜せられたる菊と法螺貝を印せる提灯及び額面など保存せらる。其の額面に「思月」の二字を書せられしは、泉州の月を思ふといへる御意にて染筆ありしものなりといふ。

一 翰致啓上候、甚暑之候御座候處彌御堅固御勤之由珍重之御儀に御座候、誠に當春は遠路御大儀にて御上京特は何寄之品預御土産別而致重寶候、然者此度宮様大峯入被爲遊御歸之節貴方へ被爲在御立寄候御積、右に付相談申度儀有之候間此狀届次第暑之砌乍御苦勞御上京被下度待入存候、右之赴申進度如斯御座候、恐々頓首、

六月廿二日

園城寺

奥源兵衛殿

芳札致齋誦候、御主益御機嫌能成爲成候、隨而八朔御祝詞被申上、則及披露候處宜申入旨付如斯候、恐々謹言、

九月十三日

伊地知出羽守

宇佐美筑前守

奥源兵衛殿

山本右兵衛尉

榎井城址

榎井城址

本山城址

榎井城址といへるは日枝神社の北邊にありて小高く、廣さ貳反半ばかり、水田を繞らして堀の址は少しく西信達村大字北野に亘る。又榎井城址といへるは部落の中央にありて、廣さ參反歩ばかり、水田となれるも四圍に堀の址を存す。又本山城址といへるは東南隅にあり、廣さ貳反歩ばかりにして畑地となれるも、同く四圍に堀の址を存す。本山城・榎井城は其の緣由不明なれども、榎井城は泉州志に榎井彦五郎の據りし所にして、建武三年七月十日畠山國清も此に旗揚げせりと記せり。

榎井川の古戰場

紀州街道の一帶は謂はゆる榎井川の古戰場なり。元和元年四月二十七日淺野但馬守長晟は兵八千を率ゐ、紀伊國を發して大坂に向ひ、其の先陣淺野左衛門佐・上田主水・多湖助左衛門等當國安松村に着しけるに、尾崎村の吉田九右衛門馳せ來りて告げて曰く、明二十八日大坂の大將大野主馬助治房二萬騎を率ゐて、但馬守の出陣の跡を窺ひ攻め撃たんと欲し、衆議既に決せりと。三將之を聞き即ち軍旅の事を問ふ、九右衛門曰く、此の地幸に船岡山あり、二つの池あり、且四方皆水田なれば最も守戦に利あれども人馬の往來自由ならず、若し進退度に當り變化機に應せんと欲せば、陣を信達村の懸岸の上に張り、榎井川を前にして戦はんに如かずと、三將共に諾す。時に大野主馬助の先鋒已に佐野に陣し、其の將は塙團右衛門直之・淡輪六郎兵衛重政なり。翌二十九日兩軍茲に會して大に戦ひしが、

塙團右衛門は多湖助左衛門の矢に當りて馬より落ち、八木新左衛門に首を取られ、淡輪六郎兵衛は永田治兵衛に其の首を授け、次將岡部大學は創を被れり。然れども岡部金丸等尙奮戦し、短兵急に迫り、南軍氣疲れ息絶えて覺えず南の河原に退きけるに、但馬守の陪臣小野慶雲なるもの旗本の諸士を勵まし、轡を並べて一度に馳せ寄せければ、此の勢に辟易して北軍竟に敗北せり。時に總大將大野主馬助は貝塚の願泉寺にありて宴せしが、一陣已に敗れたりと聞き、遽に馬を進めしも已に戦機を失して、南軍早くも椿坂に退きければ、悔めども益なく、火を榎井の人家に放ちて攝津に返りけるに、岸和田城主小出大和守に追撃せられ、逃げて大坂城に入れり。此の戦に討死したる前記塙團右衛門・淡輪六郎兵衛の墓は、共に街道の側にありて相距ること貳町許、團右衛門の墓は五輪塔に石柵を繞らし、前に二柱の石槩あり。六郎兵衛の墓は壹基の碑石を存して、老松一株之を護れり。

本地は寛永十七年より岡部内膳正の領地たりしが、寛文二年岡部數馬の領地に換り、享保五年徳川氏代官の支配に歸し、安永七年牧野備後守の領地に移り、天明七年再び徳川代官の支配に歸し、文化十三年岡部美濃守の預所に換り、文久元年久世大和守の領地に屬し、同二年三たび徳川代官の支配に歸し、慶應元年更に京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月二十三日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十二區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まり、同

年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊石高	町制施行		町制施行		
			明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	當時の反別	當時の人口	大正元年七月 末日現在人口
安	松	九七・五〇〇	九・六九五	五三	二七・四三二	五二	
	本	三六・九三〇	二六・六〇七	三三	三三・六三三	三九	
櫻	井	五七・四六〇	四九・四二六	五七	六九・八八四	八〇	
	計	一、八三・九〇〇	一五・四三八	一、三三	三三・九七五	一、六〇	二、〇六

第二十四項 大土村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、土丸村・大木村の二ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、兩村名を交互折衷して大土村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字 土丸

本地は古來日根郡に屬し、土丸村と稱す。

春日神社

春日神社は字東垣外にあり、天兒屋根命を祀れり。創建の年月は詳ならず。里傳に依れば、織田信長の兵火に燒失したるを以て、其の後氏子相謀りて社殿を造營せりと。明治五年村社に列し、同四十年十月二十九日字中出の村社琴平神社(主命)・字頓田の同市杵島姫神社(市杵島姫命)・字笹山の同下彌榮神社(素盞)・字坂口の同八幡神社(品陀)・字長地毛の同乳守神社(不詳)・字東垣外の同上彌榮神社(素盞)・字矢投田の同大山咋神社(大山)・字中出の同琴平社神(不詳)・同四十一年十一月二十一日字神山の無格社麻多利神社(主命)及び同處臣神社(彌左衛門)を合祀して、同四十二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社中に於ける乳守神社は、乳の神と稱して本州は勿論南紀地方よりの參詣者少からず。摩多利神社は、其の舊地たる神山の西を通ずる小栗街道を小栗判官の往來せし頃、其の所藏せる大國主命の像を祀りし所なりと傳へ、何れの時より神號を稱したるかは不明なれども、衆庶の參拜多きを以て、明治十三年七月二十八日社號の公認ありしものなり。又處臣神社の祭神彌左衛門は、往時日根野村との間に村界の紛議ありし時、身を挺して村益を圖りし功勞の少からざるを以て其の靈を祀れるものなりといふ。境内は壹百六拾八坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・社務所を存す。氏は本地一圓にして、例祭は九

極樂寺

月二十五日なり。

極樂は字坂口にあり、福壽山普賢院と號し、眞言宗仁和寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百五拾七坪を有し、本堂・庫裏・納家・土藏・長屋を存す。

蓮花寺

蓮花寺は字山邊にあり、清壽山法嚴院と號し、眞言宗仁和寺末にして如意輪觀世音を本尊とす。創立の年月は詳ならず。天正七年中興造營し、貞享四年岸和田城主岡部美濃守は寺領として新田壹反五畝歩を寄せらる。境内は參百拾五坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

土丸城址

土丸城の址は東方の城山にあり、周圍七八拾間にして松樹落々せり。城は正平年中楠某の築きし所なり。天授四年長慶天皇は位を後龜山天皇に譲りて、五月二日吉野の行宮を忍び出で、順阿法師のみを従へ、法衣の姿となりて千劍城を經、當城へと急がせ給ふ事密に聞えければ、湯淺・山本・野上・贊川・橋本の諸將は、何れも路次まで御迎へ參らせ、やがて紀州の高野山へ登らせ給へり。同年橋本正時は宇佐美正種・神宮寺師總と當城に據りて義旗を擧げ、同年十一月八日細川氏春大將となりて京都を出で、三千餘騎を以て當城を攻む、城兵能く戰ひて寄手利を失ひければ、更に細川頼元・山名義理・同氏清等三萬餘騎を率ゐて寄せ來り、城兵夜討を以て之を惱まし山名時正を殲せしも、兵糧の繼かざるを恐れて翌五年正月吉野を指して退き、北軍の去るに及び復た出で、正高當城に據り、同五年正月山名義理・同氏清に攻められて利を失ひ、同六年七月十七日山名氏清と高良の邊に戰ひ、遂に克

たすして之に死し、橋本新判官・同雅樂助・同彌九郎其の他多く命を殞せり。其の後和田正武之に據りしも、北軍は山名義理を大將とし、大勢を以て來り攻めしかば、弘和二年正月當城及び紀州藤代の兩城共に陥落して、藤代城は山名義理・當城は山名氏清の守る所となる。然るに元中八年十二月晦日洛の内野に於て氏清の戰死するや、其の室は翌九年正月元旦興に乗り堺を出奔して當城に入らん欲し、日根野を過ぎける時懷劔を以て自殺せんとし、侍女に遮られ果さずして當城に入りしも、敵の襲ひ來るを聞きて紀伊の根來に移り、正月十三日に死去せり。是れ諸書の記する所なれども、明德記に依れば、當城に立寄のことなかりしが如し。而して同内野合戰の功に依りて和泉・紀伊の兩國を授かりし大内義弘は、翌二月十三日京都を立ちて當國に下り、紀州なる氏清の兄山名義理を攻めんとしければ、山名義理は大野城に立籠り、其の弟草山駿河守氏重をして麻山の險路を塞がしめ、且美作の軍卒二千餘騎を駿河守に附與し、土丸・雨山の兩城(雨山は熊取村大字野田の南方にあり土丸と相並びて一所なり、兩城にあらず)を堅めて之を待ちしが、美作勢は本國美作の新に赤松義則の所領となり、義則の兵發向して本國を攻むる由を聞きて心許なく感じ、二千餘騎のもの一騎も残らず落去して歸國し、之を見たる南方新附の兵は忽ち勇氣碎けて大内方に降人となりければ、残れるものは防戰するに術なく、千死を免れて紀州の藤代を指して退去せしかば、遂に墟となれり。

後太平記 紀州土丸合戰之事

第三篇 國郡市町村志

第三章

和泉國

第三節

泉南郡 大土村

九一七

幸ひ大將とし百余奇を遊騎に備へ、都合五百余奇言語を禁し大將軍細川右京大夫二萬余奇の堅陣に押寄せ凱を嘯と作りける、御方遠道へ推行疲れて臥たれば、是は地雷か地震かと眠れる眼を擗明て周章騒ぐ事無限、鏝着する間もなく論弓太刀を争ひ動揺ふ處へ百千の矢を放ち拒火抛入れ攻動せば、雷激天を震ふか如し、山名右馬頭時正一番に蒐合防ぎ戦と云へ共不叶、敵を綴て互に刺違て果にける、其外御方の討死屍に屍を討重れ一時の山を築上たり、暫し戦ふ其間に放火八方に吹散し、煙眼を閉ければ父子兄弟主従被官も見わかす深ひ騒ぐ其分野は、唯是れ焦熱地獄の罪人が八苦の炎に身を焦して泣呻に不異、敵思ふ儘に討勝て闇地の屍を乗越え飛越え城中に颯と討納りける、此時隣陣蒐合す中にも山名修理太夫・同民部少輔兄弟三千余奇にて合力と聞えしかとも、敵一も不留悉く引去りしかば、徒に炎滅の烟の中に彷彿せり、是を見る人山名兄弟こそ賊後の弓を張たりと、暫く世の嘲哂とそ成にける、

同

土丸一度の合戦並官軍詭落之事

昨日敵の夜伐に討負け父を討せ子を喪したる兵とも、今日一軍して負戦の恥を雪き且は怨を報せばやと忿激す、凡軍に進止の變あり、太公望か武の傳規にも進退應變を要とす、此故に爲大將人は士卒と共に好惡を同じ、或時は義を勵し或時は興利、亦是怒を求め恥辱を説き、軍を進むる謀なり、矧や今諸卒の勇進を非とせんや、早討出よ人々、夫れ人の怒は強精を發し噴志必死を不恐、斯る利を見て今日勝負を決せんは亦何の時をか期せんと、三軍の勇氣を勵まし鬨を作るや否や三萬余奇の兵共喚き呼て攻上る、其競宛も霹靂天を碎き金翅鳥の地を裂かすと怪まれ、山川野塘も動き震て如何なる鐵城石郭たり共可崩零と見えにける、去れ共城内義憤の兵共少も不驚、時今荒危の世に生れ干戈の險に身を寄す、況哉義兵の弓拽て杯か大敵不足恐、先つ敵の銳氣を挫き討出軍せよと近々とをひき寄せんとす、寄手是を怪みいやく先日も餘り近寄して不可を取りぬ、唯緩く攻て後に脱免の勢を發せよと持楯被き連て練寄は、矢を放つ事雨の扉を打ち風の芭蕉を如破、楯に射付たる矢は單に竹葦を如植、地に零たる矢數

は稻麻を蒔散らすかと誤たる、流石御方は大軍と雖も疑し煩て不進得、斯る處に紀伊の官軍湯淺・山本・野上・實川・鈴木・雜賀を初として三千余奇、土丸を輔けん御方の陣後十町阻て、陣を取る、山名・細川の兩陣敵に後へを被襲ては後日悔る共甲斐あるまじと、亦本の陣に討納れ屯を作り鹿垣逆茂木結て對陣せり、去程に宇佐美・橋本・神宮寺退て備軍慮を傾け、今此城を永く守り軍利ある時は敵勢を増へし、若大軍の圍久しき時は終には城中糧盡、累年の素懐を空しくし、且は南帝の靈應を不休、家義を捨ん事返々も可口惜事共也、今宵城を明去らば敵は必得利たりと引去へし、敵去は亦立歸て時を窺ひ可軍と一議す、去らば夜に入奇術を廻し心靜に零行かんと、日暮て城の前なる林の中に數千の拒火挑立松柏の枝に掛たれば、先日夜伐に氣を被奪たる寄手の兵共亦も夜討の來るそと動き漂ふ其間に、搦手より蒐出て吉野を差して引去れば、紀の官軍野上・實川・山本同時に颯と引去ける、寄手此とは不知夜明て見れば飯炊の煙絶え幕旌共に見えされば、扱は敵落去りぬ今は是迄也、倡や各敵零ぬる上は片時も早く引去れよと、翌日京都を差して被討納、諸卒も甲の紐を解にける、

明

德記

又殊更ためしもなく哀成しは、和泉境に座しける奥州(山名奥守兵部)御内の形勢也、奥州出給て後は都に軍の右哉覽、弓矢取人の習には、さばかしからぬ世にたにも、心のそらは稀そかし、況や軍の用意にて都へ攻上り給しかば、今何と云事をかきかんすらんとて安き心地もまします、譬味方打勝たりとも我等が親き人々も皆公方奉公の人なれば、萬に付て此程は心苦しきもやる方なき憂身哉とて、心地も例ならず座しける處に、正月元旦の晝程に陸奥守年來被召仕ける力者一人走下て申けるは、京に昨日の朝より軍始り晝過程に御大將被討させ給ふ、其外上總介殿・小次郎殿・山口殿・小林殿・宗徒の人々悉く討死し給ひて味方に殘る人も候はぬ由申ければ、誠しからず只此者は軍場より逃下たる者そとて人々左程は騒ぎ給はず、又半時計有て境の道場より奥州に付被申たる時衆と宮田左馬介の使と二人走來て、奥州御討死の由申ければ、さては疑ふ所無しとて、さては左馬助・七郎は何と成たるやらんと問給ひければ、其は別の御事も渡らせ給はず、是への御使は河島と申所より被進て、其より御兄弟は三百騎

計にて丹波路へ落させ給ひつると申ければ、彼等兄弟の事は嬉しけれども正しく親の討るゝを見捨て落つらん不覺きよ、子共の浮名を流さんも親の別れの悲しみも同じ歎に成ぬとて、哀れ此事夢ならば覺る便も有ぬへし、憂も現の儘なれば一日片時も存へて可住跡の浮世かや、此歲月の密語のたえて忍ば、うきふしの副ふ事のみこそ有もせめ、風待つ程の露の身を置くへき草の陰迄もおくれし物をとおかかれて、自害をせんとし給ひしを、御介錯も傍の人も是はそも如何なる御事そや、斯るためしの無き世の中にも侍らす、只御髪をおろさせ玉ひて彼の御菩提を弔ひ進らせられん御事こそ誠の御志にて可有に、さらめたに女性の御身は五障三せうとて罪深き御事也、ためしなき御名を残して劔の刃に懸らせ玉はん御事は、おそろしき御事とは思召候はずや、其れより先づ御敵の近つかぬ時一まとも立忍ばせ給ふへしとて、騒ひしめき相けれども更に聞も入れさせ給はず、泣きくとき給ひければ、皆人々は便りに付てゆかり計の歎なれば恥をも思ひ給ふへし、今の我身のかなしさは人目の事も知らぬそとよ、過にし二十四日の朝、今日は八幡迄御出とて上下ひしめき其きはに、云置き給ひし言の葉の只今の様に覺へてやる方もなく痛敷さよと書口説き玉ひし其中に、心に懸て覺えしは、さても我人を餘多馴にし中に此御方の御事を無理思ひ参らせて、よの方さまは遠妻の思體ても音信、便の文の恨みのみ積りし中は絶えぬれと、御身はかりの常陸帯契の末もつきせしと、末の松山混こさてはつへき中とは思へとも、軍の習は出しより歸は稀なる事なれば、若被討ぬと聞侍らば同じ契と思召せ、中々菩提を問はんとて習はせ給はぬ御わざを、篠の小篠のうきふしも、馴れたるあたし世に誰かは終にありはてん、とても可消露ならば苦の下水速に、一道にと立歸り泣々くとき給へるを、只尋常の分野と思ひし末も通りけり、先立つ人の夕煙、立ちなくるへき浮身かやと、もたへこかれ給へば、袖の白浪落て行く水の淡雪時の間も可有人とは見え給はず、角て御心に任せては叶ふましとて、御輿指寄せて助乗せ進らせて、先づ土丸の方へと急けり、御介錯の人々も取る物も取り敢へず思ひくりに立忍ふ、去程に御輿和泉國日根野と云ふ所に着しかば、少し人々休みける折節、御輿の内あらゝかに動き給ふ様に聞へしかば、人々怪み急き態をかゝけて見進らせけれ

は、小袖の袖に刀の柄を取添て自害をして臥給ひけり、是は如何なる事と人々周章騒て御こしを松の一村有所へかき寄せ進らせたれば、いつ鹿無き人の名を鳥邊野の標立そふ心地していと、哀れ勝りける、兎角勞り介錯し進らせければ、御自害も半にて未だ事切れさせ給はず、角ては如何すへき、土丸の城は聽て合戦なども有へし、さらば紀伊國の根來へ入れまゐらすへしとて、正月四日の暮程に根來へ入れまゐらせにけり、能く勞りまゐらせは助かり給へるにて座しけるを、御樂の事は申に及ばず、更に湯水をも御覽し給はさりければ、療治の力も絶果て今は只時を待まゐらする形勢なり、(中) 去る程に御内は御自害の上に湯水を絶し給ひしかば今は限りと見え給ふ、此程御手に文の様な物を持玉ひたりけるを、少しひろげて端に物をかゝんと云玉ひければ、御介錯現を取寄せて筆を染て進らせければ、物を少し書給と見えしか、其後御胸に引當て正月十三日の暮程に終に墓なく成玉ひぬ、御介錯の女房達は俄に出來たる事の様にたへこかれ泣き悲む、此年月の御名殘何の世にかは可忘、中々あたなる世に住て絶えぬ歎をせんよりは、同じ草葉の露、消返り、浪なき鹽干山、涙の果の三瀬川を、共に越えてうき事を語り慰め進らせんとて、御介錯の難波殿・御乳母の女房と彼是三人あゝかれ出て、いも瀬の山の中に落る旁野の河の深き瀬に身を投げたるこそ哀なれ、さても此御内久く御手を不放して持給ひたる文に、最後の時物を書添て御胸に當て死給ひしを、怪と思進らせてあたりの人御送の際に取て見れば、十二月七日八幡より和泉の境へ進らせられたる奥州の御文にてそ有ける、餘りの御痛敷さにあたり也ける僧此御文の裏に六諭の眞文を書寫て、此の人々の追善に比す、さて其の奥州の御文には萬こまゝと書給ひて奥に一首の歌あり、

取り得ずは消ぬと思へあつさ弓引て歸らぬ道芝の露

其の袖書に女性も歌を書給ひける、

沈むとも同じ越えん待て暫しくるしき海の夢の浮橋

と有けるを、見る人毎に哀みて袖をぬらさぬばなかりけり、

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり。依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十二區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まり、同年四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 大木

本地は古來日根郡に屬し、大木村おぼすと稱す。里老傳へいふ、正保五年戊子正月一日と記して氏子より寄附せし火走神社の石燈檠の銘に、「泉州日根郡入山田莊正一位瀧大明神」と刻せりと。是れに依れば入山田莊と呼びしが如くなれども、今其の石燈檠なし。字地に五所谷・森出・奥間・若崎・上段・下段・庄上といへるあり、庄上は更に分れて上の番・下の番となる、和泉志村里の條に「大木屬邑八」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

火走神社

火走神社は南方字日谷にあり、延喜式内の神社にして軻遇突智命を祀れり。日本總國風土記に「圭田二十九束・三畝田、推古天皇二年甲寅三月初加神禮」と見ゆれば、當時以前の勸請ならん。社名は祭事に男巫の火上を走れるものありしに依れり。然れども五十年來は絶えて其の式なし。一に瀧大明神と呼び、舊志には從三位上・從五位等の神位を記せるものあり、享保十一年八月五日宗源の宣旨を以て正一位を授けらる。もと瀧本坊といへる宮寺ありて奉仕せしも、明治維新後の神佛分離によりて廢絶し、社は同五年村社に列し、同四十一年九月二十三日字日谷の村社八坂神社(素戔)・字壘之上の同御年神社(不詳)・字アンタの同山神社(不詳)・字トガ木の同山神社(不詳)・字東の同竈神社(不詳)・字大和の同山神社(不詳)・字白岩嶽の同八幡神社(兼用)・字東の同八坂神社(兼用)・字マナブの同大年神社(不詳)を合祀し、大正元年十二月六日更に郷社に昇格し、同二年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は五百拾六坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・長屋・表門・裏門を存す。末社に春日神社・幸神社あり。氏地はもと本地及び大字土丸なりしも、明治二十八年後は本地のみとなる。例祭は九月二十四日なり。

禪徳寺

禪徳寺は字垣外にあり、寶陀山禪性院と號し、山城國久世郡宇治曹洞宗禪定寺末にして十一面觀世音を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百四拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓及び觀音堂を存す。寺寶中筆者不詳の釋迦・文珠・普賢像及び十六羅漢像・繪畫參幅は鑑査狀を有せり。

犬鳴山

犬鳴山は東南にあり、東は葛城山に亘り、東南は紀州の境を疆れり。本地より登ること貳拾五町に

七寶瀧寺

して山上に達す、巨松蒼鬱せり。大木川は源を山間に發して飛泉と爲れるもの七、曰く兩界瀧・塔の瀧・辨才天瀧・固津喜瀧・布引瀧・奥瀧・千手瀧是れなり。高きは塔の瀧の拾參尺を最小として固津喜瀧の八拾尺を最大とす。七寶瀧寺は此の溪間にありて、小角の遺跡は所在に散點し、山名は寺の山號に起因せり。寺は犬鳴山白雲院と號し、もと眞言宗の無本寺なりしが、今は紀の金剛峯寺の末となる。本尊は俱利伽羅不動明王にして、小角の自作なりと傳ふ。緣起に依れば、齊明天皇の御宇役小角の開創にして、大和國大峯山に先つこと六年なるを以て、本山上と稱し、小角の鎮護國家五穀成就の祈願を修したる根本靈場なり。其の七寶瀧寺と稱するは、淳和天皇の山中七瀧に雨を祈り給ひしに應驗ありしを以て、金銀珠玉に擬して勅賜せられしものなりといふ。又犬鳴山と號するは、宇多天皇の寛平二年三月一獵夫あり、犬を率ゐて此の山中に入り、鹿を狙ひしに、傍に巨蛇あり、頭を擧げて將に獵夫に及ばんとす、獵夫鹿に意ありて之を知らざれば、犬は連吠して急を其の主に告ぐれども、獵夫之を曉らす、鹿は犬吠に驚きて遁げ去りぬ、獵夫は怒れり、怒れると同時に斬られし犬の頭は躍りて蛇を噛み殺せり。是に於て獵夫は初めて其の故を知り、思へらく犬は不動の使獸なり、是れ偏に明王の靈驗なりと。茲に忽ち信念を發して寺に入り、薙髮して殺生の罪業を懺悔し、篤く犬を葬りしが、後此の事叢聞に達して犬鳴山の號を賜はりしと。又白雲院と稱するは、昔淡路の小聖といへるもの屢禁闕に出入せしに、遂に宮嬪の志津といへる女に懸想せられ、花鳥の使を通じければ、小聖逃れて此

の山に隠る。志津は又跡を追ふて巖徑崎嶇たる所に至りしに、白雲俄に山を掩ひて小聖の行く所を失ひ、志津は悲泣落膽して遂に路傍に愁死せしかば、人憐みて之を葬りしに、墓上に雲のかゝることあれば必ず降雨し、志津の餘涙と稱せられ、白雲の小聖を隱せしは、不動の擁護せし所なるを以て院號となせしものなりと。降て後村上天皇の正平年中に志一上人あり、紀州粉河の産にして顯密禪の三宗を兼ね、當寺に住し、土丸城主橋本判官正高と謀りて塔頭六院及び鎮守辨財天堂を建て、當寺中興の祖となる。後、後龜山天皇の天授年中本堂を除きて堂塔悉く兵燹に罹りて灰燼と化し、ついで織田氏に數百町歩の寺領を沒收せられて、寺門荒涼を極めしが、豊臣氏に至り瀧本坊を再建して、寺領參拾石を寄與せられ、貞享四年岸和田城主岡部美濃守に新田五反歩を寄せられて明治の初年に至る。今は無檀の古刹なれども、尙壹百四拾坪の境内に本堂・庫裏・茶所・拜所及び觀音堂を存し、政府は保存の資を下附し、且信徒の來賽するもの絶えざるを以て、舊觀に復する能はざるまでも、亦以て法燈は永く明なるを得ん。本堂の前に懸れるは千手瀧にして、堂を繞れる溪水に沿ふて上れば、固津喜瀧・奥瀧あり。布引瀧は別溪にあり。東視・西視の險は復た其の登りし上にあり。最頂は謂はゆる行場にして、當面の山は即ち燈明嶽なり。又別峯に不動堂あり、半腹紫苔の蒸して草木の生せざる所を蛇原といひ、名蹟の一なり。その他天狗松・押上石・行者笈掛石・屏風岩・行場石・風穴・連理枝・梵字石・石綿・宮女志津墓・胎内寶・義犬墓及び瀑布等各所に錯落し、史あり題あるものならざるなし。

殊に秋に入れば萬緑の間錦繡點綴して艶麗の致を添へ、閑雅幽寂にして一點の俗氣なし。古來名流の機に乗じて來遊せしもの少からず。

忍ひきや七の寶の瀧に來てむつのにこりを清むへきとは
山里はれられさりげり夜もすから松ふく風に驚かされて

九條植通
和泉式部

本地の領主及び區畫の變遷は、大字土丸に同じ。

大字	字	舊	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
土丸			三四・四七〇		一三五・九三四	三六三	一五〇・八五〇	四九		
大木			六〇・六五〇		一三三・六〇三	六六三	三二・八四三	七四		
計			九七五・一三〇		二六九・五三六	一、〇二六	五三・七〇一	一二三	一、〇二六	一、〇二六

第二十五項 田尻村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、吉見村・嘉祥寺村の兩村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、兩村の間を通ずる田尻川の名を採りて田尻村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて日根

郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字吉見

本地は古來日根郡に屬し、もと中通莊の内にして東吉見・西吉見の二ヶ村たりしが、明治八年五月合併して吉見村と稱す。村名は寶龜年間吉見小佐治といへる人來住開墾し、作人を招き寄せて一村を爲し、其の姓に因みて吉見村と名づけしと萬歲記(本地の舊家松本新五郎所藏)に見ゆるものは其の起原ならんか、西は茅渚の曲浦に面し、古來漁家の錯落せし所にして、藻鹽草に見えたる吉見の里なるべし。俊成は近江國として左の歌を詠じ、載せて六帖にあれども、秋の寢覺には和泉國とせり、今は之に従はん。

月をたによしみの里の秋の暮松風ならてとふ人もなし

俊成

續西軍記

菊地氏鎮西より出征せられし時、此沖にて難風に逢ひ、此浦に上陸す、

吉見なる濱の松風秋ふけて世の末人もきねたうつらん

萬葉

月もよし風も吉見の松風に昨日もけふも遊ひくらしつ

同

出て、見よ吉見の里に秋の月沖吹きかへす松風の聲

吉見里

新井白石

雄鳴青野外 犬吠翠微間 桃欲迷前跡 桂塔歌小山 數家機杼動 一水桔槔間 每隨明月到 應伴白雲還

春日神社

春日神社は東方字秋の山にあり、武甕槌命 齋主神・天兒屋根命・大日靈貴命を祀れり。前記の萬歳記に依れば、寶龜年間吉見小佐治の來住して、此の地を開發して一村を爲したるとき、其の祖春日大明神を勸請せしものなりといふ。明治五年村社に列し、同四十年十一月十一日字稻荷の村社稻荷神社(保食)・字南出の同殿島神社(市杵島)・字毘沙門の無格社多聞天神社(大山)・字東出の同日向神社(太田)・字北濱出の同事代主神社(八重事)・字大將軍山の同大將軍神社(磐長)及び大字嘉祥寺字村端の同八坂神社(素盞)を合祀し、同四十二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。往時にありては北方田尻川の南岸より、舊加太街道の東に沿ひて南に亘れる壹萬七千餘坪の境内なりしが、元祿年間維持の困難なるに際し、領主に歎願して岡部數馬に再建せられし時、境内除地の證として石に文を刻して埋め置きしを、前年發掘したるに左記の文を鑄せり、其の境内の如何に廣かりしかを知るべし。然るに明治三年四月十四日領主遠藤但馬守の江州三上より移りて陣屋を構ふるに及び、其の六千坪内外を以て同敷地に充て、陣屋の廢せらるゝに及び拂下げられて民有となり、其の他の地所も亦漸次民有地に轉じければ、境内は減じて今の如く壹千四百拾參坪となりしも、其の一旦民有地となりし陣屋敷地の内約參千六百坪は寄附せられて境外社地に復せしかば、境内外を通じて約五千坪の社地となる。松樹鬱蒼として社頭を覆ひ、本殿・拜殿を存す。末社に若宮神社あり。氏は本地一圓、例祭は十月十一日なり。

(證 石 文)

泉州日根郡吉見村御境内坪數壹萬七千七百拾參坪春日大明神御領再改惣廻傍介石數二十九本

元祿年間九月十三日

彌太郎代 伊庭三郎右衛門

遠藤但馬守陣屋の址

遠藤但馬守陣屋の址は、春日神社の境内地以北田尻川に至る一帶約六千坪内外の所是れなり。遠藤氏は明治三年四月十四日近江國野州郡三上より此に移り、治所を定めて吉見藩と稱し、後吉見縣の所在たりしが、同四年十一月二十二日堺縣に統轄せられて墟となれり。同敷地の内なる小高き所に藩主の御殿を設けられ、老臣以下総て其の周圍に家を構へければ、一時人家殷賑の巷と化せしも、廢縣後に至りて藩士は四方に離散し、其の地は拂下げられて民有地となり、更に其の一部たる參千六百坪内外の地は前記の如く寄附せられて春日神社の社有地となる。今の田尻尋常高等小學校のある所は、當時に於ける大手門の址なり。又其の西方の字濱出に明き屋敷と呼べる字地あり、今は吉見紡織株式會社の敷地となる。此の地は岸和田藩主岡部侯の分家たる麾下岡部氏の曾て邸を構へし所なりといふ。淨林寺は字東出にあり、高松山照月院と號し、淨土宗鎮西派上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は四百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

正善寺は字南出にあり、紫雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百四拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元和五年より松平周防守の領地となり、寛永十七年岡部美濃守の領地に轉じ、寛文二年岡部

正善寺

淨林寺

麾下岡部氏の舊邸址

河内守の領地に換り、享保五年徳川氏代官の支配に歸し、天明二年田沼玄蕃頭の領地に移り、同七年再び徳川代官の支配に歸し、文化十三年岡部美濃守の預所に轉じ、天保六年遠藤但馬守の領地となり、同氏世襲して但馬守胤城に至り、明治二年六月上地せり、依て三上藩の支配に移り、同三年四月十四日吉見藩に改まり、同四年七月十四日吉見縣の管轄に移り、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十二區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まり、同年四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字嘉祥寺

本地は古來日根郡に屬し、もと中通莊の内にして嘉祥寺村と稱す。字地に嘉祥寺・陸方・浦方といへるあり。泉州志には「昔山城國深草有嘉祥寺、嘉祥年中所建勅願寺也、此村依爲彼寺領云爾乎、仁和寺領曰仁和寺村之類歟」と記せるも、一説にはいふ、本村には往時三論宗の嘉祥寺と稱する寺院ありしを以て村名は是れに因めりと。其の何れの眞なるかは後の精査を俟つ。

嘉祥神社

嘉祥神社は中央字上出にあり、保食神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十一年八月三日字西濱の村社海上神社(海津見大神)・字北出の同海南神社(事代主大神)・字岡の下の無格社牛神社(彦田彦命)を合祀し、同四十二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百坪を有し、末社に神明神社・住吉神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十一日なり。

眞光寺

眞光寺は字上出にあり、光明山法泉院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。觀應三年和田新發智源秀の開基にして、嘉祥寺坊舎法泉院と號せしが、嘉曆年中再興し、康永元年眞宗に轉じ、寛正五年眞光寺法泉院と改稱せり。境内は參百九拾五坪を有し、本堂兼庫裏・玄關・廊下・鐘樓・門を存す。

本地は元和五年より松平周防守の領地となり、寛永十七年岡部美濃守の領地に轉じ、天明二年徳川氏代官の支配に歸し、同四年また岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字吉見に同じ。

大字	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の人口	大正元年 大正九年十月一日 國勢調査の人口
吉見	六〇・二六七	五・六五五		八〇五	六〇・九五五	八四二
嘉祥寺	一、二八三・三二〇	五九・四四七		九六八	八五・四〇三	六九

計 一、二、三、四、五、七、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

第二十六項 新家村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、新家村・別所村・兎田村の三ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる新家村は舊新家莊に屬するに依り、其の舊莊名を採りて新家村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字 新家

本地は古來日根郡に屬し、新家莊と稱し、上村・中村・下村・宮村・野口村・高野村の六ヶ村たりしが、明治 後合併して新家村と改め、舊村名は字地となる。村の記録に依れば、新家莊はもと三谷莊と呼び、莊内は分れて前川・笠岡・土手岡・中原・龜岡・下の原・山下・樫木・宮原・湯屋谷・口の畑・苗代・奥垣外・丈夫谷の十四ヶ村たりしを、元和九年二月三谷莊の名を新家莊と改め、同時に前川・笠岡の二ヶ村を合併して上村、土手岡・中原の二ヶ村を合併して中村、龜岡・下の原の二ヶ村を合併して下村、山下・樫木・宮原・湯屋谷の四ヶ村を合併して宮村、口の畑・苗代の二ヶ村を合併し

て野口村、奥垣外・丈夫谷の二ヶ村を合併して高野村と改めたるものゝ如し。尙其の記する所に依れば、其の地は三笠山の谷より出づる水の流域にあるを以て三谷莊の名起れるものにして、其の之を新家莊と改めしは、種河神社の條に記するが如く、莊内に爭論ありしに依り、人氣を一洗する。意を以て此の新聚落的の名を附したるものならん。北信達村大字市場に接し、同地の信達宿たりし當時は、其の助郷となりて人足を差出せり。之に就て文久元年改とせる谷中明細記に記する所あれば、左に之を抄出すべし。

當村信達宿助郷之儀者、紀州樫御通行之節、一日相助人足差出候處、多分人用相掛り候に付、去る天明四辰年及出入、大坂西御番所訴訟差上候處、信達宿方内濟順出、當村に而米貳石參斗參升九合九勺、石に付六十目替之直段に而岸和田郷會所へ相渡し、高百石に付人足五人差出し濟來り時方内濟印紙爲取替相濟來り罷有、又々再應出入に相成、當時に而者紀州樫御上使並聖護院様御通行丈け者割合之人足差出し、外語入用銀壹貫目内外當村え相掛市場村へ相渡來り候外は、米參石參斗參升宛當時に而は岸和田御手形直段を以て當村より年十二月岸和田郷會所え定式相渡申候、

種河神社

種河神社は字大宮にあり、祭神は素盞鳴命・丹生大神・繩神なり。往時南山の荒尾山に祇園天王の坊舎あり、荒尾谷天王と稱して衆人崇拜せり。南山といへるは、南方紀伊國岩戸の六角堂より、北は樫井川を限り、東は江川神通谷嵐山を限り、西は瀬口・二軒屋を限れる間の總稱にして、荒尾谷とは其の山間なる今の東信達村 大字童子畑是れなり。天文十四年春當地に疱瘡流行し、病勢猖獗なりし

を以て祈禱したるに、護札の効驗著かりしかば、衆庶の崇敬益厚かりしも、天正年間の騷亂に際して兵火の爲め社房焼失せり。依て其の別當職たる坂口寶藏院の前主自信は、當地の山下・檜木の森附近に假社殿を營みて移し奉ると共に、住民の避難地にも分靈せり。住民の避難せし所は今の東信達村大字葛畑及び同童子畑にて、兩地共に祠を建て、八坂神社と稱し、産土神として崇敬せり。荒尾谷鎮座當時に於ける狛犬の、葛畑の八坂神社と當社とに各其の一個づゝを殘せるは之が爲めなり。又南山の區域内なる湯屋谷に繩神の社ありて、空海の勸請なりと傳へ、明應四年八月の大風雨に社殿破壊せしを以て、文龜元年一小祠を造りて神體を安置したるに、文安二年現覺院の教空師復た之を山下・檜木の森に移しければ、祇園天王社と同所となる。然るに三谷莊内に種々の爭論起り、結んで永く解けざりしに、偶元和六年正月月光院の前住淨月淨花入心房、京都より紀伊國なる故郷に歸らんとして月光院を訪ひて滞在しける内、莊内に爭論あるよしを耳にして之を歎じ、種々思案したる上此の兩社と宮村の千代見笠山 祭れる丹生大神とを併祀し、大社殿を建て、莊中の總社と爲し、以て和睦せしめんと欲して衆に諮りしに、森本作太夫なるもの率先之に賛同せしかば、二人心を協せて奔走しけるに、莊内全く和平に歸しければ、社殿の建築に着手し、同九年四月に竣成して三社を合併し、寛永元年九月京都御室仁和寺御所より種河明神の神號を授けられたるもの即ち當社にして、莊内爭論の落着に依りて莊名村名を改め、當社の建營もなりければ、其の紀念として當社の境内を距る壹町許なる馬場前

の空地に、松樹三本の幹を結び合せて植付けたるに、幹は結合して一幹となり、末は三本となりて生育繁茂せしといふ、松は今も挺然翠綠を滴らして新家の三本松と呼ぶ。かくて社は莊の總社となりて崇敬され來りしが、明治の後に至りて種河神社と改め、村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十月十一日字上野の無格社兩皇神社(天照皇大神 豐受大神)・字中之宮の村社八幡神社(豐田 別命)・字下の宮の同勝手神社(愛媛 命)・字上野の同牛神社(不詳)・字笠山の同白山神社(伊井 諾命)・字清ヶ濱の同水木神社(大海 神)・字ノヨリの同牛神社(不詳)・大字別所古垣外の同八坂神社(素盞 鳴命)・無格社日吉神社(不詳)、同四十一年十月十九日大字兎田字前山の村社八坂神社(素盞 鳴命)・同大字々小谷の同池神社(不詳)・同大字々中川原の無格社牛神社(不詳)を合祀せり。合祀社の由緒等は左記の如し。境内は壹千貳百五拾貳坪にして、老樹鬱蒼として繁茂し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・直會所・社務所・社宅等を存す。神前の額面は根來寺の僧正慈空師の直筆なりといふ。氏地は本村全部にして、例祭は十月十三日・夏祭は七月十四日なり。

一、勝手神社は、井手氏の祖先賢語初めて日蔭原に住居を構へし時、屋敷の鎮守として小祠を建て、大和國吉野勝手明神の分靈を勸請して崇敬せしもの其の起原なり。至徳元年井手氏の龜岡に移轉するに及び、東戸といへる山の絶頂に遷座し、長享二年八月十二日社殿を改營して舊龜岡・前川・笠岡三ヶ村の産土神となりしに、元和元年檜井川の戦に際し、井手氏焼失して絶家となり、社殿も類焼せしかば、吉野家の發企にて同九年山下に社殿造營の工を起し、寛永三年八月に至りて竣

成せり。爾來上村・中村・下村の産土神と崇敬せられて合祀當時に至る。

一、八幡神社は、正長二年島山家の武士高野正六郎なるもの丈夫谷に來りて住居せし時、中谷山の絶頂に八幡大神を勧請し、天文四年八月社殿を建て、中谷廣岡八幡宮と稱したるもの其の起原なり。寛永元年土手岡の興行堂の森に移され、舊高野・野口・宮村の産土神として崇敬せられて合祀當時に至る。

一、水木神社は、清ヶ濱に一小祠ありて大龍王と號し、雨を祈れば効驗空からず、文龜三年・應永三十二年・文明四年の大旱魃に當り、農民の難澁しける時は皆當社に祈願を爲せり。慶長十七年五月の降雨出水に社殿も社地と共に崩壊せしことありしが、寛文年間岡部數馬の雨乞祈願所と定めらるゝに及び、庄屋山田源治郎に命じて石祠を再建せしめられ、近郷近在の雨乞祈願所として合祀當時に至る。

一、白山神社は、もと宮村の千代見笠山に一小祠を設け、加賀國白山に鎮座せる伊弉諾命の分靈を勸請して崇敬し、慶長十七年五月の降雨出水に社殿も山と共に崩壊せしかば、諸民之を悲み、協議の末庄屋山田源治郎の發起にて、承應年間に石祠を再建して御神體を安置し、崇敬以て合祀當時に至る。近郷近在より齒を病む者參詣し、參詣者は祈りて神前の箸を持歸り、平癒すれば倍數の箸を返して御禮參するを例とせり。

一、兩皇神社は僧正行基の勸請にして、阿覺院の境内に祀りありしを、文明年間興貞法尼の同寺を再興して藪内寺と改むるに及び、尙其の鎮守となり、寺已に廢して口の畑及び苗代の産土神と崇敬せられて合祀當時に至る。

一、大字別所字古垣外の八坂神社は、正長年間以前より其の地に存して山王大權現祇園天王と崇め祭られしも、同古垣外は其の後三谷莊の中谷廣岡八幡宮の産子となりて當社を離れ、同宮の土手岡興行堂の森に移るに及びて、復た同社を離れて更に當社を再建し、産土神と崇めて合祀當時に至る。

一、大字兎田字前山の八坂神社は、以前より其の地に鎮座ありしが、天正年間の兵火に罹りて社殿焼失せしを以て、其の後庄屋源右衛門の發起に依り再建し、寛永二年に至りて更に改築し、其の後文化十四年に本殿及び門・天保十三年に石の鳥居を建て、同十五年五月神祇伯より四組の木綿纏を納められて合祀當時に至る。

清明寺は字上村にあり、日輪山月光院と稱し、淨土宗大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。正平の末年楠氏の血族興貞尼來りて豪族伊手氏に頼り、一字の禪院を創立して興禪寺と稱したるもの當寺の起原なり。文明年間に至り轉宗して阿學院と改稱し、新義眞言宗根來山大道院に屬す。然るに天正十二年織田信長の根來寺を討つに當り、住職隆智なるもの一方の大將として出で、諸所に轉戦して陣歿

しければ、本地は之が爲めに全部兵燹に罹り、寺は僅に阿彌陀堂の類焼を免れたるのみなりしが、同十七年三月學道上人堂宇を造營して再興し、淨土宗鎮西派に屬して更に清明寺と改む、故に同上人を以て開基とす。同上人は元和六年淨月淨花入心房の當寺に滞在して、三谷莊の爭論を和睦せしめんとするに際し、之に力を戮せて種河神社の建設に奔走せり。後幾回となく火災に罹りて斷絶せんとせしが、二十三世淨譽門澄は享和二年より文化十三年に至る自力修業にて獨力再建し、降て明治十六年二十五世忍譽屯中上人に依りて更に堂宇等を再營せらる。屯中上人は篤志にも餘暇ある毎に本地に關する重要書類を蒐集し、其の記録は今に残りて本地唯一の資料となる。境内は貳百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・客室・納家及び門を存す。外に大師堂あり。

宗福寺

宗福寺は字中村にあり、白露山清月院と號し、淨土宗上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百九拾坪を有し、本堂・庫裏・客室・納家・門を存す。外に地藏堂あり。

淨福寺

淨福寺は字高野にあり、慈雲山光道院と號し、淨土宗大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・納家・休憩所・門を存す。外に地藏堂あり。

千代見笠山
躑躅笠山

千代見笠山は字宮村にあり、字高野の躑躅笠山及び北信達村大字市場に屬する菖蒲笠山と對立して三笠山の稱あり。何れも群峯に秀で、姿勢婉然、山形自ら笠に似たるものあり、是れ此の稱ある所以

なり。而して此の千代見笠山は其の最も艶麗なるものなり。本名を經ヶ峯と稱し、茅萱の嫩芽は縁を爲し、山嶺には十三株の老松天に參し、亭然として千古の蒼翠を帶べり。傳へいふ、往昔大部の經卷を納めて塚と爲し、其の紀念として栽ゑたる稚松の幾星霜を経たるものなりと、經ヶ峯の稱は蓋し之に因めり。樹下に立ちて眸を放たんか、紀・阿の群峯は波浪の如く、茅渟の海は淨鏡の如く、泉州は浮べる島に似て、淡路の山は呼べば應へんとす、風光の美はいはすもがな、雄景大觀極れり。松は復たお菊の髮結松と呼ぶ。元和元年五月大坂城頭に妖雲の黷ける頃なりけん、關白秀次の妾お小督局の腹に生れ、波有手村の後藤六郎兵衛に養はれて人となり、二十歳にして紀州の山口兵内に嫁ぎしお菊は、養父喜内の使命を帯びて大坂城内なる夫兵内の許に行かんとて、二人の從者を伴ひて家を出で、敵の目を忍びて間道を進み、童子畑村を経て此の山に上りしは、途中に於て女裝微行の危険なるを感じ、其の扮裝を變せんが爲めなり。乃ち櫛笥鏡を出して松の根元に端座し、己が姿を眺めつゝありしが、やがて其の愛でつる縁の黒髪を短く切つて落し、落ちし黒髪は見向きもせず、手早く若衆鬚に結ひ爲して、夫兵内の曾て用ひし華美なる衣を着け、刀の袋を拂ひて之を腰にし、變れる姿を鏡に映じて微笑し、小笹繁れる山路を越え、河内を經、大坂に入りて使命を果せしぞ殊勝なれ。而してお菊の此に切り落したる其黒髪は、今まで用ひたる蒔繪の小櫛に鏡を添へて松が根に埋め、且左の一首を口吟したりとなん、里傳に残りて今も尙人口に膾炙せり。松にお菊髮結の名を附し、山に千代見の稱を冠せし

は、お菊の理髪・口吟に因みて時人の稱へ初めしものなるべし。

人間はまかくと答へよ千代かけて人みぬ形見と峯の松風

本地は寛永十七年より岡部内膳正の領地たりしが、寛文二年岡部數馬の領地に換り、享保五年徳川氏代官の支配に歸し、安永七年牧野備後守の領地に移り、天明二年田沼玄蕃頭の領地に換り、同七年再び徳川代官の支配に歸し、文化十三年岡部美濃守の預所に轉じ、文久元年久世大和守の領地に屬し、同二年三たび徳川代官の支配に歸し、慶應元年更に京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月二十三日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まり、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日別所村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字別所

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして別所村と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字新家に同じ。

大字菟田

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にしてうさいた村と呼び、菟才田又は菟田の文字を用ひしが、後今の如く菟田に作れるも、尙「うさいた」と稱す。西南に山を負ひ、東北に菟田川を繞らせり。

菟田川は樫井川の本地に沿へるの邊をいへるなり。川は古の免寸河なりと傳へ、和泉志には巨樹の址は東方にありと記し、里人は字江久保又は同東川の地を其れならんといふ。巨樹は古事記仁徳天皇の段に見ゆるもの其れにして、同記に依れば、同天皇の御宇免寸河の西に一の高樹あり、其の影朝には淡路島に及び、夕には高安の嶺を越ゆるの巨木なり。故に其の樹を伐りて船を作りしに、捷かりしを以て枯野と號し、淡路島の寒泉を汲みて大御水に獻せしが、後破壊して鹽を焼き、焼き残りの木を以て琴を作りしに、其の響は七里に聞えしと。然れども同樹のありし所に就ては諸説ありて、其の果して本地なりしやは定かならず。

古事記 仁徳天皇の段 此之御世、免寸河之西有一高樹、其樹之影、當旦日者遠淡道島、當夕日者越高安山、故切是樹以作船、

其捷行之船也、時號其船謂枯野、故以是船、且夕酌淡道島之寒泉、獻大御水也、茲船破壞以燒鹽、取其燒遺木作琴、其音響七里、

善照寺

善照寺は字合下にあり、兎月山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。天正三年道善の開基なり。境内は四百四拾五坪を有し、本堂・鐘樓・太鼓堂・土藏・門を存す。

因超寺

因超寺は字前川にあり、一寶山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。境内は壹百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日聯合を離れて一村獨立したるの外は、大字新家に同じ。

大字	字	石高	明治八年改正		町村制施行		大正元年	
			有租地	反別	町村制施行	反別	町村制施行	反別
新	家	一、六九〇・七九八	一、六八三	一、六八〇	四〇五・六二二	一、一四三	一、一四三	
別	所	二九・六九〇	一五・七〇五	七	四〇・八二七	九二	九二	
兎	田	五八・三三三	四九・二五三	四〇七	八九・六七九	四三二	四三二	
計		二、三三七・〇五三	二、四一八・〇〇一	一、六四〇	五三六・三三七	一、六六五	一、六六五	

第二十七項 東信達村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、六尾村・金熊寺村・楠畑村・童子畑村・葛畑村

の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊信達莊の東部に位置せるに依り、其の意を採りて東信達村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字六尾

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして六尾村と稱す。峯中記に六尾宿と見ゆるは本地なり。

阿彌陀寺は字阿彌堂址にあり、弘誓山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和元年の創立、安政五年の再建なり。境内は壹百五拾八坪を有し、本堂・鐘樓・厨・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は年月不詳小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改ま

阿彌陀寺

り、同年四月十三日其の十番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 金熊寺

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして金熊寺村と稱す。村名は金熊寺の名に因めり。

金熊寺は西方金熊寺山にあり、一乘山觀音院と號し、眞言宗仁和寺末にして如意輪觀世音を本尊とす。天武天皇白鳳十年役小角の創建に係り、本尊は小角の靈夢に感じて金銅六寸の尊像を土中に得、自ら四肘の木像を造りて其の聖容を納め、以て寺に安置せしものなり。正安元年正月二十八日堂塔坊舍回祿の災に罹りしも、本尊のみは其の災を免れしかば、人みな之を奇となせり。寺名は鎮守として小角の金峯・熊野の兩神を勸請せしに依れりと傳ふ。境内は壹千五百坪を有し、本堂・庫裏・廊下・土藏・厨・鐘樓を存す。外に行者堂・藥師堂・地藏堂あり。

寺後の山中に梅林あり、是れなん謂はゆる金熊寺の梅林にして、溪間は梅樹ならざるなく、老幹搓朽として枝を交へ、花時には滿山白雲と化し、高潔の風丰清楚の姿趣、幽香鼻を撲ちて轉た仙境に遊

金熊寺

金熊寺の梅林

ぶの思あらしむ。大和の月ヶ瀬に對して小月ヶ瀬の稱あり。

金熊寺觀梅記

中瑞雲齋

天下以梅花得名、兼以山水之勝者、莫和之月瀬者也、拙室・栗園二翁曾記其絕勝矣、吾泉之州亦多梅花、而兼山水之美者獨推金熊寺、呼爲小月瀬、吾友盤谷亦記之、以啓後之好遊者焉、一夜奇寒沁骨不能睡、燈下并讀三記、恍如身遊其間者、時夜將半、有人月下款門、出遊乃吾友槐窓也、執予手曰、花期已過矣、盍同遊小月瀬耶、予喜出望外、急謀諸婦治具、具成而天亦漸白、蓋金熊寺距茲三里而遠、屢種樹郭生爲導、拉槐窓及兒輩、出門而西、渡堰水而南、抵新家村小憩、從是舉足浸高、所經山溪々々種梅、多與松竹橘茶相伍、忽得澄潭、豁然開朗、郭生指遙峯曰、是六雄山也、指山麓一帶烟霞曰、是梅花也、予未信、逡巡而下、愈進愈近、始知梅花紅白相雜者、便此山與金熊寺接、沿溪有村亦與此山同名、有隨戶頗富、名曰武平、予曰、有是哉、予聞和之月瀬亦有隨戶同名、可謂奇矣、捷徑窮而就坦路、路自信達驛而通、自是足指又仰、行數百武而見華表、郭生曰、卽金熊寺也、寺宇皆荒涼、獨神祠殿宇存於最高處、喬木相掩白晝猶暝、自覺神威肅然、此日烈風砭骨、欲暫附火呼酒、訪祠官矢野氏、翁適他出、二子迎座南軒、軒前水流梅開、殊有佳致、出所齋具共酌、下階而道遙於園、園在寺後山腹、樹不甚大、然非新栽物、玲瓏映帶不著點紅、自覺非人間也、槐窓顧予曰、翁之詞某有國什云、矢野之神山花開矣、蓋此園耶、話且出園螺旋而下、有池瀾疎影、始知道仙詩句之妙、直過池塘、至神山之東南、奇芬撲鼻、殊多老樹、有幹兩裂半仆半立、如烈士力病仰天而嘆世者、有條曲而伸々而橫、如壯夫欲舞矛戟斫醜虜者、有蟠根生氣條、如奇男欲振鐵鞭擊叢吏者、剛態毅狀大快人意、與槐窓叫奇不已、徘徊倚倚不能去、郭生屢促觀他壯觀、乃返杖有坦路、通紀之根來寺、路之與溪或接或離、溪之南北香氣氤氳、目之所向渾無不梅花、遷高眺之其紅其白相爲繚繞、而翠萼綠橋或點綴其間、互相映射合成萬重彩雲、而亦有好巖峻峯競秀于其上、嗚呼壯哉、實可謂吾泉之絕勝也、此足以壓和之千里一色天地亦白者、何爲自謙而呼小月瀬哉、而水聲琤然奔于彩雲之間、而無舟可泛、亦缺和之一棹中流

山水俱動者（中略）耳、溪北亦多老幹、峻嶺蒼蒼點綴者、盤谷記中已詳焉、予不復贅、會日迫曠、取原路乃歸、至六雄村、醴戶主人迎予於路而苦留、予素乏勝具、且覺疲倦、遂投宿焉、翌日辭去、至金輪松與槐窓別歸於家、後數日援筆爲記以示盤谷、實其曾遊與此行清興果何如、乃併錄所得詩以添蛇足、時辛酉正月念二日、而距春分僅十有八日也、

六峰登處一村斜 雲墨方知醴酒家 回首梅花紅不少 恰如先我醉流霞

幾日烹茶獨對梅 更探幽絕陟崔嵬 山靈休怪橫長劍 我比樵柯老木來

看來欲與桃源配 淺水疎篁相向背 不分水姿不入時 帶將春醉益剛態

一林香雪隔篁清 子細看來玉骨橫 暫掃青苔題句處 似逢奇士話平生

路忘南北逐清芬 已出紅霞又白雲 隔水同人喚相顧 滿身玉屑映斜曛

訪矢野翁不在、與二子酌所携酒、宅在金熊寺外、

地寒人健宅清潔 共對梅花話義烈 一笑呼杯催暖處 滿筵下物皆水靈 無奈老仙遠踏雪

見機應避吾凡過

歸途宿醴戶上野氏

踏遍梅溪覺脚疲 擁衾食暖起未遲 誰知殘夜疎鐘裏 幽夢尙迷香雪澗

信達神社

信達神社は同所にあり、神武天皇・金山彦命・伊邪那美命を祀れり。神武天皇はもと梅井村に祀られしを當所に移し、白鳳十年役小角金峯・熊野の兩神を勸請して本殿に合祀し、以て金熊寺の鎮守とせしものなり。依て同寺の鎮守として金熊大權現と呼ばれ、信達十三ヶ村の産土神なりしが、天正十三年六月二日織田信長の根來征伐の兵火に焼亡しければ、正保四年再建し、貞享四年岡部侯に社寺領新田六反歩を寄附せらる。明治維新の神佛分離に依りて同寺と分れ、同五年郷社に列せしも、翌六年四月村社となり、同四十年九月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年二月五日大字童子畑の村社諏訪神社（建御名方命）・同下諏訪神社（不詳）・同嚴島神社（市杵島姫命）・無格社上道祖神社（不詳）・同下道祖神社（不詳）・大字葛畑字西垣外の村社八坂神社（素盞鳴命）・同大字々上の山の同山神社（大山咋命）・雄信達村大字馬場字殿垣外の同高城神社（彦五瀨命・興津彦命・興津比賣命）・同村大字幡代字大垣内の同稻荷神社（不詳）・同村同大字々宮之久保の同久保神社（吉備眞美命）・同村同大字々堀口の同牛神社（不詳）・同月二十四日本地字寺内の同日吉社（大山咋命）・同字下ヶ谷の同雨山神社（高麗神）・同年五月二十一日大字六尾字市の宮の同一の宮神社（素盞鳴命）・同大字々天神の同菅原神社（菅原道眞）・同大字々幸神の同竈神社（興津姫神）・同四十二年九月十二日北信達村大字岡中字長前寺の同神明神社（天照大神）・同村同大字々走り掛の無格社王子神社（不詳）・同村同大字々雨山の同意加美神社（不詳）・同村大字牧野字日念田の村社住吉神社（底筒男命）・同村同大字々の場尻の同鹿島神社（武甕槌命）・同村同大字々日念田の同八幡神社（豐田別命）・同村同大字々向い山の無格社牛頭神社（素盞鳴命）・同村同大字々長藏の同神明神社（天照大神）を合祀せり。

境内は壹千九百拾參坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・神樂所・神輿舎を存す。末社に金刀比羅神社・疫神社・日夜護社・市杵島神社あり。末社の日夜護社には岸和田藩岡部氏の祖神を祀り、疫神社は延喜式の臨時祭に見ゆる畿内の堺に置かれし十處疫神中の一ならんといふ。氏池は本村及び北信達村・

疫神社

西信達村・樽井村・雄信達村大字幡代・同馬場にして、例祭は従来陰暦の九月十六日なりしも、明治四十三年より改められて陽暦の十月十六日となる。本地の領主及び區畫の變遷は、大字六尾に同じ。

大字童子畑

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして童子畑村と稱す。山間の僻地にして、大字金熊寺の上にある。

地藏寺

地藏寺は字コンジャクにあり、延命山と號し、淨土宗鎮西派大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元祿二年僧顯譽の中興なり。境内は七拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字六尾に同じ。

大字楠畑

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして楠畑村と稱す。山間の僻地にして、大字童子畑の上にある。南は紀州に境せり。

大字葛畑

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字六尾に同じ。

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして葛川畑村と稱せしが、後葛畑村と改む。字地に堀河といへるあり、和泉志村里の條に「葛川畑屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。山間の僻地にして、大字童子畑の上にある、南は紀州に境せり。

極樂寺は字西垣外にあり、西方山阿彌陀院と號し、淨土宗鎮西派大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參拾壹坪を有し、本堂のみを存す。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字六尾に同じ。

極樂寺

大字	字	舊	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
六	尾	石	二八・二五〇	町	三四・八三九	三三	五三・四七三	一六四		
金熊寺			三九・五三〇		三三・〇一九	二六	二二・六九六	三〇八		
童子畑			三〇・四九〇		三六・三二六	二二	六九・〇七二	二〇四		

橋	101・660	24・609	120	11・698	9
葛	115・000	14・507	127	106・408	17
畑	1,106・060	159・900	953	564・558	98
計					124

第二十八項 北信達村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、大苗代村・市場村・牧野村・岡中村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊信達莊の北部に位置せるに依り、其の意を採りて北信達村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字 大苗代

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして大苗代村と稱し、大字市場・同牧野と併せて信達宿と呼ばれし所なり。

海會宮池は東方にあり、東西壹百拾間・南北貳百七拾壹間・周圍七百六拾貳間にして、池の南端は大字市場 内に斗出せり。僧正行基の鑿ちしものと傳へ、本地及び大字市場・西信達村大字中小路・同

海會宮池

北野・同岡田五大字の共有にして、俗に五ヶ池と呼ばれる。

一岡神社は海會宮池の後なる字一丘にあり、須佐之男男命を祀れり。もと海會寺の鎮守たりしを以て海會宮と稱し、同寺の全盛時代にありては、例年舊六月七日寺僧神輿を奉じて京都の八坂神社に至り、同月十四日還御ありしといふ。今も同社に當社の御休息所といふものを存せり。且其の建築物の大なりしは、境内に残れる礎石に依りて推察し得らる、即ち塔の柱石と傳ふるものあり、方六尺の大石にして彼此に散點せり。是れ天正五年織田信長の根來征討に際し、海會寺と共に全部火災に罹りし殿房等の遺礎にして、現在の社殿等は其の後附近村民の再建せしものなり。今も樫井川の下に渡御あるは、寺僧等の神輿洗の式の遺れるものなりと傳ふ。社は一に祇園と呼ばれ、明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十年十二月九日字城山の村社稻荷神社(採食神)・字若宮の同若宮八幡神社(祭田別命)・西信達村大字中小路字筆王子の同厩戸王子神社(不詳)・同村同大字々中之宮の同菅原神社(菅原道真)を台祀せり。境内は壹千九拾叁坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・神輿舎・社務所を存す。末社に市杵島神社・白山神社・日吉神社あり。氏地は本地及び西信達村大字北野・同中小路にして、例祭は七月十四日なり。

了安寺は字松田にあり、事相山と號し、淨土宗鎮西派大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。燈譽良然上人の開基なり。境内は壹百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・客室・門・長

了安寺

一岡神社